

令和2（2020）年版

環境白書

《環境に関する年次報告》



広島県

環境白書の刊行に当たって

広島県知事 湯崎英彦



私たちが住む広島県は、南に瀬戸内海の多島美、北に雄大な中国山地を有しており、豊かな自然環境に恵まれています。

本県では、この恵み豊かな環境を将来にわたって守り育てるため、平成28年3月に「第4次広島県環境基本計画」を策定し、「環境・経済・社会」の統合的向上を図りながら、環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みの構築を目指して、県民や事業者の皆様と連携・協働した取組を進めているところです。

近年の環境を取り巻く情勢としては、気候変動の影響による自然災害リスクの増幅などが懸念される中、気候変動の国際枠組みである「パリ協定」の本格運用が本年から開始されるなど、地球温暖化への対応が注目を集めております。

本県においても、温室効果ガス削減に向け、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直すなど、地球温暖化対策を推進していく必要があります。

また、世界的に海洋プラスチックごみによる環境汚染への懸念が高まっており、令和元年6月には、G20大阪サミットにおいて、2050年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が採択されました。

本県では、海ごみの回収や清掃の取組に加え、使い捨てプラスチックの流出防止対策を進めていくこととしており、本県の宝である瀬戸内海の環境保全に取り組んでまいります。

この白書では、「第4次広島県環境基本計画」の体系に沿って、本県の環境の現状や課題及びこれらに対する取組などを幅広く掲載しています。

本書が、県民や事業者の皆様のご環境に関する理解を深め、考え、そして行動につなげるための一助となることを期待します。

令和2(2020)年9月

目次

| | |
|---------------------------------|-----|
| 第1部 広島県の環境政策 | |
| 1 環境問題の推移 | 1 |
| 2 環境政策の方向性 | 2 |
| 第2部 環境の現状と県の実取 | |
| 第1章 地域活性化など地域課題の解決に資する環境施策 | 5 |
| 第2章 分野別施策 | |
| 第1節 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」 | |
| 第1款 省エネルギー対策の推進 | 7 |
| 1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進 | 7 |
| 第2款 再生可能エネルギーの導入促進 | 17 |
| 1 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進 | 17 |
| 第3款 森林吸収源対策の推進 | 20 |
| 1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保 | 20 |
| 第4款 その他地球温暖化対策の推進 | 23 |
| 1 フロン類対策による温暖化の防止等 | 23 |
| 第2節 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」 | |
| 第1款 資源循環を基本とした社会づくり | 25 |
| 1 一般廃棄物の3Rの推進 | 27 |
| 2 産業廃棄物の3Rの推進 | 28 |
| 3 資源循環の推進 | 30 |
| 第2款 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり | 34 |
| 1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理 | 36 |
| 2 産業廃棄物の適正処理 | 37 |
| 3 廃棄物不法投棄防止対策 | 39 |
| 第3節 広島の良い「地域環境の保全」 | |
| 第1款 良い大気環境の確保 | 43 |
| 1 大気質の保全 | 43 |
| 2 騒音・振動、悪臭の防止 | 47 |
| 第2款 健全な水循環の保全・管理 | 52 |
| 1 水質の保全・管理 | 56 |
| 2 水循環の確保 | 62 |
| 第3款 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全 | 63 |
| 1 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進 | 63 |
| 2 土壌汚染対策の円滑な推進 | 67 |
| 第4款 地域環境の維持・向上 | 69 |
| 1 総合的な環境保全対策の推進 | 69 |
| 2 環境汚染事案への対応 | 71 |
| 3 身近な緑地環境等の保全 | 72 |
| 4 優れた景観等の保全と創造 | 74 |
| 第4節 広島の豊かな「生物多様性の保全」 | |
| 第1款 生態系の健全な維持管理 | 78 |
| 1 豊かな恵みを次世代へ継承する取組の推進 | 78 |
| 第2款 自然資源の持続可能な利用 | 84 |
| 1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進 | 84 |
| 2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進 | 88 |
| 第5節 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」 | |
| 第1款 環境学習・環境活動の推進 | 92 |
| 1 環境学習と啓発活動の推進 | 93 |
| 2 自主的な環境活動を行う人づくり・仕組みづくり | 97 |
| 第2款 環境ビジネスの育成 | 99 |
| 1 環境・エネルギー関連産業の育成 | 99 |
| 2 リサイクル産業の集積・育成 | 100 |
| 第3款 環境配慮の仕組みづくり | 102 |
| 1 アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進 | 102 |
| 2 県民・事業者による環境負荷の低減 | 104 |
| 3 県自らの率先行動 | 106 |

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 付1 | 第4次環境基本計画における指標及びその進捗状況 | 110 |
| 付2 | 環境関連事業費 | 116 |
| 付3 | 県・市町の環境行政組織 | 117 |
| | 環境用語索引 | 120 |
| コラム | ●家庭における省エネ対策について | 19 |
| コラム | ●平成30年7月豪雨災害における廃棄物処理について | 33 |
| コラム | ●PCBを使用した照明器具が残っていませんか？ | 42 |
| コラム | ●ミヤジマトンボとその保護活動 | 83 |
| コラム | ●海ごみ対策について | 91 |

※本書及び「広島県環境データ集」は、広島県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載しています。
 (アドレス：<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)

※表紙絵：令和元年度環境と健康のポスター・標語コンクール(環境部門)広島県知事賞(ポスター)
 … P96 に紹介

第 1 部
広島県の環境政策

1 環境問題の推移

■ 公害対策の展開

本県では、昭和30年～40年代の高度経済成長期において、瀬戸内海沿岸を中心に、大気汚染や水質汚濁などの産業公害や、開発に伴う自然環境の破壊が進行し、大きな社会問題となりました。こうした問題に対処するため、国による各種の公害関係法の制定とあいまって、本県においても、「公害防止条例」や「自然環境保全条例」などを制定し、これらに基づく施策を推進してきました。

その結果、事業者や県民、国、県及び市町村の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全について、一定の成果をあげることができました。

■ 公害問題から環境問題へ

この間、経済成長に伴う都市化の進展や、生活様式の変化による大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムが定着し、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害、廃棄物排出量の増大など、現在も対応が続いている環境問題が発生してきました。また、近年では、地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少、酸性雨など、地球的規模の環境問題が深刻化しています。

こうした問題に対処するため、本県では環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本となる事項を定めた「環境基本条例」を平成7年3月に制定するとともに、平成9年3月には、同条例に基づく「環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、海砂利採取問題を契機とした瀬戸内海の総合的な環境保全対策や、びんごエコタウン構想の推進、一般廃棄物を利用したRDF発電事業などに取り組んできましたが、地球温暖化の進行、廃棄物最終処分場のひっ迫、ダイオキシン類等の有害化学物質問題やアスベスト問題、ツキノワグマなどの野生生物の保護・管理、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、グリーン購入や環境学習など、新たな取組を要する問題も多く、また、中国の深刻な大気汚染によるPM2.5等の越境汚染問題が生じており、引き続き、社会状況の変化に対応した施策を適切に推進していくことが求められています。

■ 国の動向

国では、『循環型社会』の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法^{※1}の制定・改正が行われてきました。平成25年4月には、有用金属の回収、使用済み小型家電のリサイクルを推進するため「小型家電リサイクル法」^{※2}が施行され、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」^{※3}の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」^{※4}、「PCB廃棄物特別措置法」^{※4}が制定されています。アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、「水銀に関する水俣条約」の

※1 リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

※2 小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

※3 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※4 PCB廃棄物特別措置法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

今、私たちがなすべきことは、私たちの社会を持続可能なものに変えていくことです。地球環境への負荷を減らし、電気、ガスなどのエネルギーの節約やごみの減量化・再資源化に取り組むなど、私たち一人ひとりのライフスタイルや事業活動のあり方を見直して、本県の優れた自然環境や生物多様性を保全し、次代に継承していく必要があります。

■ 環境政策の新たな展開

環境問題の変化に適切に対応して持続可能な社会づくりを進めるためには、規制的手法に替わる政策手法の導入や、環境配慮の仕組みづくり、環境学習の支援や、環境情報の提供など、多様な政策を組み合わせて、相乗的効果を発揮させることが重要になっています。

こうした取組の一つとして、本県では経済的手法を導入することとし、平成 15 年度に「産業廃棄物埋立税」を、平成 19 年度には「森づくり県民税」を導入し、その税収をリサイクル関連施策や温暖化防止対策の一つである森林整備等に充てています。

また、平成 24 年 7 月からの電力固定価格買取制度（F I T）を活用し、本県の地域特性や強みを生かした「太陽光発電」、「木質バイオマス発電」、「小水力発電」を重点分野として、再生可能エネルギーの普及を推進しています。

さらに、平成 27 年度には本県の環境政策の基盤となる「第 4 次環境基本計画」（H28～R2 年度）及び「第 4 次廃棄物処理計画」（H28～R2 年度）を策定し、平成 28 年度には「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」を変更するなど、県民・事業者・行政のすべての主体が協働して、環境基本計画の基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」の実現に向けた、様々な取組を行っています。

また、平成 30 年 7 月豪雨災害における対応を振り返り、今後の災害発生時における災害廃棄物処理を迅速かつ適正に実施するための初動マニュアルを作成し、市町や関係団体と連携しながら、災害に備えた取組を推進していきます。

このほか、毎月第一土曜日の「ひろしま環境の日」に皆で取り組む「一斉行動」として、エコドライブなどの呼びかけを行っています。

■ 今後の取組

「第 4 次環境基本計画」等各計画に基づいて、

- ・ 環境への負荷の少ない持続可能な地域社会づくり
- ・ 本県の地域特性や強みを生かした施策の展開
- ・ 地域課題の解決に資する環境施策による「環境・経済・社会」の統合的向上

の 3 つのポイントを考慮し、第 3 次環境基本計画から継承した【低炭素社会の構築】、【循環型社会の実現】、【地域環境の保全】、【生物多様性の保全】、【人づくり・仕組みづくり】の 5 つの施策とともに、地域課題の解決にも役立つという付加価値を持たせた環境施策に取り組むこととしています。

環境行政の変遷

| 年代 | 経済状況 | 時代のキーワード | GDP 経済成長率 | 環境問題 の推移 | 国の環境行政の変遷 | | | | | 広島県の環境行政の変遷 |
|---------------|---|--|---------------|-------------|------------|--|--|--|--|---|
| | | | | | 環境保全 | 自然との共生 | 廃棄物・リサイクル | 地球環境保全 | 有害化学物質等 | |
| 1965 (S40) | 神武景気 岩戸景気 初全総 いざなぎ景気 | 経済的自立 完全雇用 所得倍増 公害問題 | 33兆円 15.4% | 産業公害 | | 自然公園法 (S32) | 化製場法 (S23) | | | 県立自然公園条例 (S34.10公布・S34.11施行) |
| 1975 (S50) | 新全総 日本列島改造 第1次石油ショック | 均衡ある日本建設 国民福祉の充実 環境庁発足 国際協調の推進 | 148兆円 9.0% | | 都市生活型公害 | 公害対策基本法 (S42) ⇒ 廃止 (H5) 大気汚染防止法 (S43) 騒音規制法 (S43) 水質汚濁防止法 (S45) 公害罪法 (S45) 公害紛争処理法 (S45) 悪臭防止法 (S46) 公害防止組織整備法 (S46) 公害健康被害補償法 (S48) | 公害防止事業費事業者負担法 (S45) 公害財特法 (H46) 自然環境保全法 (S47) 瀬戸内海環境保全臨時措置法 (S48) | 廃棄物処理法 (H45) 海洋汚染防止法 (H45) | PCB問題 | 公害防止条例 (S44制定, S46全部改正) ⇒ 廃止 (H15) 公害紛争処理条例 (S45.10公布・H45.11施行) 自然環境保全条例 (S47.12公布・S48.4施行) |
| 1985 (S60) | 3全総 第2次石油ショック 相次ぐ経済対策 | 安定成長への移行 国民生活の質的向上 | 320兆円 6.3% | 地球環境問題 | | 湖沼水質保全特措法 (S59) | 瀬戸内海環境保全特別措置法 (S53) 瀬戸内海環境保全基本計画 (S53) | 合特法 (S50) 浄化槽法 (S58) | 省エネルギー法 (S54) | |
| 1995 (H7) | プラザ合意 4全総 消費税(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策 | 多極分散 豊かさ実感 安心できる社会 地球サミット | 456兆円 2.7% | | 資源循環・廃棄物問題 | 自動車NOx特措法 (H4) | 野生生物種保存法 (H4) | 資源有効利用促進法 (H3) 有害廃棄物輸出入規制法 (H4) | オゾン層保護法 (S63) 気候変動枠組み条約 (H6) | |
| 2000 (H12) | 消費税率5% 5全総 相次ぐ経済対策 | 阪神・淡路大震災 携帯電話普及 規制緩和 ナホトカ号重油流出事故 温暖化防止京都会議 環境ホルモン | 475兆円 2.0% | 有害化学物質問題 | | 第1次環境基本計画 (H6) | 環境影響評価法 (H9) | 容器包装リサイクル法 (H7) 家電リサイクル法 (H10) | 酸性雨問題 京都議定書採択 (H9) 地球温暖化対策推進法 (H10) | 被災建築物のアスベスト問題 大気汚染防止法改正 (H8) 有害大気汚染物質対策 ダイオキシン類対策 環境ホルモン調査 PRTR法 (H11) ダイオキシン類対策特措法 (H11) |
| 2005 (H17) | 物価下落継続 日本郵政公社発足 | 世界人口60億人突破 中央省庁再編 米国同時多発テロ 就職氷河期 | 504兆円 1.9% | | 有害化学物質問題 | 第2次環境基本計画 (H12) | 瀬戸内海環境保全基本計画改定 (H12) 環境保全活動・環境教育推進法 (H15) (H23題名変更) | グリーン購入法 (H12) 食品リサイクル法 (H12) 建設リサイクル法 (H12) 循環型社会形成推進基本法 (H12) 自動車リサイクル法 (H14) | フロン回収破壊法 (H13) RPS法 (H14) | PCB廃棄物特別措置法 (H13) アスベスト問題 大気汚染防止法改正 (H18) |
| 2010 (H22) | 日本郵政グループ発足 原油価格上昇 経済危機対策 | 少子高齢化 人口減少 北海道洞爺湖サミット リーマンショック | 513兆円 3.5% | 有害化学物質問題 | | 第3次環境基本計画 (H18) 大気汚染防止法改正 (H18) 土壌汚染対策法改正 (H21) | 自然公園法・自然環境保全法改正 (H22) 環境影響評価法改正 (H23) 鳥獣保護管理法改正 (H26) 瀬戸内海環境保全特別措置法改正 (H27) 瀬戸内海環境保全基本計画改定 (H27) | 放射線物質汚染対処特措法 (H23) 小型家電リサイクル法 (H24) | 京都議定書第一約束期間 (H20~24) 地球温暖化対策推進法改正 (H20) 低炭素社会づくり行動計画 (H20) 地球温暖化対策の中期目標発表 (H21) | 大気汚染防止法改正 (H25) フロン排出抑制法改正 (H25) |
| 2015 (H27) | アベノミクス 消費税率8% | 東日本大震災 福島第1原子力発電所事故 | 529兆円 0.8% | | 有害化学物質問題 | 大気汚染防止法, 水質汚濁防止法改正 (H22) 環境教育促進法 (H23) 水質汚濁防止法改正 (H23) 第4次環境基本計画 (H24) PM2.5社会問題化 水循環基本法 (H26) 持続可能な開発のための2030アジェンダ (H27) 大気汚染防止法改正 (H27) | 自然公園法・自然環境保全法改正 (H22) 環境影響評価法改正 (H23) 鳥獣保護管理法改正 (H26) 瀬戸内海環境保全特別措置法改正 (H27) 瀬戸内海環境保全基本計画改定 (H27) | 放射線物質汚染対処特措法 (H23) 小型家電リサイクル法 (H24) | 地球温暖化対策推進法改正 (H25) フロン排出抑制法改正 (H25) | 大気汚染防止法改正 (H25) |
| 2020 (R2) | 消費税率10% | 新型コロナウイルス感染症 | | | | PM2.5, オキシダント対策 持続可能な開発のための目標 (SDGs) の達成 | 適切な鳥獣の保護・管理 生物多様性保全 国立公園の活用 | 循環型社会と低炭素社会の一体的実現 最終処分場の計画的確保 地球温暖化適応策の検討 | CO2削減 再生可能エネルギーの導入促進 地球温暖化適応策の検討 | 保管PCBの処理 アスベスト対策 |

【今後の課題等】

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会

意識・システム改革

資源エネルギー循環・地球環境重視型社会

広島県の環境政策

第2部

環境の現状と県の取組

<注釈>

※ 各指標には、進捗状況を把握するため、目標に対する達成率を記載している。
達成率は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した「目安」と「現状値」の比で記載。

※ 原則として、指標の進捗状況は次の達成率により記載している。

| | |
|------------|---------|
| 達成率 120%以上 | 目標以上達成 |
| 達成率 100%以上 | 目標どおり達成 |
| 達成率 90%以上 | 概ね達成 |
| 達成率 90%未満 | 未達成 |

第1章 地域活性化など地域課題の解決に資する環境施策

【背景】

近年、日常生活や通常の事業活動に伴い生ずる二酸化炭素やごみの削減が喫緊の課題となっていることから、県民・事業者による環境保全の行動を促す施策を展開してきましたが、こうした取組は、コストの増加や負担感といったマイナスイメージで捉えられがちであるため、継続・拡大していないという課題があります。

また、里山里海の荒廃や地域コミュニティの衰退などの地域課題の中には、里山の荒廃が森林の環境浄化機能の低下を招くなど、環境問題と関連するものが存在しています。

このため、マイナスイメージで捉えられがちである環境の取組に、地域課題の解決にも役立つという効果を付加した施策を展開することで、多くの県民がプラスイメージを持つ、持続的な取組とすることを目指します。

【施策展開の基本的な考え方】

里山里海の荒廃、地域コミュニティの衰退、地域経済の疲弊などの地域課題の解決にも資する環境施策を展開します。

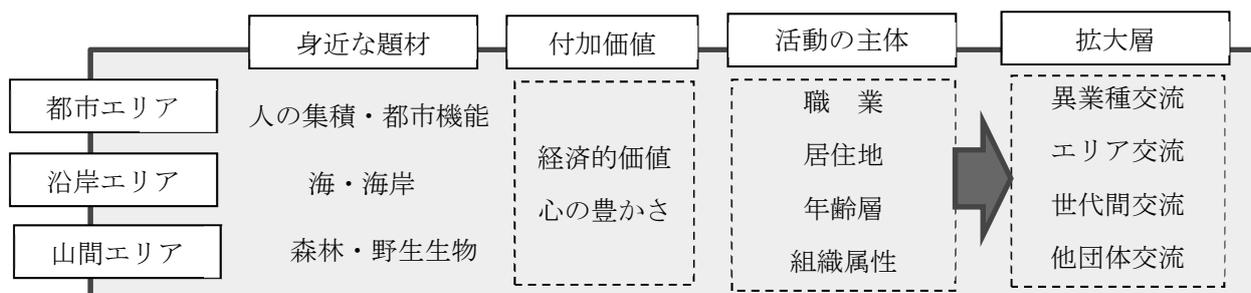
[基本的な視点]

- ・環境施策に経済的価値や心の豊かさなどの付加価値を持たせる。
- ・県民の自主的な活動を促進する。
- ・地域特性を生かした小さな成功事例をつくり出し、活動を継続させて、面的に広めていく。

【自主的な環境活動の展開イメージ】

県民の自主的な環境活動を促進するための新たな動機づけとして、経済的な価値や心の豊かさなどの付加価値を持たせた施策を展開します。

県民が、気軽に環境活動に取り組むことができるよう、エリアに応じた身近な題材を選定し、活動の主体を明確にした施策に取り組みながら、活動主体の広域的な交流や若者世代の参画、世代間の交流等を促進し、順次、活動の拡大を図ります。



【施策の内容】

1 「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業

(1) 里山¹バイオマス利用促進事業 [環境政策課]

里山を手入れすることにより搬出される未利用材を地域の温浴施設等で熱利用する等、地域が一体となって、里山の未利用材をバイオマス燃料として活用する活動を県内各地へ拡大します。

【令和元年度実績】6団体に対して、機運醸成や安全技術などに関する専門家派遣等を行い、実行組織の立ち上げ支援を実施。

【令和2年度内容】令和元年度までに着手した団体に継続的な支援を行うとともに、新たに5団体を対象に実行組織立上げに向けた支援を実施予定。

(2) 廃棄物エネルギー回収促進事業 [循環型社会課]

市町のごみ焼却施設での廃棄物エネルギーの回収・利用促進は、処理コストの低減、電気・余熱の施設外供給による地域貢献、施設を活用した啓発による住民のごみ処理への理解促進等に資するものであることから、市町におけるエネルギー回収型の処理施設の整備を促進します。

【令和元年度実績】2団地でエネルギー回収設備工事手続が進められた。また、廃棄物処理施設の更新計画を検討している1団体に対して、技術的提案等のエネルギー利用策を幅広く提示し、エネルギーの利用を促進した。

【令和2年度内容】引き続き廃棄物処理施設の更新計画を検討中の1団体に対して技術的支援を実施。

(3) 海ごみ対策推進事業 [環境保全課]

県民の環境保全活動への参加を促進するとともに、海岸をきれいにすることで地域の魅力や価値を向上させ、地域の活性化を図ります。

【令和元年度実績】海岸清掃活動の自主的・継続的な取組を沿岸市町で拡大するほか、7市町が行う海ごみの回収・処理等の取組に対して、国の補助制度を活用して支援を行った。また、発生源対策の基礎資料とするため、県内の海岸における漂着物の量と組成についての実態調査を実施。

【令和2年度内容】引き続き海岸清掃活動の自主的な取組を促進するとともに、8市町が行う海ごみの回収・処理等の取組に対して支援を実施するほか、海岸漂着物の量と組成についての実態調査を継続実施し、海ごみ対策を総合的に推進。

¹ 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

第2章 分野別施策

第1節 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

第1款 省エネルギー対策の推進

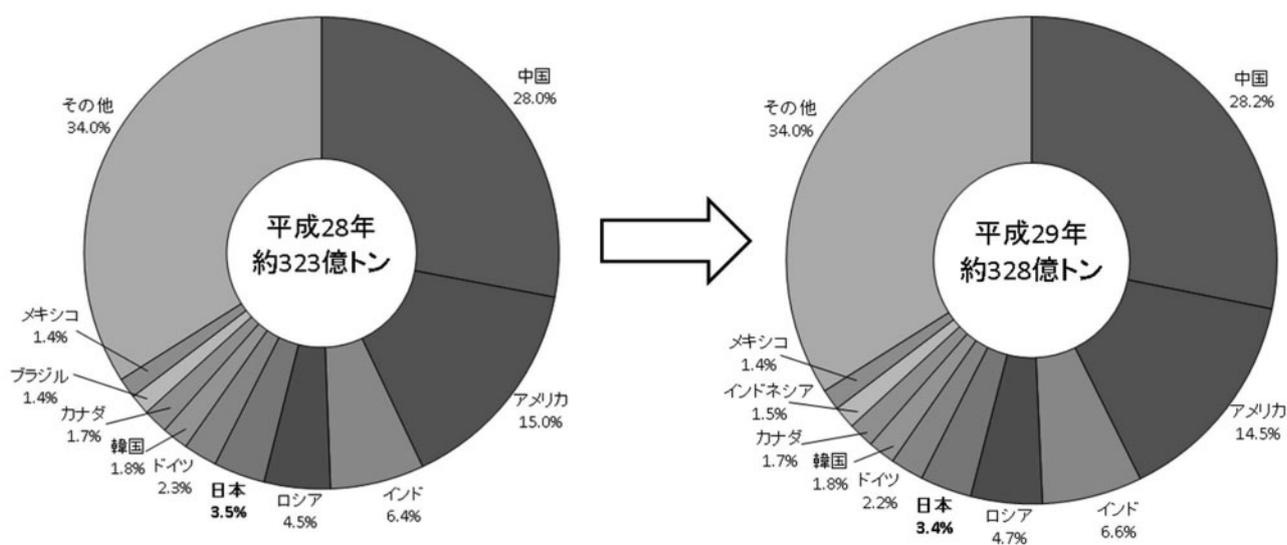
1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

【現状と課題】

(1) 世界の二酸化炭素排出状況

世界各国における平成29年の二酸化炭素排出量は、年間約328億トンで、平成28年と比較して、約5億トン増加しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界第5位です。

図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合（二酸化炭素換算）



出典：エネルギー・経済統計要覧

(2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の平成28年度の二酸化炭素排出量は、第2次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度である平成19年度に比べて6.2%減少、平成27年度に比べて1.0%減少しています。

平成28年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は4,040万トンで、県全体の72.8%と、最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合（46.8%）と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

1 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（2013～2020年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

運輸部門からの排出量は583万トンで県全体の10.5%と二番目に大きな割合を占めています。

民生（家庭）部門からの排出量は517万トンで、県全体の9.3%を占めています。民生（家庭）部門の排出量は、世帯数や家電保有数の増加、家電の大型化等により進捗が遅れている状況であるため、家庭における省エネルギー対策や新エネルギーの導入が一層必要となっています。

民生（業務）部門からの排出量は366万トンで、県全体の6.6%を占めています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と削減率（平成28年度）

| 区分 | H19 基準年度 | | H28 実績 | | H19からの削減率 | | 県の削減目標 (基準年度：H19) (目標年度：R2) |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------------------------------|
| | 国 (万t) | 県 (万t) | 国 (万t) | 県 (万t) | 国 (%) | 県 (%) | |
| 産業 | 63,613 | 4,200 | 56,405 | 4,040 | ▲11.3 | ▲3.8 | エネルギー消費原単位をH19比13%改善 |
| 運輸 | 23,924 | 698 | 21,530 | 583 | ▲10.0 | ▲16.4 | H19比24%削減 |
| 民生(家庭) | 17,280 | 502 | 18,476 | 517 | +6.9 | +2.9 | H19比42%削減 |
| 民生(業務) | 22,683 | 467 | 21,199 | 366 | ▲6.5 | ▲21.7 | H19比42%削減 |
| 廃棄物 | 3,050 | 50 | 2,918 | 47 | ▲4.3 | ▲6.5 | H19比10%削減 |
| 合計 | 130,550 | 5,919 | 120,528 | 5,553 | ▲7.7 | ▲6.2 | 産業部門を除き H19比33%削減 |

(注1) 産業にはエネルギー転換（発電施設等の自家消費）、工業プロセス（セメント生産など）を含む。

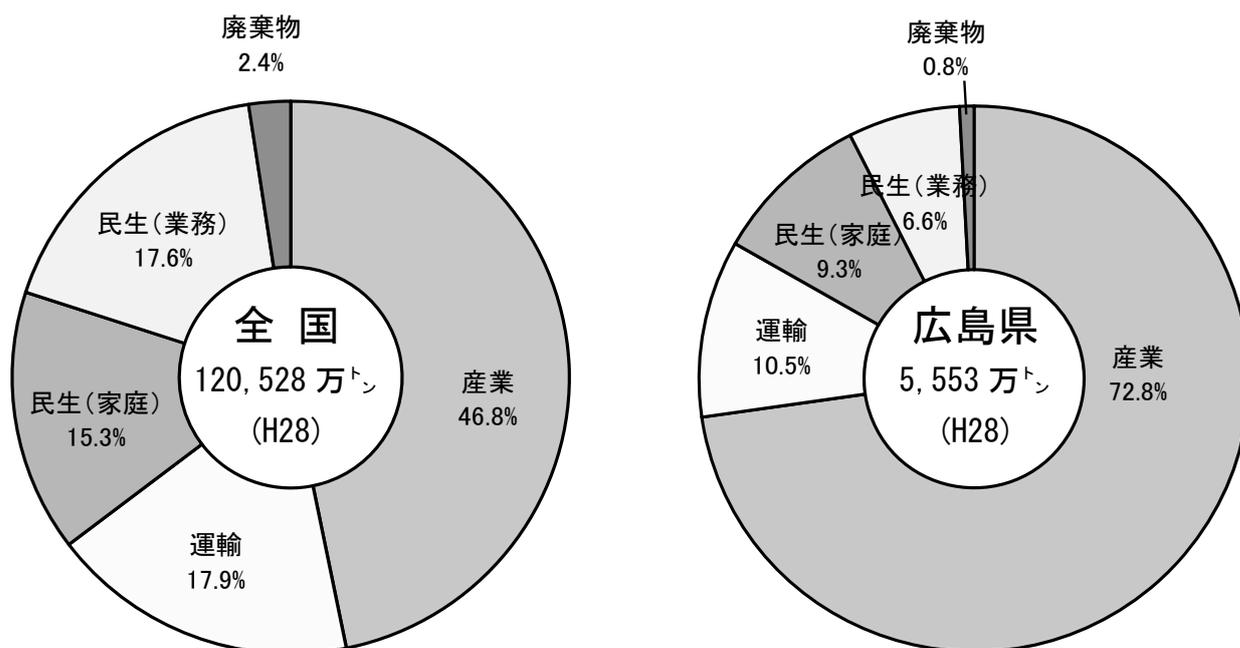
(注2) 平成28年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力(株)の実排出係数(0.691kg-CO₂/kwh)を用いて算出している。

(注3) 平成28年度の国の二酸化炭素排出量は、環境省「日本の温室効果ガス排出量」を用いて算出している。

(注4) 推計方法を見直し、過去の排出量を変更した箇所がある。

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 全国と広島県の二酸化炭素排出量の部門別割合（平成28年度）



出典：環境省『日本の温室効果ガス排出量』

資料：県環境政策課

1 総合的・計画的な施策の推進

【取組状況】

ア 「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策の推進 [環境政策課]

本県の地球温暖化対策に係る計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策を推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】「広島県地球温暖化防止地域計画」の進捗状況を取りまとめ。

2 産業・民生（業務）部門対策

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ※1 | 指標の 達成率 | 進捗状況 |
|-------|----------------------|---------------------|----------------|------------------|----------------------------|----------|------------|------------|
| 環境政策課 | 二酸化炭素排出量 (産業) | — | — | — | エネルギー消費原単位を H19 年度から 13%改善 | — | — | — |
| 環境政策課 | 二酸化炭素排出量 (民生（業務）) | 万 t-CO ₂ | 467 (H19) | 366 (H28) | 271 (R2) | 331 | 90.4% | 未達成※2 |
| 環境政策課 | 業務用太陽光発電 導入量 | kl (原油換算) | 393 (H20) | 111,964 (H30) | 19,200 (R2) | 16,066 | 696.9% | 目標以上 達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 次期広島県地球温暖化防止地域計画の策定にあたり、現行計画の達成状況を評価したところ、現行の水準では令和2年度の目標を下回る見込みであることから、未達成としている。

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

| 指標項目（内容） | 目標と実績の乖離要因 | 今後の対応方針 |
|----------------------|--|---------------------|
| 二酸化炭素排出量 (民生（業務）) | 二酸化炭素排出量は減少傾向にあるものの、建築物の断熱化が十分に進まなかった。 | 建築物の断熱化に向けた方策を検討する。 |

【取組状況】

(1) 「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度

ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進 [環境政策課]

「生活環境保全条例」に基づき、県内の第1種及び第2種エネルギー管理指定工場²に対し、温室効果ガス削減計画書と同計画書に基づいて実施した措置の状況（温室効果ガス削減実施状況報告書）の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的な取組をより一層促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】県条例の「温室効果ガス削減計画書」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握・公表し、事業者の自主的な地球温暖化防止に向けた取組を促進。

| 指標項目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 計画書提出事業所数 | 182 | 185 | 182 | 176 | 202 | 219 |
| 報告書公表数 | 178 | 169 | 170 | 173 | 191 | 216 |

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

2 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算 3,000kl 以上の工場・事業場

3 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算 1,500kl 以上 3,000kl 未満の工場・事業場

(3) 県の事務事業における率先行動の更なる推進

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P107）、太田川流域下水道事業（P107）、工業用水道事業・水道用水供給事業（P107）、芦田川流域下水道事業（P107）

3 運輸部門対策

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ※1 | 指標の 達成率 | 進捗状況 |
|-------|--------------|---------------------|----------------|---------------|---------------|----------|------------|-------|
| 環境政策課 | 二酸化炭素排出量（運輸） | 万 t-CO ₂ | 698 (H19) | 583 (H28) | 531 (R2) | 582 | 99.8% | 未達成※2 |
| 環境政策課 | 次世代自動車導入台数※3 | 万台 | 0.5 (H24) | 17.8 (H30) | 41.2 (R2) | 31.0 | 57.4% | 未達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 次期広島県地球温暖化防止地域計画の策定にあたり、現行計画の達成状況を評価したところ、現行の水準では令和2年度の目標を下回る見込みであることから、未達成としている。

※3 平成27年度の低公害車の対象範囲の変更に伴い、低公害車導入台数から次世代自動車導入台数へと指標を変更

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

| 指標項目（内容） | 目標と実績の乖離要因 | 今後の対応方針 |
|----------------------------|---|--|
| 二酸化炭素排出量（運輸） 次世代自動車導入台数 | 次世代自動車導入のためのコストが高いことや、低公害車の適合市場が短距離使用者に限定されている。 | 国の次世代自動車普及に向けた経済的支援の県民等への周知やインフラ整備等の普及促進策の活用により、増加を図る。 |

【取組状況】

(1) 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度の運用

ア 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づき、50台以上使用する事業者に対し、自動車使用合理化計画書と同計画に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、運輸部門における二酸化炭素排出量削減や大気汚染防止を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】県条例の「自動車使用合理化計画」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握するとともに、事業者の大気汚染防止に向けた取組を支援。令和元年度は80事業者が自動車使用合理化計画書及び実施状況報告書を提出。

| 指標項目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 自動車合理化計画書及び報告書提出事業者数 | 81 | 83 | 83 | 80 | 80 | 80 |

イ 駐車時のアイドリング・ストップ [環境保全課]

【令和元年度実績・令和2年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、各種媒体による広報活動を実施。

ウ 駐車場管理者等の責務 [環境保全課]

【令和元年度実績・令和2年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、広報活動を実施。

4 次世代自動車：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月閣議決定）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等とされている。

5 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

(2) 低炭素型交通体系の推進**ア 信号機の改良（LED化）** [交通規制課]

二酸化炭素排出量の低減を図るため、消費電力が少ないLEDを使用した信号灯器を整備しています。

【令和元年度実績】LED灯器を車両用510灯、歩行者用340灯整備。

【令和2年度内容】LED灯器を車両用100交差点、歩行者用30交差点に整備予定。

＜LED信号灯器整備状況＞

(単位：灯)

| 指標項目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 車両用灯器 | 167 | 326 | 130 | 231 | 262 | 510 |
| 歩行者用灯器 | 117 | 236 | 104 | 191 | 233 | 340 |

イ 自動車交通量削減対策の推進**(ア) 都市交通円滑化の推進** [都市計画課]

広島都市圏の都市交通問題（渋滞、地球温暖化）を解決するため、パーク&ライドを始めとした交通需要マネジメント施策など都市交通円滑化施策を推進しています。

福山都市圏においては、ノーマイカー運動を主体とした取組に加え、中心部ループバスやレンタサイクル（bikebiz 施策）などの取組を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】パーク&ライドの利用を促すため、駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに、広報誌やイベント等における啓発活動やグッズ等の作成を実施。

ウ 交通流円滑化のための基盤整備の推進**(ア) 環状道路・バイパスの整備** [道路企画課, 道路整備課]

自動車交通が適切に分散され、渋滞が緩和・解消されるよう、環状道路やバイパスの整備を推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】広島高速道路等（広島都市圏）、その他のバイパス等整備

(イ) 街路事業 [都市環境整備課]

道路交通の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、道路の新設・拡幅、立体交差化、交差点改良等の道路構造の改善を推進しています。

【令和元年度実績】栗柄広谷線（1工区）外13路線を整備

【令和2年度内容】栗柄広谷線（2工区）外12路線を整備予定

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]**a 信号制御の高度化**

自動車交通の円滑化を図るため、交通流や交通量に応じたきめ細かな信号制御を推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】交通渋滞・混雑が著しい広島市、福山市及び廿日市市において集中制御機及び車両感知器を更新し、より適正な信号制御を推進。

b 道路交通情報等の充実

交通の分散化を図るため、光ビーコン⁹や交通情報板等の効果的な運用により、ドライバーに対して所要時間情報や渋滞情報、規制情報などの道路交通情報をタイムリーに提供しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】交通の分散による車両の流れの円滑化を図るため、交通情報板、光ビーコン等による渋滞情報、規制情報等の積極的な広報を推進。

6 LED：発光ダイオード(Light Emitting Diode)、電気を流すと発光する半導体。

7 パーク&ライド：都心の外周部や都市周辺部の駐車場に自動車等を停め、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

8 交通需要マネジメント：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

9 光ビーコン：光(目には見えない近赤外線)を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。

エ 公共交通機関の利用促進 [地域力創造課]

(ア) 公共ネットワーク情報提供・移動活発化推進事業

多様な公共交通機関の乗換を総合的かつ高度にシームレス化することにより、公共交通機関の利便性・速達性を向上させて、公共交通機関の利用促進と都市交通の活性化を図ります。

【令和元年度実績・令和2年度内容】乗換検索イベントを活用した乗換検索の広報及び改善、県警・市町と連携した高齢者等の免許返納と公共交通利用への転換を支援する取組、災害時の臨時バスロケーションシステムの試験運用等、災害時の交通情報提供の検討等を実施。

(3) 物流の効率化等

ア 港湾物流の効率化 [港湾漁港整備課]

広島港国際コンテナターミナルの直背後に倉庫用地等を確保し、コンテナ貨物の陸上輸送距離を縮減させることにより物流の効率化を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】臨海土地造成事業の推進。

(4) 低公害車等の導入拡大

ア 県庁舎急速充電器整備・開放事業 [環境政策課]

地球温暖化防止の取組の一環として、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車（EV）の普及に必要な充電環境を整備することにより、県内における電気自動車の普及や充電環境の整備に向けた機運を高めるよう努めています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】マツダ（株）と共同で、県庁駐車場に電気自動車用急速充電器（1台）を設置し、県民への無料開放を24時間365日実施中（充電中は駐車料代も無料）。

| 指標項目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 利用者数 | 約80件/月 | 約75件/月 | 約65件/月 | 約91件/月 | 約104件/月 | 約124件/月 |

(5) エコドライブ¹⁰等の普及

ア 生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」（令和元年6月改定）の達成に向け、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】低公害車の導入促進及びエコドライブ研修・LANパソコン起動画面へのエコドライブ喚起情報の掲載等を通じた職員への周知。

(6) 県自らの低公害車の率先導入

ア 環境に配慮した次世代低公害車の導入 [総務課]

老朽化が進んだ公用車を次世代低公害自動車に更新（クリーンディーゼル乗用車14台）することで、環境に配慮した公用車の利用に率先して取り組んでいます。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和3年度にリース期間が満了となる公用車について、クリーンディーゼル乗用車に更新を検討。

10 エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられる。

4 民生（家庭）部門対策

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ※1 | 指標の 達成率 | 進捗状況 |
|-------|------------------------------|---------------------|----------------|-----------------|----------------|----------|------------|------|
| 環境政策課 | 二酸化炭素排出量 (民生（家庭）) | 万 t-CO ₂ | 502 (H19) | 517 (H28) | 291 (R2) | 356 | 68.9% | 未達成 |
| 環境政策課 | 住宅用太陽光発電 導入量 | kI (原油換算) | 6,795 (H20) | 36,879 (H30) | 44,800 (R2) | 38,466 | 95.9% | 概ね達成 |
| 住宅課 | 長期優良住宅 ¹¹ の認定数 | 件 | 1,766 | 1,978 | 2,250 (R2) | 2,169 | 91.2% | 概ね達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

| 指標項目(内容) | 目標と実績の乖離要因 | 今後の対応方針 |
|----------------------|---|--------------------------|
| 二酸化炭素排出量(民生 (家庭)) | 少人数世帯数の増加、家電保有数の増加、家電の大型化等により、家庭部門の二酸化炭素排出量が増加した。 | 家電に加え、住宅の断熱化に向けた方策を検討する。 |

【取組状況】

(1) 低炭素型まちづくり、建築物の省エネ性能向上の促進

ア 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の普及 [建築課]

二酸化炭素の搬出の抑制に資する建築物を「低炭素建築物」と定義し、市街化区域等内で新築等を行う場合、一定の基準に適合する建築計画について認定制度を設け、認定建築物を普及・啓発することで、都市の低炭素化の促進を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】県ホームページ等による広報を実施。平成30年度は、低炭素建築物の認定件数259件。

イ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく省エネ建築物の普及 [建築課]

①大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置及び②省エネ基準適合認定建築物の表示制度又は誘導基準に適合した性能向上計画認定建築物の容積率特例の誘導措置を講じることにより、建築物の省エネ性能の向上を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】県ホームページ等による広報を実施。平成30年度は、義務付けを要する届出件数792件、性能向上計画認定建築物の申請件数12件。

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 省エネ活動等を通じたコミュニティの再生

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(4) 地域における温暖化防止の取組の促進

※ 関連事業：県民運動の支援 (P14)

11 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

(5) 省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信

ア 県民運動の支援

(ア) 「ひろしま環境の日」の普及 [環境政策課]

県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と決めました。また、その取組として、平成23年6月から、「ひろしま環境の日」の趣旨に賛同し実践行動に取り組む企業・学校・地域活動団体等による「行動宣言」の募集・登録を開始し、その取組内容等について広く県民へ情報発信しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】募集開始からこれまでに、「ひろしま環境の日」行動宣言に1,655団体が登録（令和元年度は587団体追加）。引き続き、行動宣言の登録を促進するとともに、県民への取組内容等の情報発信を実施。

(イ) マイバッグ運動の推進（環境保全活動支援事業）[環境政策課]

市町・事業者及び消費者団体等の協力を得てレジ袋の無料配布中止に関する協定を締結し、平成21年10月1日から取組を継続しています。なお、全国で今年7月からレジ袋の有料化が始まりました。

【令和元年度実績・令和2年度内容】「ひろしま環境の日」と連動してマイバッグ運動の趣旨を啓発。<レジ袋削減枚数・辞退率・参加店舗数>

| 指標項目 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 削減レジ袋(万枚) | 18,645 | 18,051 | 17,851 | 17,366 | 22,304 |
| 辞退率(%) | 85.9 | 86.2 | 86.2 | 85.6 | 86.4 |
| 参加店舗数 | 350 | 349 | 329 | 332 | 317 |

※業務提携やレジシステムの変更などにより、一部データを取得できなかった店舗がある。(H29 27店舗)

(ウ) 家庭等における取組支援 [環境政策課]

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベント、「環境の日」ひろしま大会などを開催。その際に、小学生が取り組める項目を日記形式でまとめた「エコチャレンジ日記」を配布。

※ 関連事業：環境学習講師派遣 (P93)

(エ) 地域における取組支援（環境保全活動支援事業）[環境政策課]

広島県地球温暖化防止活動推進センター¹²と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】地球温暖化対策地域協議会¹³が各市町で1団体以上設立されるよう、新規協議会の設立を支援。現在15市町に23協議会設置。

(オ) 脱・温暖化フェアの開催 [環境政策課]

省エネを中心とした家庭における環境配慮行動を促すため、省エネ工作や省エネ相談など親子で楽しめる体験型環境学習の機会を提供しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は悪天候のため、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、中止。

12 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では、平成12年4月1日に（一財）広島県環境保健協会を指定。

13 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

イ CO₂削減／ライトダウンキャンペーンの推進 [環境政策課]

地球温暖化問題を考える機会として、夏至の日から七夕の日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明を消すよう広く呼びかけるCO₂削減／ライトダウンキャンペーンを実施するとともに、夏至の日及び七夕の日（クールアース・デー）に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム¹⁴会員企業・団体へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯を実施しています。

ウ ひろしまクールシェアの推進 [環境政策課]

夏季の節電及び省エネの取組として、家庭のエアコンなどを消して、公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけて過ごす「ひろしまクールシェア」を実施しています。

【令和元年度実績】7月13日から9月23日の間、県及び市町の公共施設267施設、民間商業施設839施設が参加。

【令和2年度内容】新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。

<ひろしまクールシェア参加施設数と省エネ効果>

| 指標項目 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|--------------|-----|-----|-----|---------|---------|---------|---------|
| 参加公共施設数 | 196 | 137 | 165 | 209 | 239 | 245 | 267 |
| 参加商業施設数 | 215 | 244 | 354 | 413 | 448 | 444 | 839 |
| 省エネ効果(kwh/日) | — | — | — | 241,845 | 226,055 | 127,366 | 164,186 |

エ 長期優良住宅の普及促進 [住宅課]

広報等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿命化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は、長期優良住宅の認定戸数1,978戸。長期優良住宅建築等計画の認定申請について、県ホームページ等による広報を実施。

オ 家庭における省エネ行動促進事業 [環境政策課]

県民が地球温暖化問題への理解を深め、日常生活における手軽な省エネ行動を実施することで、効果的に家庭からの二酸化炭素排出量が削減されることを目指し、県民が地球温暖化問題に「関心を持つ」ことから、具体的な「行動する」につなげていきます。そのため、平成29年10月に、省エネ行動を楽しみながらチャレンジできる家庭向けの省エネ情報サイト「ひろしまエコチャレンジ」を開設しました。また、「うちエコ診断士」による個別診断の受診を促進します。

【令和元年度実績・令和2年度内容】家庭向けの省エネ情報サイト「ひろしまエコチャレンジ」への登録及び「うちエコ診断士」による個別診断の受診促進。

<「ひろしまエコチャレンジ」登録世帯数と「うちエコ診断」受診世帯数>

| 指標項目 | H29 | H30 | R1 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 「ひろしまエコチャレンジ」登録世帯数 | 1,691 | 3,642 | 4,226 |
| 「うちエコ診断」受診世帯数 | 454 | 1,016 | 1,643 |

14 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

5 廃棄物部門対策

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ^{※1} | 指標の 達成率 | 進捗 状況 |
|-----------------|-------------------|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------|-------------------|
| 環境政策課 | 二酸化炭素排出量 (廃棄物) | 万 t-CO ₂ | 50 (H19) | 47 (H28) | 45 (R2) | 47 | 99.5% | 未達成 ^{※2} |
| 環境政策課 循環型社会課 | 廃棄物発電導入量 | kl (原油換算) | 22,451 (H20) | 26,080 (H30) | 61,300 (R2) | 54,825 | 47.6% | (※注) |
| 循環型社会課 | 廃棄物熱利用導入量 | | — | — | 110,300 (R2) | | | |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 次期広島県地球温暖化防止地域計画の策定にあたり、現行計画の達成状況を評価したところ、現行の水準では令和2年度の目標を下回る見込みであることから、未達成としている。

(※注)「廃棄物発電導入量」については、施設の建設・稼働に長い期間を要するため、現状値では達成率は「未達成」であるが、進捗状況の評価は目標年度に実施する。

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

| 指標項目（内容） | 目標と実績の乖離要因 | 今後の対応方針 |
|-------------------|-----------------------------------|----------------------|
| 二酸化炭素排出量 (廃棄物) | 産業廃棄物の廃プラスチック類由来の二酸化炭素排出量が増加したため。 | 廃プラスチック類のリサイクルを推進する。 |

【取組状況】

(1) 廃棄物処理における熱回収（サーマルリサイクル）¹⁵等の推進

※ 関連事業：廃棄物エネルギー回収促進事業（P6）、福山リサイクル発電事業の推進（P32）

¹⁵ 熱回収（サーマルリサイクル）：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

第2款 再生可能エネルギーの導入促進

1 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進

【現状と課題】

温室効果ガスの削減目標の達成に向け、エネルギー供給面においても削減効果の高い対策を実施する必要があります。

日射量が多いという本県の地域特性及び国等の補助制度、電力固定価格買取制度¹⁶等により、太陽光発電の導入が進んでいます。このうち、住宅用太陽光発電システムの設置件数は、平成6年度から平成30年度までの累計で導入件数は約70,000件となっています。

また、本県は豊富な森林資源を有しており、バイオマスを活用した発電・熱利用も進められています。

さらに、本県では、RDF¹⁷による廃棄物発電を行う「福山リサイクル発電事業」を推進しており、令和元年度発電量は約84百万kWhとなっています。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H20) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ^{※1} | 指標の 達成率 | 進捗状況 |
|------------------|------------------|--------------|----------------|------------------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 環境政策課 | 太陽光発電導入量 | kl (原油換算) | 7,188 | 148,842 (H30) | 64,000 (R2) | 54,531 | 272.9% | 目標以上 達成 |
| 環境政策課 | 太陽熱利用システム 導入量 | | 42,127 | 44,108 (H27) | 50,700 (R2) | 47,128 | 93.6% | 概ね達成 |
| 環境政策課 | バイオマス発電導入 量 | | 66,459 | 63,620 (H30) | 97,000 (R2) | 91,910 | 69.2% | (※注) |
| 環境政策課 | バイオマス熱利用導 入量 | | — | — | 385,500 (R2) | — | — | — |
| 環境政策課・ 循環型社会課 | 廃棄物発電導入量 | | 22,451 | 26,080 (H30) | 61,300 (R2) | 54,825 | 47.6% | (※注) |
| 循環型社会課 | 廃棄物熱利用導入量 | | — | — | 110,300 (R2) | — | — | — |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

(※注) 「バイオマス発電導入量」及び「廃棄物発電導入量」については施設の建設・稼働に長い期間を要するため、現状値では達成率は「未達成」であるが、進捗状況の評価は目標年度に実施する。

【取組状況】

(1) 太陽光のエネルギー利用の促進

ア 地域還元型再生可能エネルギー導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電の事業化に取り組んでいます。

なお、発電事業によって得られる収益は、地域に還元しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】メガソーラー発電所を適切に管理・運営するとともに、売電を継続し、その収益の地域還元事業として、地域における省エネ活動や幼稚園・保育園における省エネ設備（省エネ型エアコン、太陽光発電システム等）の導入を支援。

16 電力固定価格買取制度（FIT：Feed-in Tariff）：平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者が調達を義務付ける制度。

17 RDF：Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料。

<パネル容量，発電実績>

| 指標項目 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| パネル容量 (Mw) | 10.4 | 10.4 | 10.4 | 10.4 | 10.4 |
| 発電実績 (千 Kwh) | 11,151 | 11,949 | 12,440 | 12,553 | 12,556 |

<省エネ設備導入促進補助金>

| 指標項目 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 補助件数 (件) | 7 | 7 | 6 | 16 | 17 |
| 補助金額 (千円) | 25,320 | 26,344 | 29,480 | 63,784 | 77,335 |

<省エネ活動促進補助金>

| 指標項目 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 補助件数 (件) | 13 | 19 | 17 | 25 | 24 |
| 補助金額 (千円) | 4,195 | 7,047 | 6,043 | 8,427 | 7,098 |

イ 県有施設太陽光発電導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大に向けて，既存の県有施設（2施設）の屋根の上へリース方式により太陽光発電設備を設置しています。

【令和元年度実績】リース方式による太陽光発電設備の運営。発電実績：133 千 kWh

【令和2年度内容】リース方式による太陽光発電設備の運営。

ウ 県営住宅整備事業 [住宅課]

高い省エネルギー性能を有する県営住宅を供給することにより，地球温暖化対策に努めています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】建替えを行う県営住宅において，長い耐用年数を見据え，住戸内の断熱性の向上などにより省エネルギー化を推進。

※ 関連事業：工業用水道事業・水道用水供給事業（P107）

(2) 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

ア 里山¹⁸バイオマス利用促進事業 [環境政策課] (再掲)

第1章「「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業（1）」(P6)

(3) 小水力のエネルギー利用の促進

ア ダム小水力発電推進事業 [農業基盤課・河川課]

ダム管理の合理化をはじめとして，ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため，福富ダム及び三川ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用水力発電を推進しています。

※ 関連事業：工業用水道事業・水道用水供給事業（P107）

(4) その他のエネルギーの有効利用

※ 関連事業：廃棄物エネルギー回収促進事業（P6），福山リサイクル発電事業の推進（P32），太田川流域下水道事業（P107），芦田川流域下水道事業（P107）

18 里山：市街地等で従来から林産物の栽培，肥料，炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが，所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

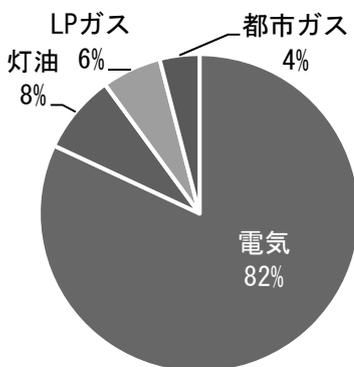
家庭における省エネ対策について ～うちエコ診断の受診をおすすめします～

□ うちエコ診断の目的

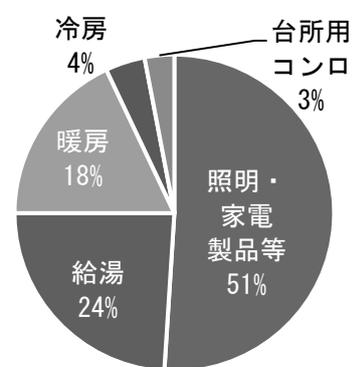
家庭から排出される二酸化炭素排出量の内訳は、エネルギー種別では、電気が82%を占め、用途別では、照明・家電製品等が51%を占めており、これらの削減が課題となっています。

このため、広島県では、環境省資格を有する「うちエコ診断士」をイベント会場等に派遣して、県民の皆様のライフスタイルに応じた具体的・効果的な二酸化炭素排出量削減策を提案しています。平成29年度から令和元年度までに、延べ1,643世帯がうちエコ診断を受診しました。

エネルギー種別 CO2 排出構成比
(世帯当たり/年)



用途別 CO2 排出構成比
(世帯当たり/年)



データ出典：平成29年度家庭部門のCO2排出実態統計調査（中国地方）

□ うちエコ診断により学べること

- ・ご家庭のどこでエネルギーを使いすぎているか原因がわかります。

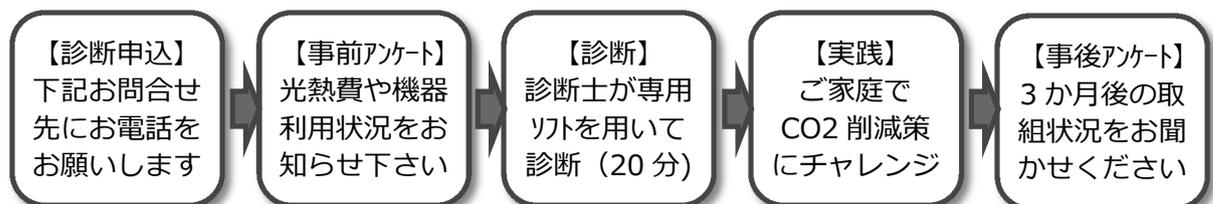
【受診後】例えば、4人世帯の場合、年間1,833kg-CO2の削減が可能

- ・ご家庭の光熱費の効果的な削減策がわかります。

【受診後】例えば、4人世帯の場合、年間7万円の節約が可能（設備投資金額を含まない）

（データ出典：家庭エコ診断制度ポータルサイト 平成28年度事業成果）

□ うちエコ診断の流れ



対面診断又はオンライン診断

□ うちエコ診断のお問合せ

広島県うちエコ診断実施機関（一般財団法人広島県環境保健協会）※診断料は無料

電話：082-293-1512

FAX：082-293-1524

広島県 うちエコ診断

検索

第3款 森林吸収源対策の推進

1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保

【現状と課題】

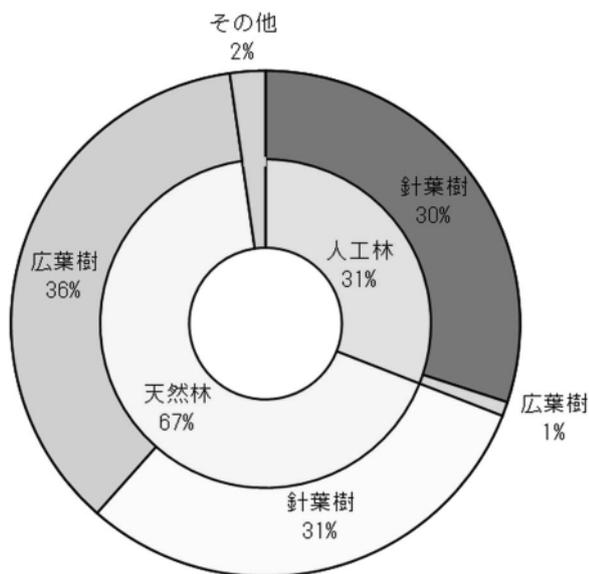
本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる611千ha（平成31年4月現在）で、そのうち民有林面積は563千haと、森林面積の92%を占めています。

これらの森林は、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

しかしながら、近年、木材価格の長期低迷や木を使わないライフスタイルへの変化等により、林業生産活動が停滞しており、森林施業が行われていない人工林等が広く存在しています。

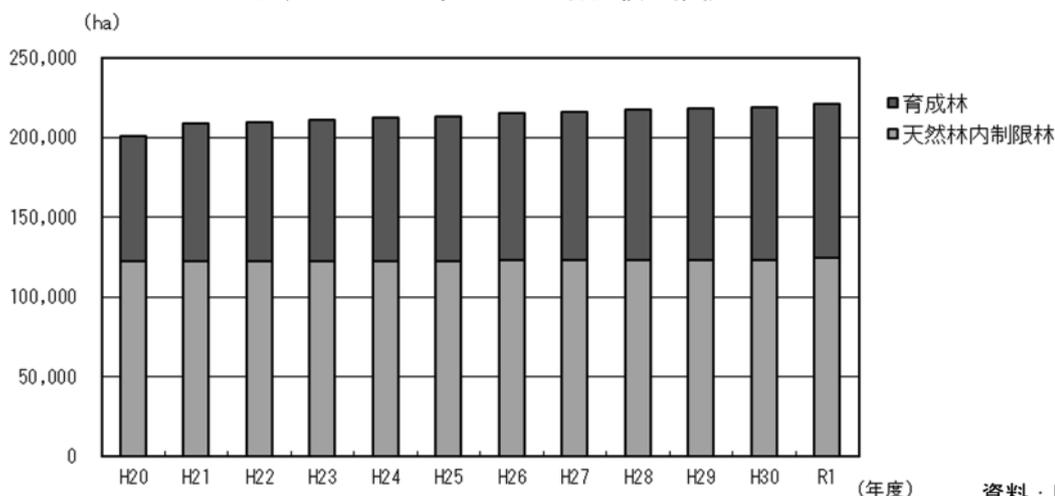
このため、こうした人工林等の森林整備を推進し、吸収源としてカウントできるFM林¹⁹を増加させる必要があります。

図表 1-3-1 県内民有林の林種別面積



資料：県林業課

図表 1-3-2 県内のFM林面積の推移



資料：県林業課

19 FM林：Forest Management 林の略。森林吸収量の算定対象となる「平成2年以降に適切な森林整備や保護・保全措置が行われている森林」のこと。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ※1 | 指標の 達成率 | 進捗 状況 |
|-----|--------------------|------|----------------|-------------|---------------|----------|------------|----------|
| 林業課 | 森林吸収源の算定対象となるFM林面積 | 千 ha | 215 | 220 | 224 (R2) | 223 | 98.7% | 概ね達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 森林整備の推進

ア 林業・木材産業等競争力強化対策事業，造林事業（育成林整備事業） [林業課]

間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、林内路網整備・高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備に必要な基盤づくりを行っています。

(林業・木材産業等競争力強化対策事業)

【令和元年度実績】間伐（387ha）、資源高度利用型施業（3.2ha）、林内路網整備（34路線）、高性能林業機械導入（1台）

【令和2年度内容】間伐（358ha）、資源高度利用型施業（2ha）、林内路網整備（50,648m）、高性能林業機械導入（3台）等を予定。

(造林事業（育成林整備事業）)

【令和元年度実績】森林整備面積：1,839ha

【令和2年度内容】森林整備面積：2,063ha

イ ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源涵養^{かん}など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進しています。

【令和元年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐（614ha）、住宅分野に県産材を使用する取組みへの助成等。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備（164ha）、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、小規模林業経営を行う団体等に対する助成など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：テレビ番組，チラシ配布，イベント開催時の広報，公共施設や集客施設での広報ポスター掲示，市町広報誌，ホームページによる情報発信等。

【令和2年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐，里山林の整備，住民団体等の森林整備活動支援，森林・林業体験活動への支援などの事業を計画。

ウ 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

建築会社等から、各社の建築物標準仕様への県産材採用に基づく、販売ターゲット（梁・桁，柱，土台）の消費提案を受け、消費量に応じて支援を行うことにより県産材の消費拡大を図っています。

＜県産材製品消費量＞

| 指標項目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|----------|-----|-------|--------|--------|--------|--------|
| 県産材製品消費量 | — | 9,264 | 17,315 | 19,672 | 19,139 | 20,601 |

(2) 保安林等による保護・保全措置の推進²⁰

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域²¹等の指定を行うとともに、指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は自然保護協力奨励金として1,090件、2,918千円、立木損失補償金として256件、14,483千円を交付。令和2年度も同様に予定。

イ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 [森林保全課]

水源^{かん}涵養、災害防備等の森林の公益機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めています。

【令和元年度実績】70件、288haの森林を保安林に指定。18件、6haの保安林の指定を解除。

【令和2年度内容】55件を指定見込み。

ウ 治山事業（水源地域等保安林整備事業） [森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき、機能の低下した森林や水源森林の整備を推進しています。

(3) カーボンオフセット・クレジットの取得²²

ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課]

県営林において、カーボンオフセット・クレジットを取得し、CO₂排出権を企業等へ販売することにより、その収益を県営林の森林整備等に活用し、本県における森林吸収源対策を促進しています。

【令和元年度実績】県営林で平成27、29年度の吸収量として取得したカーボンオフセット・クレジット125t-CO₂を販売。

【令和2年度内容】県営林で平成27、29年度の吸収量として取得したカーボンオフセット・クレジットを販売予定。

<県有林における間伐の実施とカーボンオフセット・クレジットの取得、売却>

| 指標項目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 取得 (t CO2) | 231 | 259 | — | 470 | — | — |
| 売却 (t CO2) | 118 | 147 | 130 | 119 | 120 | 125 |

20 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

21 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

22 カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

第4款 その他地球温暖化対策の推進

1 フロン類対策による温暖化の防止等

【現状と課題】

(1) フロン類²³対策の推進

フロン、ハロン、四塩化炭素などが大気中に排出されて成層圏に達すると、オゾン層²⁴を破壊するといわれています。オゾン層が破壊され、地上に有害な紫外線が降り注ぐようになると、皮膚ガンや白内障などの健康被害や植物などの生育障害を生じ、地球の生態系に大きな影響を与えることになります。

このため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」の各法律に基づき、フロン類の回収・破壊の徹底を図る必要があります。

(2) 地球温暖化への適応策

将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、気候変動のリスクが高くなると予測されているため、温室効果ガスの排出削減等を行っていく緩和策だけでなく適応策を進めることが求められています。

農業分野では、農作物の品質低下や収量減少、南方系害虫の侵入や生息域拡大等が、健康分野では、熱中症患者数の増加等が懸念されます。

また、今後の更なる気候変動の進行により、台風や豪雨などによる災害の増加が考えられます。

【取組状況】

(1) フロン類対策の徹底

ア フロン排出抑制法に基づくフロン類の充填・回収 [環境保全課]

「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填・回収を業として行う者の登録及び立入検査等を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 充填回収業者の登録を行うとともに、適正にフロン類の充填・回収・引渡しが行われるよう立入検査等を実施。充填・回収に関する基準の遵守徹底及び行程管理制度の導入等について適正な執行を図る。令和元年度は第一種フロン類充填回収業者 58 件を新規に登録し、年度末での登録業者数 775。第一種フロン類充填回収業者等の立入検査を 87 件実施。

また、令和2年4月に施行された改正法の周知を行う。

※ 関連事業：家電リサイクル法の推進（P31）、自動車リサイクル法の推進（P31）

23 フロン類：炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）と HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFC（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定された CFC 及び HCFC 並びに地球温暖化対策推進法に規定された HFC を対象として、規制を行っている。

24 オゾン層：オゾン層は地上 10～50km の大気圏にあり、約 20km 付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子 3 個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて 2 個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

(2) 地球温暖化への適応策の検討

ア 県研究機関における研究 [研究開発課]

【令和元年度実績・令和2年度内容】

| 項目 | 令和元年度内容 | 令和2年度内容 |
|----------------------|--|---|
| 高温登熟障害に強い多収穫酒造好適米の開発 | 高温登熟障害に強い新品種の酒米の育成のため、生産力、現地適応性および有望系統の醸造適性試験を実施 | 生産力、軟質及び高温登熟耐性の評価、選抜後期の系統の精米特性の評価 有望系統の実用規模を含めた醸造適性試験を実施 |

第2節 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

第1款 資源循環を基本とした社会づくり

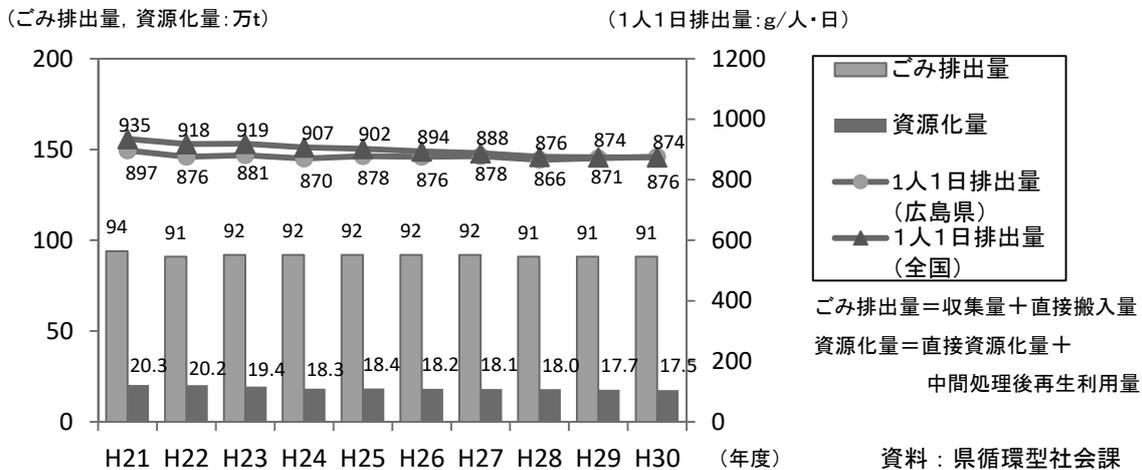
【現状と課題】

(1) 排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に基づき処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量は、平成13年度以降継続的に減少していましたが、単身世帯の増加やライフスタイルの変化などにより、近年は横ばいとなっています。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、概ね年間1,400万トン前後で推移しています。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



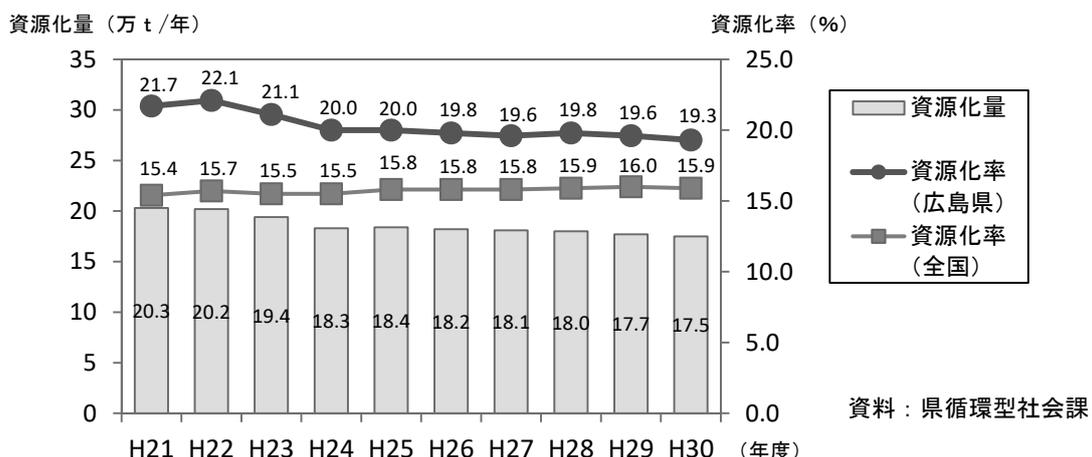
(2) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

各種リサイクル法の整備などを背景に、一般廃棄物資源化率はリサイクルの定着等により全国平均を上回っていますが、近年、スーパー等の店頭回収など、行政によらない回収形態の普及などにより減少傾向にあります。産業廃棄物再生利用率は着実な取組により増加傾向にあります。

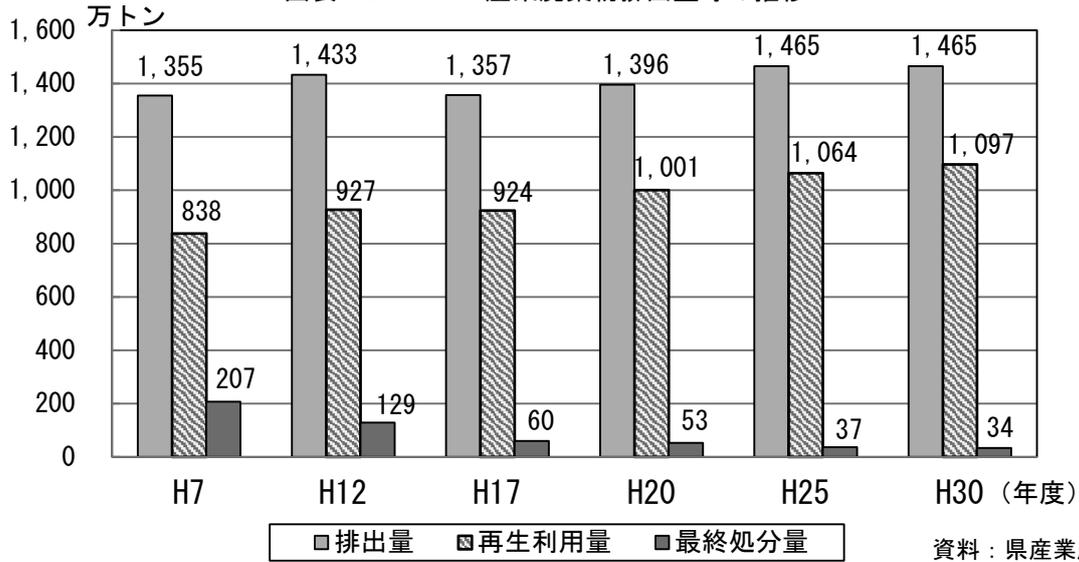
一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組を更に強化する必要があります。

図表 2-1-2 一般廃棄物（ごみ）資源化量等の推移



図表 2-1-3 産業廃棄物排出量等の推移



【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目 (内容) | 単位 | 基準年度値 (H25) | 現状値 (H30) | 目標値 (目標年度) | 目安 ※1 | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|----------|---------------|-----|-------------|-----------|---------------|-------|--------|---------|
| 循環型社会課 | 一般廃棄物排出量 | 万 t | 92.2 | 90.8 | 87.4 以下 (R2) | 88.8 | 97.8% | 未達成※2 |
| 循環型社会課 | 1人当たり一般廃棄物排出量 | g | 879 | 876 | 858 以下 (R2) | 864 | 98.6% | 未達成※2 |
| 循環型社会課 | 一般廃棄物再生利用率 | % | 19.9 | 19.3 | 19.0 以上 (R2) | 19.3 | 100.0% | (※注) |
| 循環型社会課 | 一般廃棄物最終処分量 | 万 t | 12.0 | 11.8 | 10.3 以下 (R2) | 10.8 | 91.5% | 未達成※2 |
| 産業廃棄物対策課 | 産業廃棄物排出量 | | 1,465 | 1,465※3 | 1,480 以下 (R2) | 1,476 | 100.8% | 目標どおり達成 |
| 産業廃棄物対策課 | 産業廃棄物再生利用率 | % | 72.6 | 74.9※3 | 73.1 以上 (R2) | 73.0 | 102.8% | 目標どおり達成 |
| 産業廃棄物対策課 | 産業廃棄物最終処分量 | | 2.5 | 2.3※3 | 2.4 以下 (R2) | 2.4 | 104.3% | 目標どおり達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 次期広島県産業廃棄物処理計画の策定にあたり、現行計画の達成状況を評価したところ、現行の水準では令和2年度の目標を下回る見込みであることから、未達成としている。

※3 「令和元年度広島県産業廃棄物処理実態調査 (平成30年度実施)」の結果を基に算定した数値

(※注)「一般廃棄物再生利用率」については、平成30年度時点では目標値を達成しているものの、令和2年度では、福山リサイクル発電からの撤退市町の影響もあり、「未達成」の見込みである。

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

| 指標項目 (内容) | 目標と実績の乖離要因 | 今後の対応方針 |
|---------------------------|--|---|
| 一般廃棄物排出量 1人当たり一般廃棄物排出量 | 一般廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、事業系ごみの増加もあり、現行の水準では令和2年度の目標を下回る見込みである。 | 市町と連携し、事業系ごみの増加の要因を分析するとともに、引き続き、食品ロス対策等の排出抑制に取り組む。 |
| 一般廃棄物最終処分量 | 一般廃棄物の最終処分量は減少したものの、焼却灰の再生利用が進まなかったこともあり、現行水準では令和2年度の目標を下回る見込みである。 | 市町と連携し、セメント原料化等の焼却灰の再生利用方法を検討し、最終処分量の減少に取り組む。 |

1 一般廃棄物の3Rの推進

【取組状況】

(1) 排出抑制及び減量化

ア 廃棄物抑制啓発広報事業（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムと連携し、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】10月の「3R推進月間」を中心に、テレビ等を通じて、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の取組を促す啓発広報を実施。

※ 関連事業：マイバッグ運動の推進（P14）、容器包装リサイクル法の推進（P27）、環境月間行事の実施（P96）

(2) 一般廃棄物のリサイクルの推進

ア 容器包装リサイクル法の推進 [循環型社会課]

市町が行う分別収集の徹底に向けた取組を支援するとともに、県民に対して分別排出の必要性を周知しています。

【令和元年度実績】第8期分別収集計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言、推進。

【令和2年度内容】第9期分別収集計画に基づき、市町の容器包装廃棄物の円滑な分別収集を助言、推進。

図表 2-1-4 容器包装廃棄物の分別収集の状況

| 区 分 | 令和元年度 実績 (t) | 令和2年度 計画 (t) |
|---------------|-----------------|-----------------|
| 無 色 ガ ラ ス | 5,061 | 5,298 |
| 茶 色 ガ ラ ス | 5,044 | 4,999 |
| そ の 他 の ガ ラ ス | 2,266 | 2,253 |
| そ の 他 の 紙 | 0 | 336 |
| ペ ッ ト ボ ト ル | 4,896 | 4,851 |
| その他のプラスチック | 22,178 | 22,273 |
| （うち白色トレイ） | 4 | 17 |
| ス チ ー ル | 3,131 | 2,939 |
| ア ル ミ | 2,952 | 2,896 |
| 段 ボ ー ル | 8,678 | 9,467 |
| 飲 料 用 紙 パ ッ ク | 55 | 126 |
| 計 | 54,261 | 55,438 |

資料：県循環型社会課

イ 小型家電リサイクル推進事業 [循環型社会課]

レアメタルなどの有用金属等を含む使用済小型家電について、本県の実情に即したリサイクルを推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】市町に対する使用済小型家電の回収など取組支援を実施。

1 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）のこと。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

2 産業廃棄物の3Rの推進

【取組状況】

(1) 発生抑制及び減量化

ア 多量排出事業者への産業廃棄物処理計画の策定指導 [産業廃棄物対策課]

多量排出事業者等へ、産業廃棄物処理計画の策定を指導しています。

〈対象事業者〉 ①前年度の産業廃棄物発生量が1,000トン以上の事業者【廃棄物処理法】

②前年度の産業廃棄物発生量が500トン以上1,000トン未満の事業者

【生活環境保全条例】

③前年度の特別管理産業廃棄物発生量が50トン以上の事業者【廃棄物処理法】

【令和元年度実績・令和2年度内容】 令和元年度は①227, ②96, ③38事業者が計画を策定。

(2) 建設廃棄物のリサイクルの推進

ア 建設リサイクル法の推進 [技術企画課]

「建設リサイクル法」の趣旨に基づき、建設副産物のリサイクルを推進しています。

また、「建設リサイクル法」に係る広島県実施方針の目標値達成のため、建設リサイクルの推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策を定め、建設副産物に対する総合的な対策を推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 建設リサイクル法届出審査業務及びパトロール等を行い、資源の有効利用と廃棄物の適正な処理を推進。

<建設リサイクル法届出審査件数及びパトロール件数>

| 指標項目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 建設リサイクル法届出審査件数 | 5,954 | 6,584 | 6,790 | 6,872 | 7,064 | 7,150 |
| パトロール件数 | 152 | 137 | 175 | 762 | 688 | 648 |

※ パトロール件数はH28までは一斉パトロール分のみ

(3) 産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進

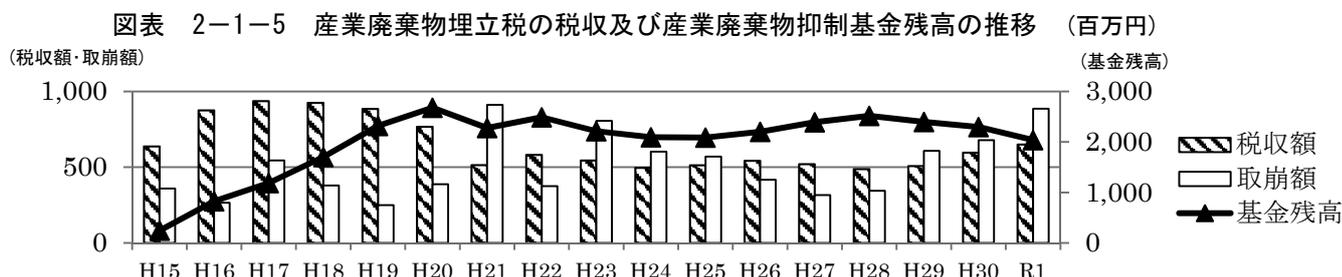
ア 産業廃棄物埋立税の延長 [循環型社会課]

課税期間の延長や埋立抑制のあり方に関する今後の方針について、商工会議所などの経済団体、資源循環協会などの業界団体への意見聴取やパブリックコメントなどを行い、検討した結果、最終処分率1.5%の達成・維持を目標に平成30年度から産業廃棄物埋立税の課税期間を5年間延長するとともに、長期的安定的な埋立抑制の実現を目指し、集中的に税活用事業を実施していくこととしました。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに関する施策とすることを基本としつつ、その他の循環型社会の形成に関する施策も推進。

イ 産業廃棄物埋立税と税事業の実施 [環境政策課・環境保全課・循環型社会課・産業廃棄物対策課]

平成15年4月から導入した「産業廃棄物埋立税」を活用し、3Rの推進、廃棄物の適正処理、啓発活動及びその他の循環型社会の形成を推進しています。



(ア) 3Rの推進に関する事業【R1(実績) : 268,182千円, R2(予算) : 627,483千円】

| 区 分 | 主 な 取 組 内 容 | 事 業 効 果 | R1 実績 | R2 予算 |
|-----------------------------------|--|---------------------------------------|---------|---------|
| ① 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 (P30) | 3R推進に効果が大い認められる施設整備を行う事業者への助成 | 38件 (H15~R1) 計画処理量: 10千t/年 (R1) | 173,303 | 489,609 |
| ② 循環型社会形成推進機能強化事業 (P100) | 産学連携によるリサイクル技術の研究開発等を行う団体への支援 | 143件 (H17~R1) 内19件事業化(13%) | 71,635 | 92,177 |
| ③ 廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業 (P101) | 即効性が高く波及効果が期待できるリサイクル技術の研究開発を行う事業者への助成 | 32件 (H15~R1) 内3件事業化 (9%) | 20,984 | 43,792 |
| ④ びんごエコタウン推進事業 (P100) | びんごエコ団地へ進出する企業に対する施設整備への助成 | 全区画分譲済 (全6区画) | 2,165 | 1,301 |
| ⑤ 廃棄物エネルギー回収促進事業 (P6) | 未利用廃棄物のエネルギー利用促進等に係る市町の技術的支援 | エネルギー回収率 21.1%(R6)実現見込 | 95 | 604 |
| 合 計 | | | 268,182 | 627,483 |

(イ) 廃棄物の適正処理に関する事業【R1(実績) : 598,862千円, R2(予算) : 494,151千円】

| 区 分 | 主 な 取 組 内 容 | 事 業 効 果 | R1 実績 | R2 予算 |
|------------------------------|--|---|---------|---------|
| ⑥ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 (P39) | 排出事業者講習会の開催, マニフェスト交付状況報告の処理・排出事業者の指導体制の整備 | 大規模な不法投棄発生件数の減少 H5~14 : 10.5件/年 H15~R1 : 4.7件/年 | 54,839 | 79,005 |
| ⑦ 不法投棄監視体制強化事業 (P39, 40) | 不法投棄対策班による監視活動, 市町職員の県職員併任による不法投棄監視等 | | 15,898 | 32,612 |
| ⑧ 産業廃棄物処理情報管理推進事業 (P39) | 廃棄物処理情報の電子化支援等 | 電子マニフェスト普及率の向上 | 5,274 | 6,456 |
| ⑨ 産業廃棄物処理実態調査事業 (P30) | 県内の産業廃棄物の排出量等を把握するための実態調査 | 平成30年度実態調査の実施 | 7,986 | 2,211 |
| ⑩ PCB廃棄物処理促進事業 (P38) | PCB廃棄物の適正処理に係る中小事業者への支援 | PCB 廃棄物期限内処理の促進 | 22,745 | 40,159 |
| ⑪ 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 (P39) | 公共関与処分場周辺環境調査, 協議会運営, 緑地整備等 平成30年7月豪雨災害で発生した災害廃棄物を早期処理するため, 出島処分場の受入体制を整備 | 公共関与処分場の安定運営 災害廃棄物の早期処理 | 367,460 | 218,602 |
| ⑫(1) 地域廃棄物対策支援事業 (P40) | 市町等が行う不法投棄防止対策事業等への支援 | 23市町等で実施 | 84,524 | 102,380 |
| ⑬ 災害廃棄物処理対策市町等連携事業 (P37, 41) | 平成30年7月豪雨災害で発生した災害廃棄物の処理や処理計画を策定する市町への支援及び初動マニュアルの作成, 研修・訓練の実施 | 12市町へ専門家を派遣支援した11市町で計画策定 県内全23市町が研修・訓練に参加 | 40,136 | 10,000 |
| ⑭ 廃棄物処理計画策定事業 (P30) | 廃棄物処理計画の策定 | 総合的・計画的な取組の推進 | - | 2,726 |
| 合 計 | | | 598,862 | 494,151 |

(ウ) 廃棄物の適正処理に関する事業【R1(実績) : 9,072千円, R2(予算) : 10,564千円】

| 区 分 | 主 な 取 組 内 容 | R1 実績 | R2 予算 |
|---------------------------------|--|-------|--------|
| ⑮ 環境保全活動支援事業 (P14, 27, 93, 104) | 県民, 事業所への廃棄物抑制啓発等 (マイバッグ運動の推進, テレビ等を通じた廃棄物の抑制などの取組を促す啓発広報, 環境月間行事などを実施) | 9,072 | 10,564 |
| 合 計 | | 9,072 | 10,564 |

(エ) その他の循環型社会の形成に関する事業【R1(実績) : 37,113千円, R2(予算) : 64,223千円】

| 区 分 | 主 な 取 組 内 容 | 事 業 効 果 | R1 実績 | R2 予算 |
|--|--|---------------------------------------|--------|--------|
| ⑫(2)(3) 地域廃棄物対策支援事業(撤去処分・事業系一般廃棄物削減対策事業) (P41) | 市町等が行う不法投棄廃棄物の撤去処分事業及び事業系一般廃棄物削減対策事業への支援 | 6市町による撤去処分, 5市町による事業系一般廃棄物削減に向けた取組 | 5,801 | 7,757 |
| ⑯ 海ごみ対策推進事業 (P6) | 海岸漂着物等対策に係る市町の取組に対する助成 | 海ごみ対策を総合的・効果的に推進 | 31,312 | 56,466 |
| 合 計 | | | 37,113 | 64,223 |

広島県 行政IT推進課

3 資源循環の推進

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

ア 廃棄物処理計画策定事業 [循環型社会課]

循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向け、本県の廃棄物対策の基本となる計画である「第4次広島県廃棄物処理計画」に基づく施策を推進しています。

【令和元年度実績】「第4次廃棄物処理計画」の推進。

【令和2年度内容】「第5次廃棄物処理計画」の策定。

(2) リサイクルの推進

ア 産業廃棄物処理実態調査事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の排出・処理の実態を把握し、廃棄物処理計画改訂の基礎資料とするため、5年毎に産業廃棄物処理実態調査を実施しています。調査を実施しない年度においても、補完調査を行うことにより、毎年度の産業廃棄物の排出量等の動向を把握し、廃棄物処理計画の適切な進行管理を図っています。

【令和元年度実績】実態調査を行い、平成30年度の実態を把握。

【令和2年度内容】補完調査を行い、令和元年度の実態を把握。

イ 廃棄物再生事業者登録 [循環型社会課]

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度末時点で、90事業者を登録。

| 指標項目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 登録事業者数 | 94 | 94 | 94 | 91 | 91 | 90 |

ウ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業 [循環型社会課]

循環型社会の実現に向け、効果が大きいと認められる廃棄物の排出抑制やリサイクル関係施設の整備に要する費用の一部を助成しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は3事業139,700千円を支援。平成30年度から補助上限額を大幅にアップするとともに、2か年の事業実施も対象にするなど、補助要件の緩和及び補助対象を追加して実施。

図表 2-1-6 助成条件

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 対象分野 | 廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクル |
| 対象者 | 新たに設置又は改造する施設を整備する者 |
| 対象経費 | ①廃棄物排出抑制施設 ・排出事業者自らが設置するものであって、事業場外に排出する廃棄物について、重量を10%以上削減又は容量を30%以上減少できるもの ②廃棄物リサイクル施設 ・リサイクル製品を製造する施設で新規製品を製造するために整備するもの ・既にリサイクル製品を製造している施設で受入可能な廃棄物の重量を10%以上増加又は最終処分される廃棄物の重量を30%以上削減するもの ・混合廃棄物から再生資源等を分離するための施設で最終処分量が投入した廃棄物の重量の90%又は容量の70%を下回るもの ・廃棄物熱回収施設であって、当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の30%を超えて燃料の投入を行わない状態で、熱回収率が5%以上のもの |

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 対象経費 | ③資源循環促進施設 ・排出事業者自らが、分別施設、保管施設等を整備することにより、事業所外に排出後リサイクルされる廃棄物の重量を30%以上増加できるもの ・現在最終処分されている廃棄物をリサイクルするために一時的に保管・選別する施設で最終処分する廃棄物の重量を10%又は容量を30%以上削減するもの ・県内で生産されたリサイクル製品の出荷重量を10%以上増加させるもの ・再生資源等の製造施設で最終処分する廃棄物の重量を10%以上削減するもの |
| 補助率 | 1/3 以内（がれき類等の特定の廃棄物を処理する施設及びCO ₂ 排出量の削減効果が高い設備の整備は、1/2 以内） |
| 補助額 | 廃棄物排出抑制施設 300,000 千円以内/件 廃棄物リサイクル施設 5,000 千円以上 300,000 千円以内/件 資源循環促進施設 15,000 千円以内/件 |

エ 各種リサイクル法の円滑な運用

（ア）資源有効利用促進法の推進 [循環型社会課]

3R対策や分別回収のための識別表示、製造事業者による自主回収システム等について、県民に周知しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】製造事業者等による廃パソコン、小型二次電池（充電式電池）、二輪車（オートバイ）、携帯電話・PHS等の自主回収をホームページに掲載し、リサイクルの取組に協力するよう県民等への普及啓発を実施。

（イ）家電リサイクル法の推進 [循環型社会課]

家電リサイクル法対象4品目の廃家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の適正な引渡しとリサイクル料金等の負担について、県民等へ周知しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】家電リサイクル法の適正な運用を図るよう県民等へ普及・啓発活動を実施。

（ウ）自動車リサイクル法の推進 [産業廃棄物対策課]

「自動車リサイクル法」に基づき、自動車のリサイクルを推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】自動車リサイクル制度等について周知するとともに、関連事業者への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導。

※ 関連事業：容器包装リサイクル法の推進（P27）、小型家電リサイクル推進事業（P27）、びんごエコタウン推進事業（P100）、循環型社会形成推進機能強化事業（P100）、廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業（P101）、リサイクル製品使用促進事業（P101）

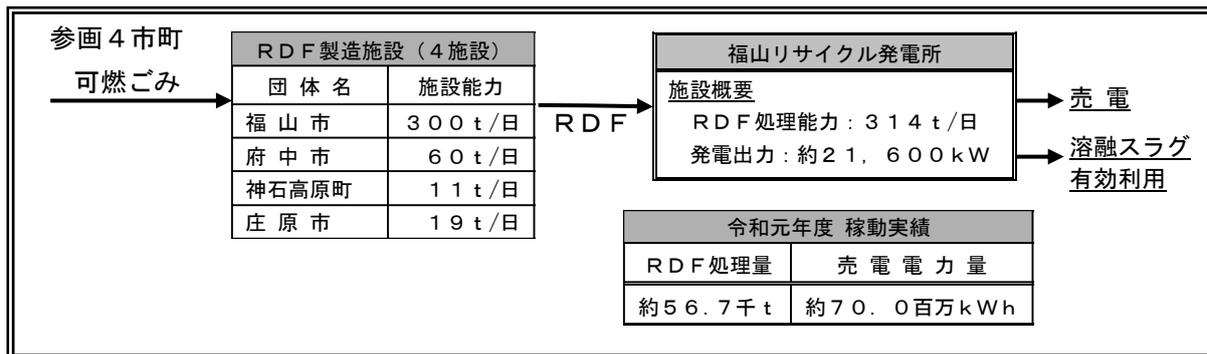
(3) サーマルリサイクル²の推進

ア 福山リサイクル発電事業の推進 [循環型社会課]

一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じて、ダイオキシン類、二酸化炭素の削減等の環境対策や資源・エネルギー対策を進め、併せて市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、福山リサイクル発電³によるRDF発電・灰溶融事業を推進しています(平成16年4月操業開始)。

【令和元年度実績・令和2年度内容】搬入されたRDFを処理し、発電・灰溶融を実施。

図表 2-1-7 福山リサイクル発電事業の概要



イ 廃棄物エネルギー回収促進事業(再掲)

※ 第1章「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業(2)」(P6)

(4) 食品廃棄物削減等対策

ア 食品廃棄物の発生抑制等の推進 [循環型社会課]

市町と県が連携して、食品廃棄物の発生抑制を推進します。

【令和元年度実績・令和2年度内容】食品廃棄物排出事業者に係る情報収集や、市町による食品廃棄物の適正処理や食品ロス削減対策等へ支援を実施。

※ 関連事業：事業系一般廃棄物削減対策事業(P41)

2 サーマルリサイクル：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。
 3 RDF：Refuse Derived Fuel(ごみ固形燃料)の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉碎して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料。

平成 30 年 7 月豪雨災害における廃棄物処理について

平成 30 年 7 月に、広島県は記録的豪雨に見舞われ、県内の広範囲にわたって土砂災害や河川氾濫が発生しました。これにより膨大な量の災害廃棄物が発生したことから、速やかな復旧・復興に向けて、市町や関係団体と連携しながら計画的に処理を進めてきました。

□ 災害廃棄物とは

気象災害（台風、大雨等）や地震などの大規模災害が発生すると、家屋の倒壊や浸水などにより、多量の廃棄物が発生します。これらは人の健康や生活環境に影響を生じさせるおそれがあり、生活再建の妨げとなるため、迅速に処理を行う必要があります。



平成 30 年 7 月豪雨で発生した災害廃棄物

□ 平成 30 年 7 月豪雨災害における廃棄物処理の状況

平成 30 年 7 月の豪雨災害では、県全体で約 120 万 t もの災害廃棄物が発生し、県と市町が一体となって処理を進めてきました。令和 2 年 3 月末で、処理の進捗率は 99.9% となり、概ね処理が完了しました。また、二次仮置場（災害廃棄物の集積、選別等を行い最終処分するまで保管する場所）はすべて解消しました。

二次仮置場 処理中

北新地運動公園（坂町）



広多賀谷多目的広場（呉市）



処理完了



□ 災害廃棄物処理に係る初動マニュアルと研修・訓練

今回の豪雨災害における対応を振り返り、今後の災害発生時における災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、令和元年 5 月に、発災後 2 週間以内に必要となる対応の役割分担等を整理した「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」を作成し、同年 6 月に、市町の職員等を対象とした研修・訓練を実施しました。今後も継続して研修等を実施し、災害廃棄物処理に係る連携体制の強化を図っていきます。



初動対応に係る図上訓練

初動マニュアルはこちら ⇒ < <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/saigai-haikibutsu.html> >

第2款 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

【現状と課題】

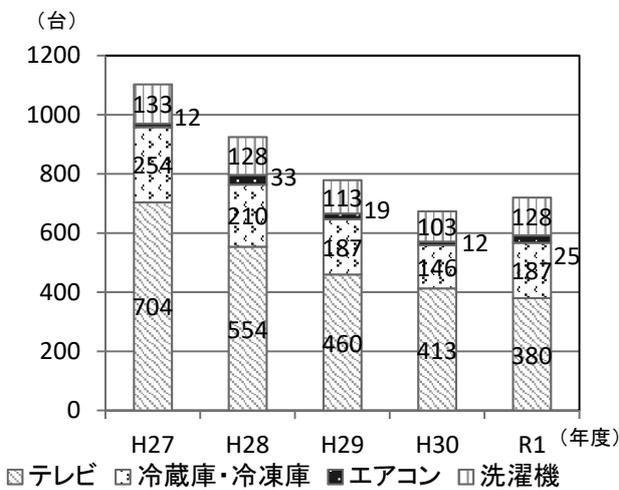
(1) 適正処理の状況

廃棄物が適正に処理されるよう、効率的な施設の整備を図るとともに、優良な処理事業者の育成に努める必要があります。

また、廃棄物処理法の規制強化、最終処分場のひっ迫、廃棄物処理費用の増加、各種リサイクル法の施行などにより不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されることから、施設への立入検査や不法投棄・不適正処理の防止に積極的に取り組む必要があります。

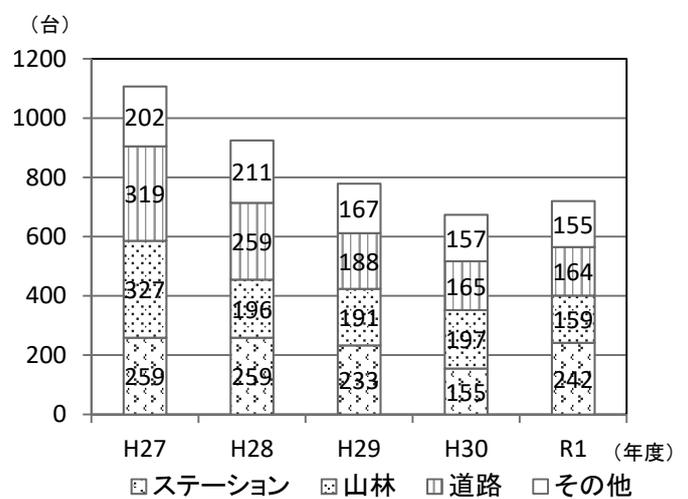
図表 2-2-1 家電リサイクル法対象4品目不法投棄台数

① 目別



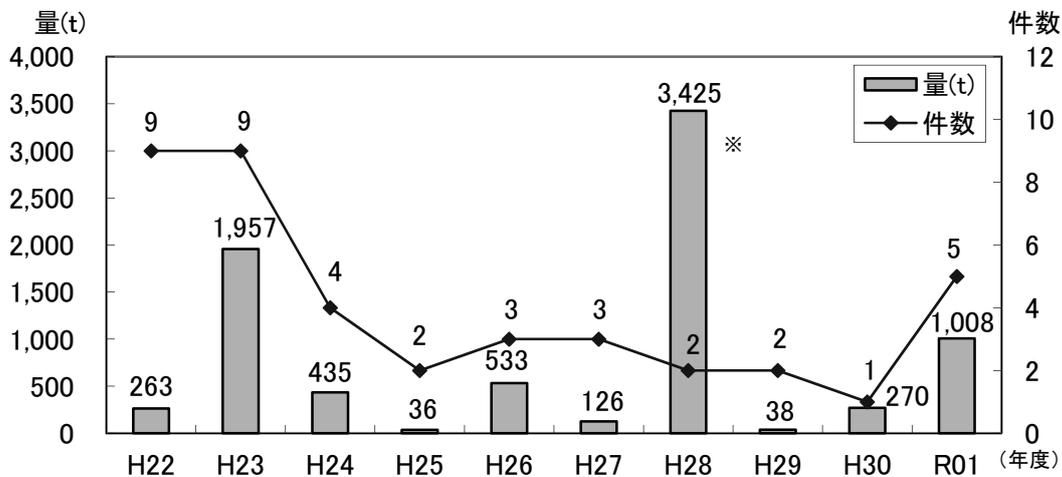
資料：県循環型社会課

② 場所別



資料：県循環型社会課

図表 2-2-2 産業廃棄物不法投棄発生状況（投棄量10トン以上の事案）



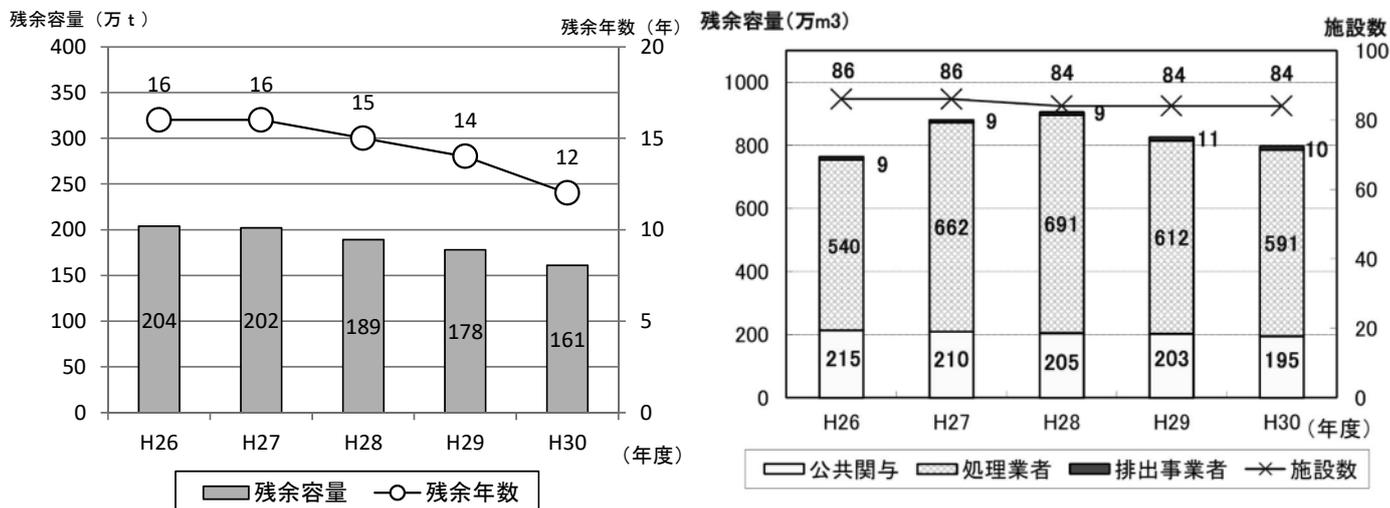
資料：県産業廃棄物対策課

(※) 平成28年度は廃棄物量3,374tの大量投棄が1件あったため、大幅に増加した。この事案は、建築物の解体で発生したがれき類を現場で再生利用するため残置したものであるが、現場の状況から勘案し、不法投棄と判断したもの。

(2) 最終処分場の状況

一般廃棄物、産業廃棄物ともに、最終処分場の新規設置は困難な状況にあり、残余容量及び廃棄物の発生量を勘案し、必要に応じて、適正処理のための残余容量の確保策を検討します。

図表 2-2-3 一般廃棄物最終処分場の残余容量及び残余年数 図表 2-2-4 産業廃棄物最終処分場の施設数及び残余容量



資料：県循環型社会課

資料：県産業廃棄物対策課

図表 2-2-5 産業廃棄物最終処分場の設置等状況 (平成30年度末現在)

| 区分 | 施設数 | | | | 残余容量 (万m ³) | | | | 残余年数 |
|-----------------------|-------|------|----|----|-------------------------|------|-----|-----|------|
| | 排出事業者 | 処理業者 | 公共 | 計 | 排出事業者 | 処理業者 | 公共 | 計 | |
| 安定型最終処分場 ⁴ | 5 | 54 | 1 | 60 | 1 | 504 | 2 | 508 | 6.6 |
| 管理型最終処分場 ⁵ | 5 | 16 | 3 | 24 | 9 | 86 | 193 | 288 | 16.4 |
| 計 | 10 | 70 | 4 | 84 | 10 | 591 | 195 | 796 | 8.4 |

(注1) 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。

資料：県産業廃棄物対策課

(注2) 残余年数は、年度末の残余容量及び当該年度の廃棄物埋立量から算出することとなり、経済活動等により大きく変動する(平成30年度埋立量：安定型77万m³、管理型18万m³)。

(注3) 端数処理のため、合計値が合わない場合がある。

図表 2-2-6 公共関与による埋立処分事業の実施状況 (令和元年度末)

| 名称 | 埋立面積 (ha) | 廃棄物埋立容量 (千m ³) | 進捗率 (%) | 事業期間 | 事業主体 |
|------|-----------|----------------------------|---------|-----------|---------------|
| 箕島地区 | 32 | 1,267 | 87.4 | 昭和63年10月～ | (一財)広島県環境保全公社 |
| 出島地区 | 17 | 1,900 | 11.0 | 平成26年6月～ | |

資料：県産業廃棄物対策課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目 (内容) | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ^{※1} | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|----------|-------------------------|----|----------------|-----------|-------------|------------------|--------|---------|
| 産業廃棄物対策課 | 産業廃棄物の不法投案件数 (投棄量10t以上) | 件 | 5.6 (H17~26平均) | 5 | 毎年度5以下 (R2) | 5 | 100.0% | 目標どおり達成 |
| 産業廃棄物対策課 | 産業廃棄物の最終処分場の残余年数 | 年 | 10.6 (H24) | 8.4 (H30) | 10以上 (R2) | 10.2 | 82.4% | 未達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

4 安定型最終処分場：産業廃棄物の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリート片等）の最終処分場をいう。

5 管理型最終処分場：産業廃棄物の燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等の最終処分場で、浸出液による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、浸出液処理施設等が設けられている。

広島県環境部 環境政策課

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

| 指標項目(内容) | 目標と実績の乖離要因 | 今後の対応方針 |
|------------------|------------------------------|---------------------------|
| 産業廃棄物の最終処分場の残余年数 | 廃プラスチック類の埋立量増加により残余容量が減少したため | 廃プラスチック類等の再利用を進め、埋立量を削減する |

1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を促進するため、立入検査等を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】立入検査等を実施。

図表 2-2-7 一般廃棄物処理施設立入件数・指導件数(令和元年度)

| 区 分 | 立入件数・指導件数 |
|--------|-----------|
| し尿処理施設 | 66 |
| ごみ処理施設 | 93 |
| 埋立処分地 | 44 |
| 浄化槽 | 29,422 |
| 計 | 29,625 |

資料：県循環型社会課

(2) 将来を見据えた関係市町との連携による廃棄物処理の推進

ア 一般廃棄物処理施設整備の促進 [循環型社会課]

一般廃棄物処理施設について、市町等による計画的な施設整備を支援しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】計画的な施設整備を支援。

図表 2-2-8 一般廃棄物処理施設整備状況

| 区 分 | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | し尿処理施設 | ごみ処理施設 | し尿処理施設 | ごみ処理施設 |
| 施設数 | 29 | 68 | 29 | 68 |
| 施設能力 | 2,154kℓ/日 | 4,793 t/日 | 2,154kℓ/日 | 4,933 t/日 |

資料：県循環型社会課

※ 関連事業：廃棄物エネルギー回収促進事業(P6)

(3) 違法な不用品回収業等への対策

ア 違法な不用品回収業に対する指導の強化 [循環型社会課]

廃棄物の収集運搬に必要な許可を受けていないなど、違法な不用品回収と判断される場合は、回収を止めるよう指導しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】市町との連携による、不用品回収業者への立入検査のほか、市町への技術的支援を実施。

イ 有害使用済機器保管等業者に対する指導 [循環型社会課]

有害使用済機器(本来の用途を終えた家電等)の保管等を行う者に対し、法に基づく届出や、保管等の基準の遵守について指導しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】届出・保管等に係る指導を実施。

(4) 災害廃棄物の処理対策の構築

ア 災害発生時における廃棄物処理体制の強化（災害廃棄物処理対策市町等連携事業） [循環型社会課]
 大規模災害時の適正・迅速な廃棄物処理のため、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町等と連携した実効性の高い災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

【令和元年度実績】平成30年7月豪雨災害における対応を振り返り、市町向けの初動マニュアルを作成するとともに、マニュアルの研修及び図上訓練を実施。市町災害廃棄物処理計画の策定業務へ補助金を交付。

【令和2年度内容】引き続き研修及び図上訓練を実施。あわせて、県・市町の初動マニュアルについて、必要な見直しを実施。

イ 災害廃棄物の処理の事務の受託 [循環型社会課]

災害時に大量に発生した災害廃棄物について、処理責任を有する被災市町における処理が困難な場合に、県が地方自治法に基づき、災害廃棄物の処理の事務を受託することにより、早期の復旧・復興を図ります。

【令和元年度実績】平成30年7月豪雨災害において、大量の災害廃棄物が発生した坂町から事務を受託し、平成30年11月から二次仮置場を整備し、家屋解体廃棄物等の処理を進め、令和元年12月末に処理を完了。

ウ 広域的な相互協力体制の整備 [循環型社会課・産業廃棄物対策課]

広範囲な災害に備え、広域的な相互協力体制整備を推進しています。県は、市町による収集、運搬及び処分が困難と認められる場合に、災害廃棄物が迅速かつ円滑に処理されるよう、関係団体4団体と支援協力に関する協定を締結しています（累計4団体）。

【令和元年度実績】協定を締結した関係団体との情報交換等により、協力体制の継続を確認。国が設置するブロック協議会への参加及び情報収集。

【令和2年度内容】令和元年度取組の継続。

(5) 海ごみ対策の推進（再掲）

※ 第1章「「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業（3）」(P6)

2 産業廃棄物の適正処理

【取組状況】

(1) 適正処理の推進

ア 監視・指導等 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業所並びに処理施設の立入検査を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】排出事業者及び処理業者の立入検査を実施。

図表 2-2-9 事業所立入検査件数（令和元年度）

| 区 分 | 立入検査件数 | 延指導件数 |
|------------|--------|-------|
| 産業廃棄物排出事業者 | 931 | 249 |
| 産業廃棄物処理業者 | 829 | 104 |
| 計 | 1,760 | 353 |

資料：県産業廃棄物対策課

資料提供：広島県産業廃棄物対策課

イ ダイオキシン類等対策事業 [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物焼却施設のダイオキシン類対策を推進するため、排出ガスの行政検査を実施し基準の適合状況を監視しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】排出ガスの行政検査を実施。令和元年度の実績は5施設。

ウ PCB⁶廃棄物処理促進事業 [産業廃棄物対策課]

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）」に基づき策定したPCB廃棄物処理計画により、適正保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導しています。

また、中小企業者の処理費用負担額の軽減を図るため、国及び他の都道府県と協調して、(独)環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金へ拠出しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】PCB廃棄物の保管及び処理の状況を把握するとともに、適正保管及び適正処理を指導。なお、平成30年度届出状況は次表のとおり。

図表 2-2-10 PCB廃棄物保管等届出状況（平成31年3月31日）

| 種類 (単位) | 保管中 | 使用中 |
|----------------------|---------|--------|
| 変圧器 (トランス) (台) | 1,253 | 1,035 |
| ネオン変圧器 (ネオントランス) (台) | 3 | — |
| コンデンサー (3kg以上) (台) | 387 | 277 |
| コンデンサー (3kg未満) (台) | 8,548 | 8,366 |
| 柱上変圧器(柱上トランス) (台) | 301 | 38 |
| 蛍光灯用安定器 (台) | 9,320 | 11,425 |
| 水銀灯用安定器 (台) | 1,903 | 1,414 |
| ナトリウム灯用安定器 (台) | 32 | — |
| 安定器 (用途不明) (台) | 87 | 180 |
| その他 PCBを含む油 (kg) | 162,585 | — |
| 変圧器油 (トランス油) (kg) | 4,396 | — |
| 熱媒体油 (kg) | — | — |
| 柱上変圧器油(柱上トランス油) (kg) | — | — |
| コンデンサー油 (kg) | 205 | — |
| 感圧複写紙 (kg) | 5,679 | — |
| ウエス (kg) | 1,140 | — |
| 計器用変成器 (kg) | 76 | 12 |
| サージアブソーバー (kg) | — | — |
| リアクトル (kg) | 28,564 | 57,070 |
| 放電コイル (kg) | 31 | 9 |
| 整流器 (kg) | 23,523 | 1,730 |
| その他電気機械器具 (台) | 662 | 622 |
| OFケーブル (kg) | — | 5 |
| 汚泥 (kg) | 35,010 | — |
| その他 (kg) | 37,869 | 2,423 |
| 届出事業所数 | 994 | — |

(注) 容量で報告されたものは重量に換算

資料：県産業廃棄物対策課

6 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われなまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

エ 廃棄物排出事業者責任強化対策事業 [産業廃棄物対策課]

平成20年度から排出事業者にマニフェスト⁷交付状況報告が義務化されるなど排出事業者責任が強化されたことから、廃棄物処理法に関する知識の向上を図るため排出事業者講習会を開催し、排出事業者責任の徹底を指導しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】排出事業者にマニフェスト交付状況報告書の提出を周知し、法規制等に係る講習会を開催。排出事業者指導員を配置し、排出事業者責任の徹底を指導。

オ 優良な産業廃棄物処理業者の育成（産業廃棄物処理情報管理推進事業） [産業廃棄物対策課]

産業廃棄物処理業者等における電子マニフェストの導入や、優良認定の取得や社会貢献の活動を支援し、優良な処理業者の育成、業界の健全な発展を促進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】（一社）広島県資源循環協会に対して、産業廃棄物処理業者等の電子マニフェストの導入、優良認定の取得及び社会貢献の活動を支援。産業廃棄物処理業者に対して、優良認定の制度周知及び取得推進を実施。

図表 2-2-11 補助事業の概要

| 実施主体 | (一社) 広島県資源循環協会 | | |
|------|----------------------------|----------------------|--|
| 事業名 | 電子マニフェスト導入事業 | 優良業者支援事業 | 社会貢献事業 |
| 事業内容 | 電子マニフェストに関する情報提供等の協会の取組を支援 | 優良認定を取得するための協会の取組を支援 | 不法投棄された廃棄物の撤去等地域社会へ貢献し県民理解を深める協会の取組を支援 |
| 補助率 | 1/2 | | |
| 補助金額 | 3,000千円 | | |

(2) 処理施設の確保

ア 公共関与処分場による廃棄物適正処理事業 [産業廃棄物対策課]

【令和元年度実績】箕島処分場及び出島処分場において、廃棄物の受入を実施。また、平成30年7月豪雨災害で発生した災害廃棄物を早期に処理するため、箕島処分場及び出島処分場において、災害廃棄物の受入を実施。

【令和2年度内容】公共関与処分場の運営主体である（一財）広島県環境保全公社と連携して適正な管理・運営を実施。

3 廃棄物不法投棄防止対策

【取組状況】

(1) 不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化

ア 監視・パトロール（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

「不法投棄110番⁸」による情報収集、車両、ヘリコプター及び船舶を使用した監視パトロールを実施し、早期発見・早期是正に努めています。また、産業廃棄物運搬車両検査を実施し、運搬先及び運搬先業者の許可状況等を確認し、不法投棄を防止しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】不法投棄監視パトロールや産業廃棄物収集運搬車両検査を実施。令和元年度実施件数は次表のとおり。

7 マニフェスト（産業廃棄物管理票）：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。

8 不法投棄110番：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県産業廃棄物対策課内に設置された専用ファクシミリ及び県ホームページ通報入力フォームのこと。（FAX：082-211-5374）

図表 2-2-12 実施件数（令和元年度）

| 項目 | 実施件数 |
|----------------|------|
| 車両によるパトロール | 61 |
| ヘリコプターによるパトロール | 26 |
| 船舶によるパトロール | 12 |
| 産業廃棄物運搬車両検査 | 90 |

資料：県産業廃棄物対策課

イ 不法投棄対策班の活動（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

現職警察官、警察官OB及び県職員で構成する不法投棄対策班により、不適正処理の監視、是正等の指導を行い、早期発見・早期是正による事案の拡大防止を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】不法投棄110番、関係機関の要請等を受けて、不法投棄等の不適正処理に対して早期対応を実施。令和元年度は延べ533回出動。

ウ 市町職員の併任制度（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

市町職員が産業廃棄物の立入検査を行うため、県職員として併任する制度を導入し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】7市5町の市町併任職員による産業廃棄物事案等の立入検査を実施。令和元年度は54件の立入検査実績。

エ 地区不法投棄防止連絡協議会の設置（不法投棄監視体制強化事業） [産業廃棄物対策課]

厚生環境事務所・支所の管轄区域毎に、厚生環境事務所・支所、市町、警察及び海上保安部などで構成する地区不法投棄防止連絡協議会を設置し、不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】協議会を開催し関係機関と不法投棄防止の啓発、情報交換等を実施。令和元年度は6地区で開催。

オ 業界団体との不法投棄通報協定の締結 [産業廃棄物対策課]

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、業界団体と不法投棄通報協定を締結し、不法投棄等の監視体制を強化しています。

【令和元年度実績】協定を締結した広島県資源循環協会、建設業団体等の5団体に対して、不法投棄の早期発見、早期通報等を依頼。

【令和2年度内容】他の団体との協定締結を進め、不法投棄の監視体制を強化。

(2) 市町の不法投棄防止対策に対する支援

ア 地域廃棄物対策支援事業 [循環型社会課]

市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援し、不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正を図っています。

(ア) 不法投棄防止対策事業

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 実施主体 | 市町（一部事務組合を含む。） |
| 対象事業 | ① 不法投棄監視事業 住民団体・民間警備会社への監視パトロール委託、監視カメラ、防止ネット・防止柵等 ② 不法投棄防止に関する普及啓発事業 不法投棄防止パンフレット・看板、講習会、広報活動、不法投棄防止大会及び住民参加による不法投棄廃棄物の作業委託等 ③ その他関連事業 不法投棄を防ぐための環境整備事業等 |
| 補助率 | 2/3以内 |
| 補助限度額 | 45,000千円～15,000千円/市町 |

【令和元年度実績】

| 実施市町数 | 主な事業内容 | | | | | 補助金 交付額 |
|-------|-------------|-----------|---------------|----------------|---------------------|------------|
| | 監視 パトロール | 監視 カメラ | 防止ネット、 防止柵 | パンフレット、 看板等 | 廃棄物等の回収 処理(住民参加) | |
| 23市町等 | 11市5町 | 6市3町 | 3市 | 12市7町1組合 | 8市5町 | 84,372千円 |

【令和2年度内容】市町等が実施する不法投棄防止対策事業を支援。

(イ) 不法投棄廃棄物等の撤去処分事業

| 項 目 | 内 容 |
|------|---|
| 実施主体 | 市町（一部事務組合を含む。） |
| 対象事業 | ① 不法投棄廃棄物撤去処分事業 不法投棄された廃棄物の撤去・処分等（撤去後、当該地において不法投棄の未然防止対策を行うものに限る。） ② 廃棄物類似処理困難物撤去処分事業 廃屋など、廃棄物に類似するものの解体・撤去・処分等（市町のまちづくりに関する計画により対策が必要なものに限る。） |
| 補助率 | 1/2以内 |

【令和元年度実績】

| 実施市町数 | 事業内容 | | 補助金交付額 |
|-------|---------------|----------------------|---------|
| | 不法投棄廃棄物撤去処分事業 | 廃棄物類似処理困難物 撤去処分事業 | |
| 6市町 | 3市3町 | — | 2,067千円 |

【令和2年度内容】市町等が実施する不法投棄廃棄物等の撤去処分事業を支援。

(ウ) 事業系一般廃棄物削減対策事業

| 項 目 | 内 容 |
|------|--|
| 実施主体 | 市町（一部事務組合を含む。） |
| 対象事業 | ① 実態把握事業 事業系一般廃棄物の展開検査（組成分析）、排出事業者の意識調査、排出実態調査等 ② 分別促進事業 排出事業者への分別・リサイクル・排出抑制等に係る情報提供、分別・リサイクル・適正排出等のガイドライン作成等 ③ 事業者との協働事業 食べきり店の募集・登録、広報、事業者等と連携した食品ロスの削減対策等 |
| 補助率 | 1/2以内 |

【令和元年度実績】

| 実施市町数 | 事業内容 | | | 補助金交付額 |
|-------|--------|--------|-----------|---------|
| | 実態把握事業 | 分別促進事業 | 事業者との協働事業 | |
| 5市町 | 2市1町 | 3市 | 2市 | 3,734千円 |

【令和2年度内容】市町等が実施する事業系一般廃棄物の排出抑制・減量化・リサイクル・適正処理を支援。

(エ) 災害廃棄物処理計画策定事業

| 項 目 | 内 容 |
|------|----------------|
| 実施主体 | 市町（一部事務組合を含む。） |
| 対象事業 | 災害廃棄物処理計画の策定 |
| 補助率 | 1/2以内 |

【令和元年度実績】

| 実施市町数 | 事業内容 | 補助金交付額 |
|-------|------------------------|----------|
| 11市町 | 市町等が実施する災害廃棄物処理計画策定を支援 | 23,509千円 |

資料1-1 広島市の環境行政の現状と課題

PCBを使用した照明器具が残っていませんか？

～ 期限内処理をお願いします～

PCB 廃棄物等は法令で期限内の処理が義務付けられています。

□ 広島県の高濃度 PCB 廃棄物の処理期限

照明器具の安定器
汚染物等

令和3年3月31日まで

県では、期限内の確実な処理を行うため、調査等を行っております。御協力をお願いします。

□ 中小企業等には処理費用の軽減制度もあります

中小企業等の
高濃度 PCB 廃棄物の
処理費用

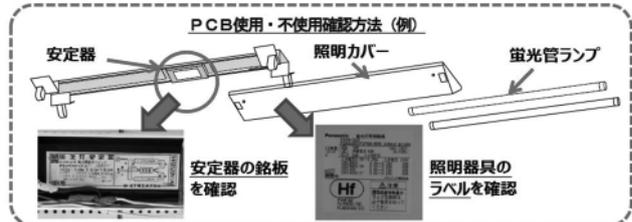
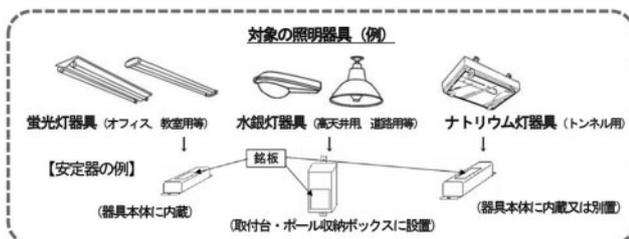
70%を軽減
(個人の場合は処理費用の95%を軽減)

また、中小企業等が PCB 使用安定器を使用した照明器具から LED 照明への交換費用についても、補助制度があります。詳しくは PCB 早期処理情報サイト(環境省)をご覧ください。

□ PCB 安定器を使用した照明器具

安定器とは、電源とランプの間の電流を安定化させ、照明のちらつきを抑える機器です。一般的に、蛍光灯や水銀灯、ナトリウム灯などの照明器具に組み込まれています。

PCBを使用した照明器具の安定器は、国内メーカーでは、昭和32年(1957年)1月～昭和47年(1972年)8月まで製造されていました。昭和52年(1977年)3月以前に建築された工場やビルなどの事業用建物[※]では、照明器具にPCBを使用した安定器が使用されている可能性があります。



※家庭用照明器具(電気工事を伴わないソケット等で簡単に取り外せる器具)には、PCBを使用した安定器は使われていません。

PCB 廃棄物関係サイト
(広島県)

PCB 早期処理情報サイト
(環境省)

【お問合せ先】

広島県 産業廃棄物対策課

TEL 082-513-2963



第3節 広島の良い「地域環境の保全」

第1款 良い大気環境の確保

1 大気質の保全

【現状と課題】

大気汚染は、主に工場・事業場から排出されるばい煙や自動車排出ガスによって引き起こされます。

高度経済成長期には、大気汚染が急速に進行しましたが、近年では、工場・事業場や自動車排出ガスへの対策が進んだことから、全般的に改善されてきました。

令和元年度の測定項目では、二酸化硫黄¹、一酸化炭素²、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準を達成しました。一方、光化学オキシダント²は、すべての測定局で環境基準非達成であり、また、平成21年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5³）は、25測定局中、24測定局で環境基準を達成（96%）しました。

なお、光化学オキシダントの環境基準は、昼間（5～20時）の1時間値で評価するため、1年のうち1時間でも環境基準値を超えると環境基準非達成となります。令和元年度に昼間の1時間値が環境基準値以下となった割合は、約92%でした。

図表 3-1-1 大気汚染物質の環境基準達成率（%）

| 項目／年度 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|------------------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 二酸化硫黄及び一酸化炭素 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 二酸化窒素 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 浮遊粒子状物質 | 69 | 41 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 光化学オキシダント | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 【参考】（ ）内は、1時間値における環境基準値以下の割合 | (91) | (94) | (92) | (91) | (92) | (91) | (90) | (89) | (92) | (92) |
| 微小粒子状物質(PM2.5) | - | 0 | 0 | 9 | 24 | 38 | 71 | 71 | 83 | 96 |

（注）環境基準達成率：環境基準達成測定局数／測定局数×100%

資料：県環境保全課

微小粒子状物質（PM2.5）は、平成25年1月の中国の深刻な大気汚染の影響により、県内でも濃度が上昇し、大きな関心が寄せられました。本県では、PM2.5濃度が国の定めた注意喚起の基準に達する場合には、高濃度予報を発表し、県民への注意喚起を行うこととしていますが、これまでに高濃度予報の発表はありません。

その他の問題として、黄砂や酸性雨があります。黄砂とは、中国内陸部の乾燥・半乾燥地域で強風により吹き上げられた多量の砂塵が、上空の偏西風に運ばれて日本に飛来し降下する現象です。近年、黄砂の飛来が大規模化しており、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因による影響も指摘されています。

本県でも、黄砂の影響により、浮遊粒子状物質や微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が上昇する日が、例年観測されています（令和元年度黄砂観測日数：3日）。

1 環境基準：環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国が定める環境の基準。大気汚染にかかるものは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の11物質について定められている。（基準値は、「広島県環境データ集」を参照）

2 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や炭化水素類（HC）を中心とする一次汚染物質から太陽光線による光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、植物などへも影響を与える。

3 微小粒子状物質（PM2.5）：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が2.5μm（1μm（マイクロメートル）は1mmの千分の1）以下のものをいう。PM2.5は非常に小さい（髪の毛の太さの1/30程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物の酸性物質が、雨などに溶け込んで通常より強い酸性を示す現象であり、生態系や建造物への悪影響が問題となります。全国調査の結果では、国外（中国大陸）からの影響も指摘されています。

本県のpH⁴（年平均値）は、ほぼ横ばいで推移していますが、全国と同様にpH4～5の雨が観測されています。

図表 3-1-2 降雨pH（年平均値）

| 区分 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 広島市 | 4.6 | 4.7 | 4.6 | 4.7 | 4.4 | 4.7 | 4.6 | 4.5 | 4.7 | 4.6 |
| 呉市 | 4.5 | 4.6 | 4.6 | 4.8 | 4.6 | 4.7 | 5.0 | 5.0 | 5.1 | 4.7 |
| 福山市 | 5.3 | 5.3 | 5.3 | 5.1 | 5.6 | 5.0 | 5.1 | 5.0 | 5.2 | 4.8 |
| 三次市 | 5.0 | 5.6 | 5.2 | 5.2 | 5.0 | 5.0 | 5.1 | 5.1 | 5.3 | 5.3 |

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ^{※1} | 指標の 達成率 | 進捗状況 |
|-------|------------------------------|----|----------------|---------------|---------------|------------------|------------|---------|
| 環境保全課 | 環境基準達成率： 二酸化窒素 | % | 100 | 100 | 100 (R2) | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| 環境保全課 | 環境基準達成率： 浮遊粒子状物質 | | 100 | 100 | 100 (R2) | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| 環境保全課 | 環境基準達成率： ベンゼン | | 100 | 100 | 100 (R2) | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| 環境保全課 | 環境基準達成率： ジクロロメタン | | 100 | 100 | 100 (R2) | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| 環境政策課 | 次世代自動車導入 台数 ^{※2} | 万台 | 0.5 (H24) | 17.8 (H30) | 41.2 (R2) | 31.0 | 57.4% | 未達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 平成27年度の低公害車の対象範囲の変更に伴い、低公害車導入台数から次世代自動車導入台数へと指標を変更

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

| 指標項目（内容） | 目標と実績の乖離要因 | 今後の対応方針 |
|------------|---|--|
| 次世代自動車導入台数 | 次世代自動車導入のためのコストが高いことや、低公害車の適合市場が短距離使用者に限定されている。 | 国の次世代自動車普及に向けた経済的支援の県民等への周知やインフラ整備等の普及促進策の活用により、増加を図る。 |

【取組状況】

(1) 効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備

ア 大気汚染の常時監視等 [環境保全課]

11市3町に設置した37局の大気測定局と中央監視局で構成する常時監視システムにより、県内の大気汚染状況を常時監視するとともに、大気汚染による人の健康被害等を未然に防止するため、緊急時に工場等にはばい煙等の排出削減を要請する措置や、県民への周知及び大気汚染予報等の対策を実施しています。また、主要発生源の企業9社10工場に発生源測定局を設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物の排出状況を監視しています。

4 pH：酸性かアルカリ性かの程度を0から14までの数値で表したもので、水素イオン濃度を表す単位。7が中性、数が小さいほど酸性が強く、数が大きいほどアルカリ性が強いことを示す。何も溶けていない水のpHは7.0で中性であるが、大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨はpH5.6以下となる。

5 次世代自動車：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月閣議決定）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等とされている。

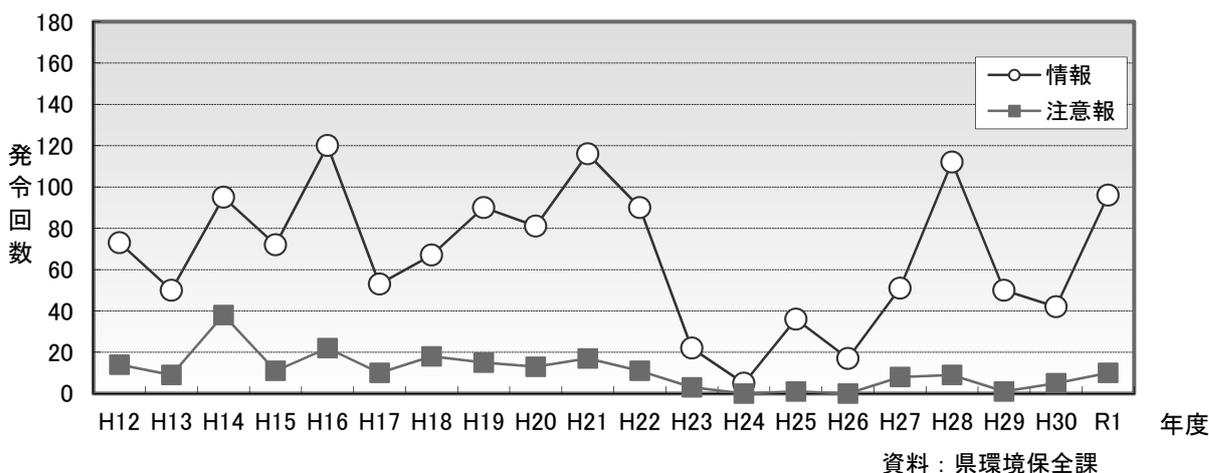
【令和元年度実績】 常時監視システムにより大気汚染状況を監視し、緊急時のばい煙の排出削減要請措置や県民への周知等を実施。

光化学オキシダントに係る緊急時発令については、情報を96回、注意報を10回発令。毎時データや発令情報はホームページ、モバイルサイトに掲載し、迅速に情報提供。

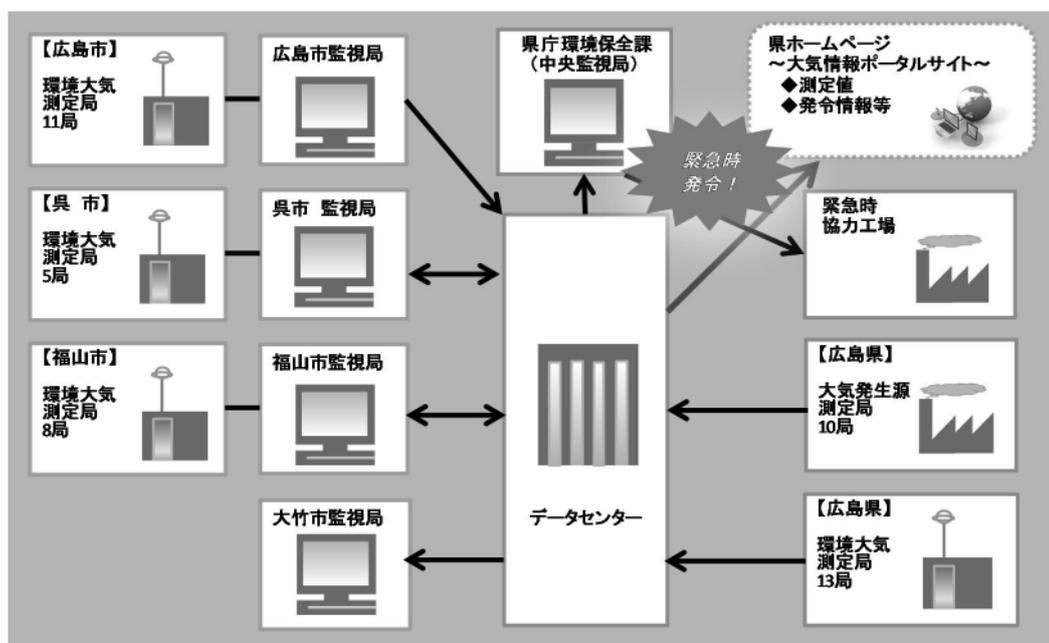
微小粒子状物質（PM2.5）については、県内25局で監視。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和2年度内容】 引き続き、常時監視システムにより大気汚染状況を常時監視し、緊急時の措置や県民への迅速な周知等を実施。

図表 3-1-3 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況



図表 3-1-4 大気汚染常時監視システム系統図



資料：県環境保全課

イ 酸性雨モニタリング調査 [環境保全課]

地域環境への酸性物質の蓄積動向に着目し、降雨のモニタリングを継続して実施するとともに、県内の調査結果を踏まえて影響を監視します。《調査結果は、「図表 3-1-2 降雨pH (年平均)」参照》

【令和元年度実績・令和2年度内容】 三次市で酸性雨モニタリング調査を実施。

(2) 固定発生源対策の推進

ア 排出規制の実施 [環境保全課]

工場・事業場からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）及び粉じん等について、大気汚染防止法及び生活環境保全条例による規制を実施しています。また、大気汚染事故が発生した場合には、「広島県危機対策運営要領（大気汚染事故）」（平成21年度策定）に基づき、関係機関と連携して速やかな対応を実施します。

【令和元年度実績・令和2年度内容】大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、立入指導を実施。

令和元年度は、全工場(3,377工場)のうち、1,281工場に立入検査を実施し、156工場に対し、行政指導を実施。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

イ 揮発性有機化合物（VOC）⁶の排出抑制 [環境保全課]

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止を目的として、原因物質の一つであるVOCの排出量を削減するため、工場の立入検査を実施し、平成22年4月から排出基準が適用された既存施設について引き続き指導を強化しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】排出基準適用施設に対し、排出濃度検査等を実施するとともに、必要に応じて改善等を指導。また、基準適用外施設に対してもガイドライン等を活用し、自主的な取組を支援。令和元年度は14件の立入調査を実施し、1件について行政指導を実施。

ウ 水銀の排出抑制 [環境保全課]

環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、水銀の大気排出量をできるだけ抑制することを目的に平成27年6月に「大気汚染防止法」の一部が改正（平成30年4月施行）され、同法の排出基準が適用された施設について排出抑制指導を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】大気汚染防止法に基づき、立入指導を実施。令和元年度は、全工場(75工場)のうち、延べ53工場に立入検査を実施。

エ 有害大気汚染物質のモニタリング [環境保全課]

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に曝露された場合に、発ガン性など健康への影響が懸念される有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するため、ベンゼン等の環境基準設定物質を含む21の優先取組物質について月1回のモニタリングを実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】県内16か所でモニタリングを実施。令和元年度は、環境基準値又は国の指針値がある項目について基準値等を超過するものはなし。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(3) 「自動車使用合理化計画」⁷策定・公表制度の運用（再掲）

※ 第2章 第1節 第1款3「(1)『自動車使用合理化計画』策定・公表制度の運用」(P10)

(4) 低炭素型交通体系の推進（再掲）

※ 第2章 第1節 第1款3「(2)低炭素型交通体系の推進」(P11)

(5) 低公害車等の導入拡大（再掲）

※ 第2章 第1節 第1款3「(4)低公害車等の導入拡大」(P12)

(6) エコドライブ⁸等の普及（再掲）

※ 第2章 第1節 第1款3「(5)エコドライブ等の普及」(P12)

(7) 県自らの低公害車の率先導入（再掲）

※ 第2章 第1節 第1款3「(6)県自らの低公害車の率先導入」(P12)

6 VOC：Volatile Organic Compoundsの略称で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称。

7 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

8 エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えるなどが挙げられる。

2 騒音・振動、悪臭の防止

【現状と課題】

(1) 騒音

近年の騒音公害は、都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。

騒音の環境基準は、住民の生活環境を保全する観点から、都市計画法に基づく用途地域の指定状況等の土地の利用形態、時間区分及び発生源（航空機及び新幹線鉄道等）に応じて指定されています。

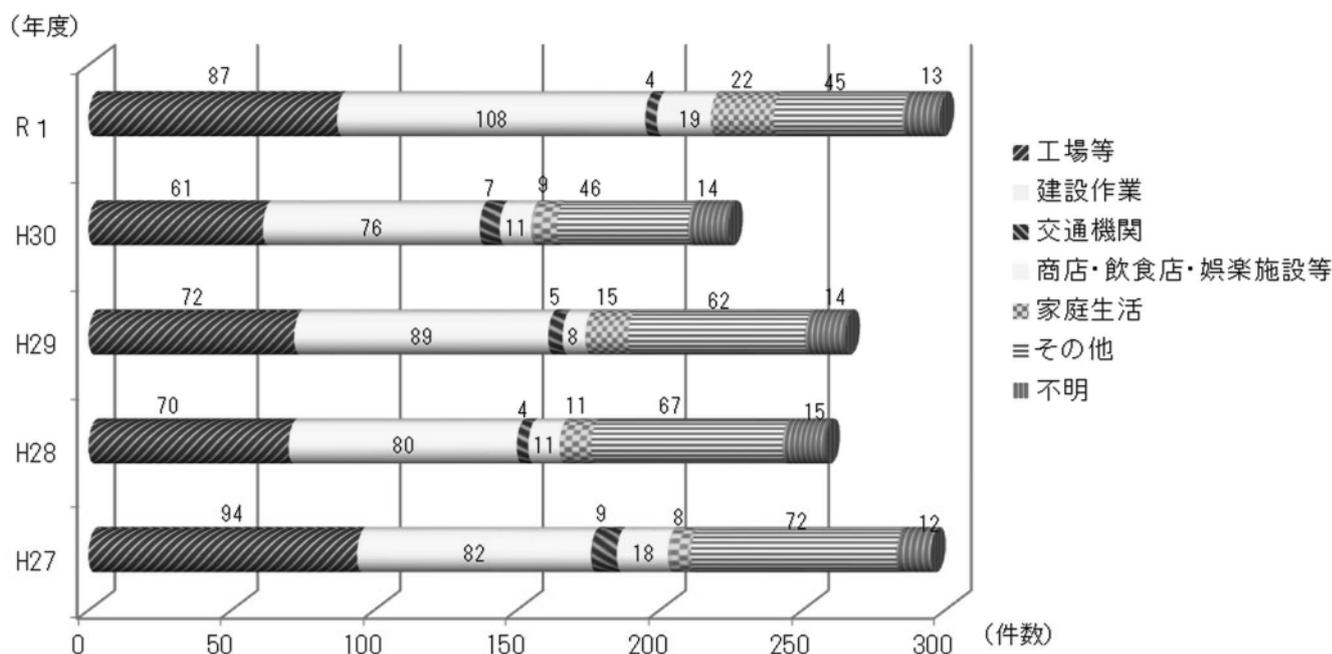
道路の沿線における自動車騒音の環境基準達成率は、平成30年度及び令和元年度は向上しましたが、一定の地域における騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面による評価」（面的評価）で見ると、経年的には横ばいの状況となっています。

航空機騒音については、広島空港周辺で、環境基準を達成しています（広島西飛行場周辺は廃港に伴い平成24年11月15日付けで環境基準の類型指定を解除）。

新幹線鉄道騒音の環境基準達成率については、低い状況にあります。

また、近年、人の耳では聞きとれない低周波音（空気振動）⁹による問題も生じています。

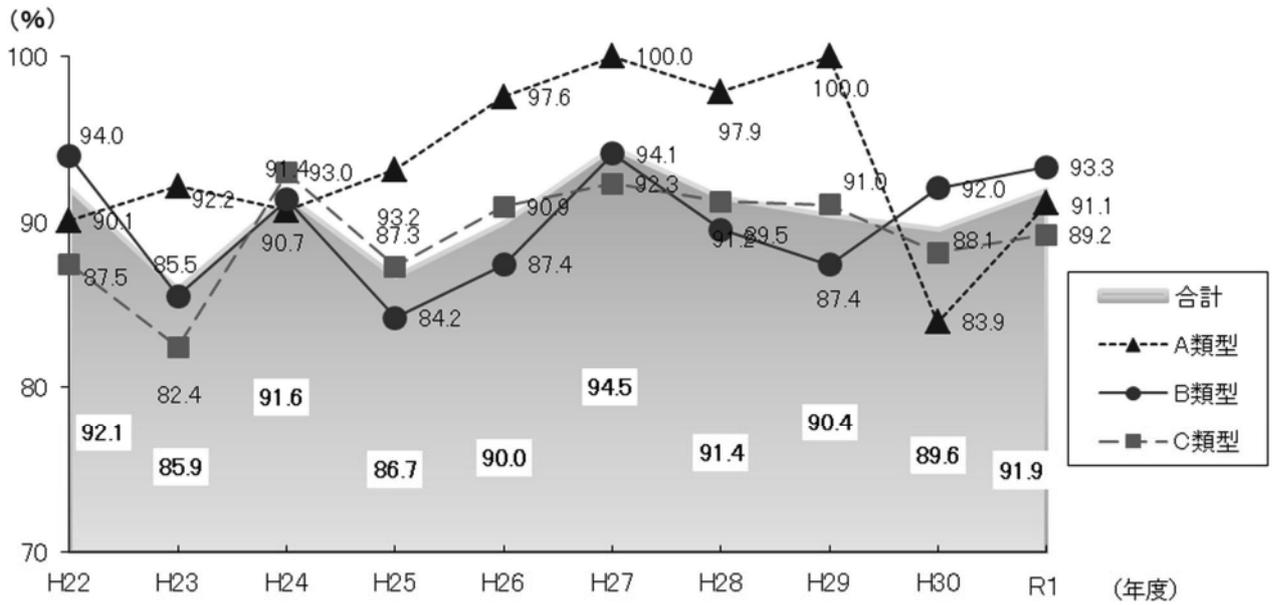
図表 3-1-5 騒音に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

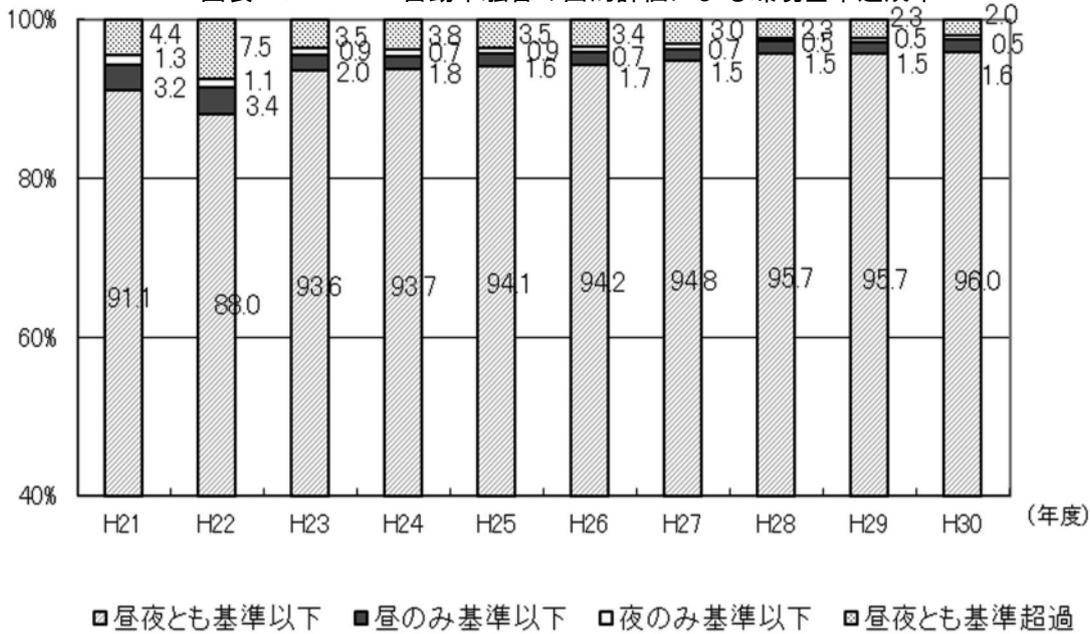
⁹ 低周波音（空気振動）：人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音と、20～100Hz程度の周波数範囲の音を合わせて、低周波音（空気振動）と通称される。人の聴覚感覚が鈍くなる周波数範囲の音である。建具や窓、障子などが振動して音を発し、騒音・振動公害の一因として昭和40年代から問題化した。

図表 3-1-6 一般地域における騒音の環境基準達成率



資料：県環境保全課

図表 3-1-7 自動車騒音の面的評価による環境基準達成率

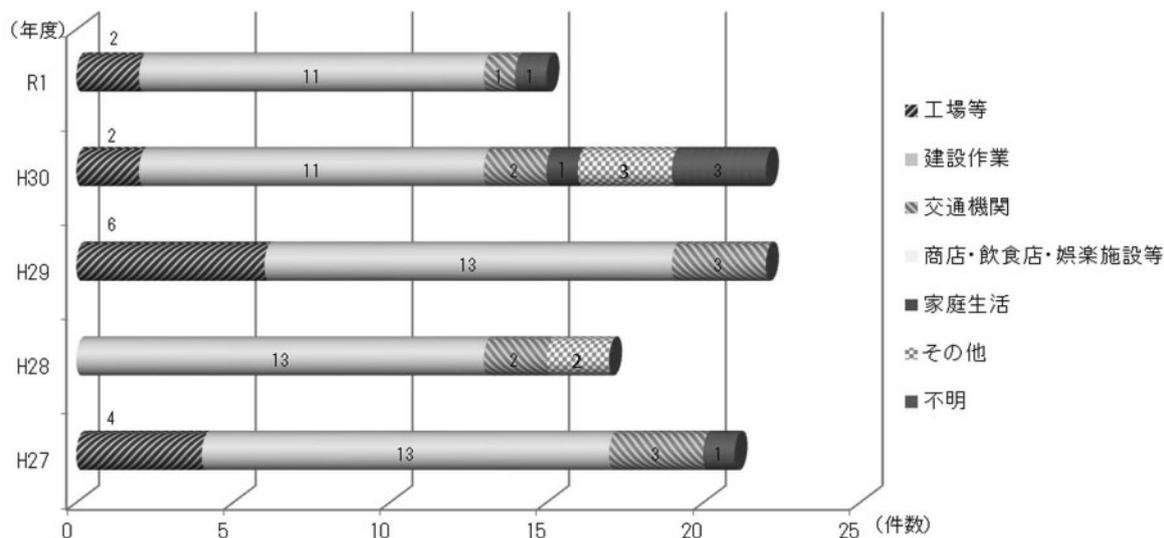


資料：県環境保全課

(2) 振動

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で、建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えます。

図表 3-1-8 振動に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

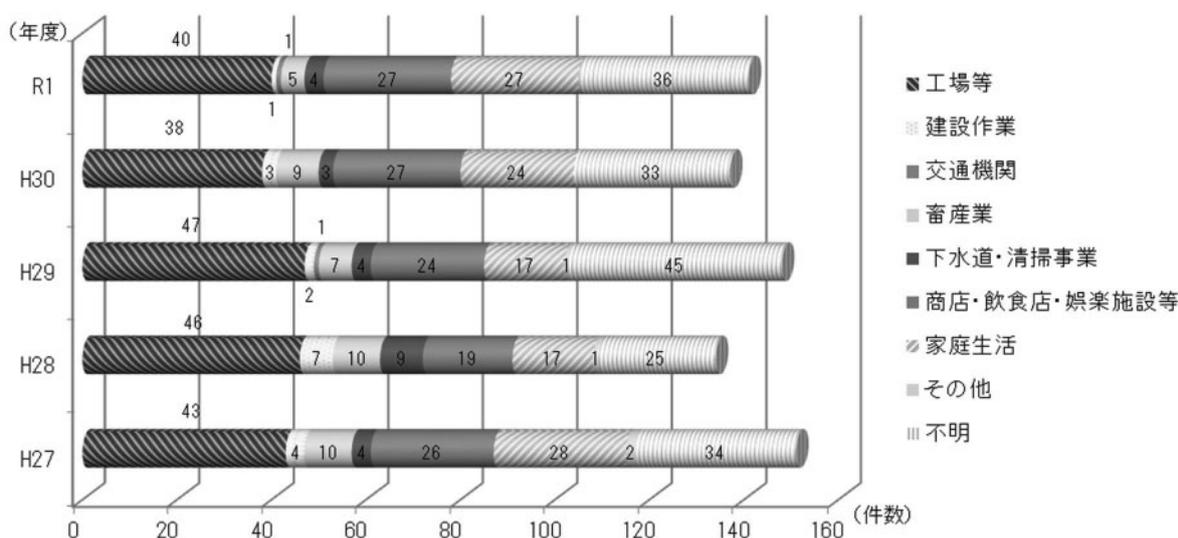
(3) 地盤の沈下

地盤沈下は、主として軟弱地盤において地下水を過剰に採取することによって生じるもので、一旦沈下を生じると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があります。現在、広島県において、地盤沈下が認められる地域はありません。

(4) 悪臭

悪臭の発生源は、製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、浄化槽など多種多様あり、様々な臭気物質が複合して生じるものであることから、臭気指数¹⁰に基づく規制の導入が効果的です。

図表 3-1-9 悪臭に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

10 臭気指数：においそのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気は無臭空気希釈して実際に人がにおいを嗅ぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出する。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 （H26） | 現状値 （R1） | 目標値 （目標年度） | 目安 ※1 | 指標の 達成率 | 進捗 状況 |
|-------|------------------------|----|----------------|-------------|------------------------|----------|------------|----------|
| 環境保全課 | 環境基準達成率：一般地域における騒音 | % | 90.0 | 91.9 | 環境基準の達成率の向上を図る （R2） | 90.0 | 102.1% | 目標どおり達成 |
| 環境保全課 | 環境基準達成率：道路に面する地域における騒音 | | 80.8 | 84.6 | | 80.8 | 104.7% | 目標どおり達成 |
| 環境保全課 | 環境基準達成率：航空機騒音 | | 100 | 100 | 100 （R2） | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| 環境保全課 | 環境基準達成率：新幹線鉄道騒音 | | 54.5 | 50 | 環境基準の達成率の向上を図る （R2） | 54.5 | 91.7% | 概ね達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）騒音・振動の防止

ア 自動車騒音・道路交通振動対策

（ア）自動車騒音及び道路交通振動の実態把握 [環境保全課]

個々の自動車から発生する騒音は、「騒音規制法」による規制が行われており、段階的に強化されています。自動車騒音については環境基準の指定地域内、道路交通振動については県内主要道路の沿線で測定を実施しています。市町長は、測定の結果、限度を超えて道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、県公安委員会に対し、「騒音規制法」又は「振動規制法」に基づき、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請（令和元年度実績なし）したり、自動車騒音について、道路管理者等に対し意見（令和元年度実績なし）を述べます。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和元年度実績・令和2年度内容】自動車騒音の測定及び面的評価を実施。

イ 工場・事業場の騒音・振動対策

（ア）工場・事業場等に対する規制の実施 [環境保全課]

a 騒音規制

「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業及び音響機器の騒音規制を実施するとともに、県内全域における深夜騒音、拡声放送等の規制を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】21市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

b 振動規制

「振動規制法」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業の振動規制を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】19市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

(イ) 環境騒音の実態把握 [環境保全課]

【令和元年度実績・令和2年度内容】市町が一般地域や道路に面する地域の環境騒音の実態を把握し、県は市町に対し技術的な支援を実施。《類型指定状況、環境基準達成状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ その他の騒音発生源対策等

(ア) 航空機騒音の常時・短期測定 [環境保全課, 空港振興課]

広島空港周辺において、航空機騒音に係る環境基準の類型を指定しています。環境基準の達成状況等を把握するため、常時及び短期騒音測定を実施しています。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和元年度実績】常時5地点、短期20地点で騒音測定を実施。

【令和2年度内容】常時5地点、短期20地点で実施予定。

(イ) 新幹線騒音対策 [環境保全課]

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】環境基準の達成状況等を把握するため、沿線において市町が測定を実施し、県は市町に対し技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 悪臭の防止

ア 悪臭規制地域の指定 [環境保全課]

「悪臭防止法」により、指定地域内における全工場・事業場に対し、特定の悪臭物質濃度又は臭気指数による規制を実施しています。また、「生活環境保全条例」により、県内全域における特定の事業場に対し、規制を行っています。地域の指定は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等について行っています。《規制地域及び規制基準は、「広島県環境データ集」参照》

【令和元年度実績・令和2年度内容】市町への臭気指数規制の導入を推進。

イ 工場・事業場に対する悪臭規制の実施 [環境保全課]

【令和元年度実績・令和2年度内容】「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」による規制事務を行う市町において、工場・事業場に対して立入検査及び悪臭の測定を実施。《届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

第2款 健全な水環境の保全・管理

【現状と課題】

(1) 公共用水域の環境基準達成状況

ア 健康項目

人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど27項目）については、測定した146の全地点で環境基準を達成しています。

イ 生活環境項目

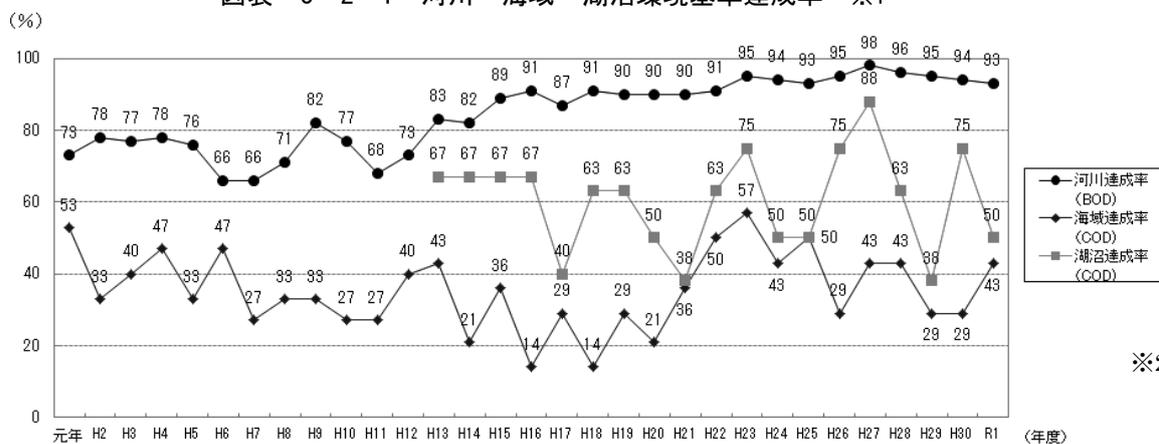
環境基準の類型が指定されている河川24水系83水域、海域14水域、湖沼8水域におけるBOD¹²（河川）・COD¹³（海域・湖沼）の環境基準の達成状況は、過去5か年の傾向として、河川及び海域は横ばい傾向ですが、湖沼は変動しています。

河川のBODの環境基準達成率は高い状況ですが、都市部の河川では、生活排水による汚濁がみられ、環境基準が達成されていません。

また、県内で排出されるCOD汚濁負荷量は減少傾向ですが、内部生産や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移しています。富栄養化に伴う赤潮¹⁷も依然として発生していることから、引き続き、海域に流入する汚濁負荷量の計画的な抑制が必要となっています。《類型指定状況と測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

また、全窒素及び全りん¹⁴の環境基準の類型が指定されている海域9水域、湖沼8水域の環境基準の達成状況について、海域の全りんは全地点で基準を達成し、海域の全窒素も高い水準で基準を満たしていますが、湖沼の全窒素・全りんは横ばい又は変動傾向です。

図表 3-2-1 河川・海域・湖沼環境基準達成率 ※1



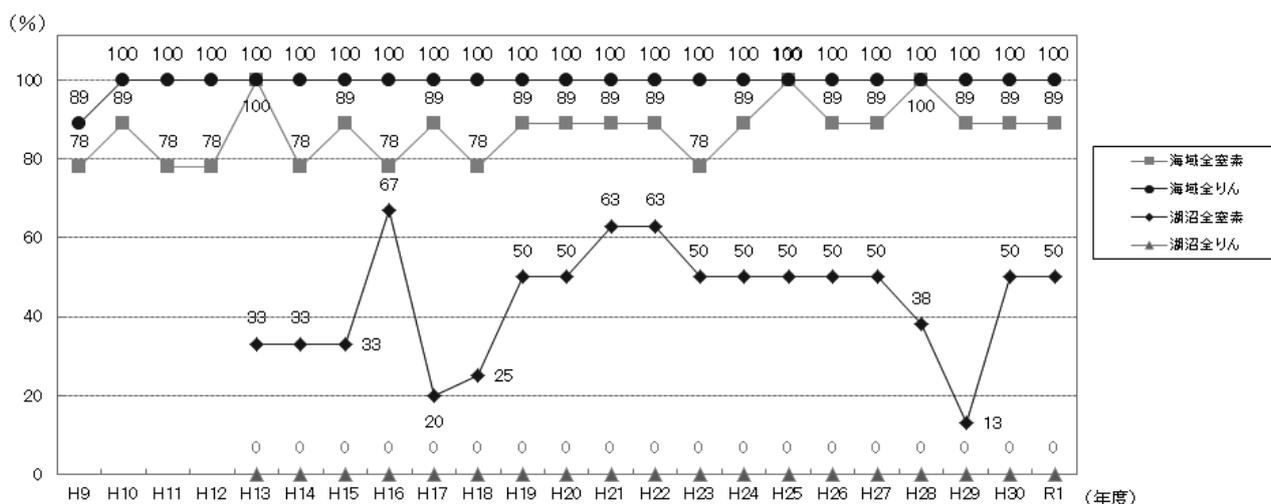
※1 (環境基準達成水域数/環境基準類型指定水域数) × 100

資料：県環境保全課

※2 河川はBOD，海域・湖沼はCODの環境基準達成率

11 公共用水域：河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。
 12 BOD：生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいくほど、汚濁の程度も大きい。
 13 COD：化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいくほど、汚濁の程度も大きい。
 14 汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。
 15 内部生産：湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素やりんが不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。
 16 富栄養化：水の交換が少ない閉鎖性水域において、工場排水等により水中の栄養塩類の窒素やりんなどが増え、プランクトン等が増殖しやすい状態になること。
 17 赤潮：窒素やりんの増加に伴う水域の富栄養化により、水中の植物プランクトンが異常に増殖して水の色が赤褐色や茶褐色に変色すること。

図表 3-2-2 全窒素及び全りん環境基準達成率（海域・湖沼）※



※（環境基準達成水域数／環境基準類型指定水域数）／100

資料：県環境保全課

ウ 地下水

令和元年度は県内 49 地点で地下水の水質調査を実施し、環境基準達成率は、81.6%（平成 30 年度 89.8%）でした。《測定結果等は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 発生活汚濁負荷量

県内で排出される汚濁負荷量は、瀬戸内海流域がそのほとんどで、経年的には横ばい傾向です。

図表 3-2-3 県内で排出される汚濁負荷量（平成 30 年度末現在）

| 区分 | | 産業排水 (t/日) | 生活排水 (t/日) | その他 (t/日) | 計 (t/日) |
|--------------|-----|---------------|---------------|--------------|------------|
| 瀬戸内海 | COD | 19 | 16 | 6 | 42 |
| | 窒素 | 11 | 14 | 16 | 41 |
| | りん | 0.6 | 1.2 | 0.7 | 2.4 |
| その他 (江の川) | COD | 1 | 3 | 3 | 7 |
| | 窒素 | 0 | 1 | 7 | 9 |
| | りん | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.6 |
| 県計 | COD | 21 | 19 | 9 | 48 |
| | 窒素 | 11 | 15 | 23 | 49 |
| | りん | 0.6 | 1.4 | 1.0 | 3.0 |

※端数処理の関係で、計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

産業排水の発生活汚濁負荷量のうち、COD、りんの約4割が総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。窒素については、指定地域内事業場からの負荷量が約9割を占めています。

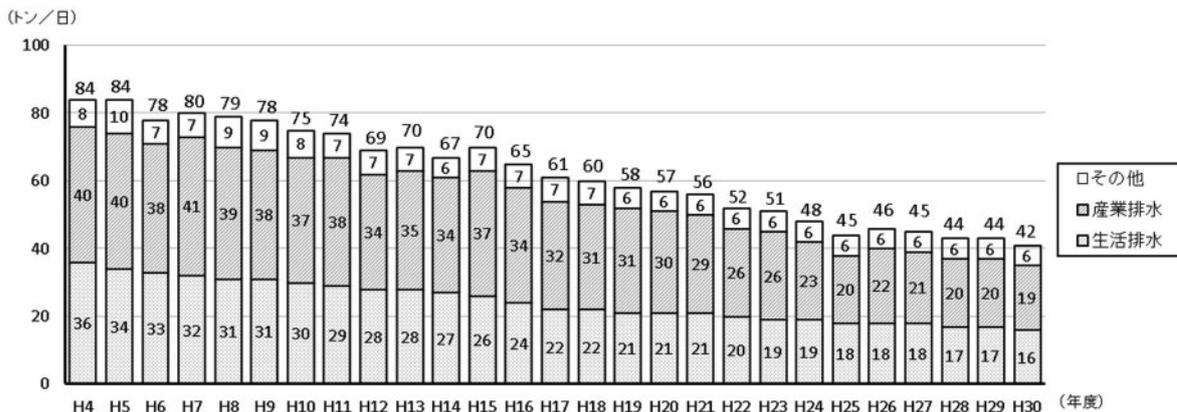
なお、産業排水の業種別の負荷量の割合としては、COD及び窒素では、パルプ・紙製造業、化学工業及び鉄鋼業で約6～7割を占めるなど、工業が盛んな本県の地域性を反映したものとなっています。

りんは、食料品製造業の割合が約2割を占めるほかは製造業以外の業種による負荷量が約5割と多くなっています。

また、生活排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約5割が未処理のまま放流される生活雑排水によるものであり、排水処理施設の整備など、着実な対策が必要です。窒素については、下水道終末処理場からの負荷量が約5割を占めていますが、これは下水道整備の進展により、生活雑排水の処理が進んだ結果です。

なお、汚水処理人口普及率（し尿と生活排水の処理率）を地域別に見ると、市域と町域で格差があり、とりわけ中山間地域では、地形的な条件等により整備が遅れています。《産業排水、生活排水ごとの発生源別汚濁負荷量の割合等は、「広島県環境データ集」参照》

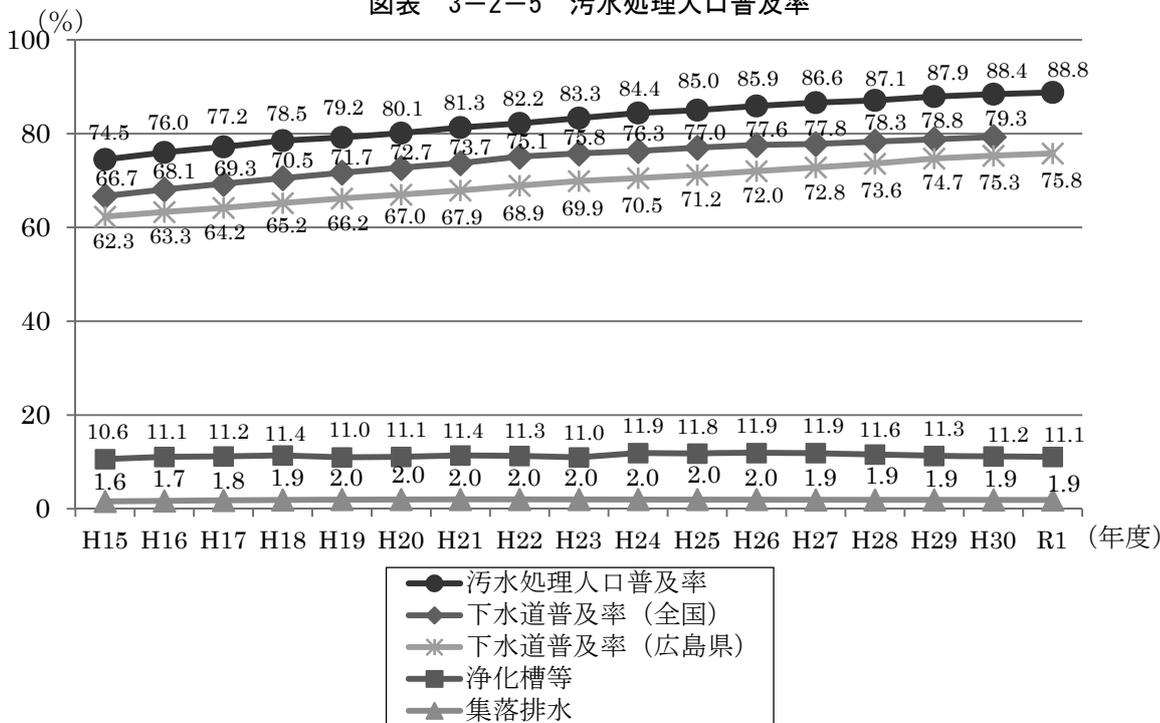
図表 3-2-4 瀬戸内海流域におけるCOD発生汚濁負荷量



※窒素、りんはデータが少ないため未掲載

資料：県環境保全課

図表 3-2-5 汚水処理人口普及率



(注) 令和元年度は速報値

資料：県循環型社会課、県農業基盤課、県港湾漁港整備課、県都市環境整備課

(3) 富栄養化の状況

県内の湖沼や海域においては、生活排水等の流入による窒素・りん濃度の上昇（富栄養化）が原因となり、植物プランクトンが繁殖して赤潮や水道水源の利水障害が発生しています。

棕梨ダムでは、過去10数年来、水の華¹⁸・アオコが発生しており（平成30年度は38日、令和元年度は23日確認）、特に、平成8年には下流の宮浦・坊士浄水場の濾過障害の遠因と考えられ、平成12年には貯水池内のアオコの大量発生による異臭及び景観阻害が生じているため、水質保全対策が必要とされています。《赤潮発生海域概要及び棕梨ダムのアオコ確認日数は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-6 赤潮発生状況

| 年 | 発生件数 | | 発生継続日数別件数 (広島県) | | | | 発生日数 (広島県) | | 漁業被害を 伴った件数 | |
|-----|------|------|--------------------|-------|--------|-------|---------------|------|----------------|------|
| | 広島県 | 瀬戸内海 | 5日以内 | 6～10日 | 11～30日 | 31日以上 | 発生日数 | 平均日数 | 広島県 | 瀬戸内海 |
| H18 | 9 | 94 | 0 | 2 | 4 | 3 | 282 | 41 | 1 | 11 |
| H19 | 3 | 99 | 0 | 1 | 1 | 1 | 143 | 47 | 0 | 9 |
| H20 | 2 | 116 | 0 | 0 | 1 | 1 | 50 | 25 | 0 | 19 |
| H21 | 4 | 104 | 0 | 0 | 0 | 4 | 233 | 58 | 0 | 7 |
| H22 | 4 | 91 | 0 | 0 | 0 | 4 | 169 | 42 | 0 | 9 |
| H23 | 2 | 89 | 0 | 0 | 1 | 1 | 59 | 30 | 1 | 11 |
| H24 | 3 | 116 | 0 | 1 | 0 | 2 | 96 | 32 | 0 | 18 |
| H25 | 6 | 83 | 0 | 0 | 3 | 3 | 195 | 33 | 0 | 9 |
| H26 | 4 | 97 | 0 | 0 | 0 | 4 | 241 | 60 | 1 | 13 |
| H27 | 4 | 80 | 0 | 0 | 1 | 3 | 217 | 54 | 0 | 16 |
| H28 | 3 | 78 | 0 | 0 | 0 | 3 | 277 | 92 | 1 | 14 |
| H29 | 2 | 71 | 0 | 0 | 0 | 2 | 145 | 73 | 0 | 12 |
| H30 | 4 | 82 | 0 | 0 | 1 | 3 | 150 | 38 | 0 | 9 |
| R1 | 2 | 58 | 0 | 0 | 0 | 2 | 97 | 49 | 0 | 6 |

資料：水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、県水産課

(4) 水循環

水は、蒸発・降水・浸透・貯留・流下・海への流入という過程を繰り返す中で浄化されますが、都市への急速な人口・産業の集中と過疎化の進行、産業構造やライフスタイルなどの社会変化を背景として水循環が急激に変化したことにより、河川流量や雨水浸透量の減少、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系への影響などの諸問題が生じています。

こうした問題の解決を図るためには、それぞれの地点で環境の質を判断し、汚濁負荷の低減を通じて環境の保全を図る「場の視点」による取組とあわせ、水源となる森林から海に至る河川の流域を一体的な水循環系として捉える「流れの視点」に基づいて、河川流量や地下浸透量の保全等を図る取組が不可欠です。併せて、家庭や工場・事業場における水の合理的・循環的な利用をさらに進めていく必要があります。

18 水の華：植物プランクトンの異常増殖によって水の色が変化する現象。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ※1 | 指標の 達成率 | 進捗 状況 |
|----------|-----------------------------|-----|----------------|-------------|--------------------------------|----------|------------|-------------|
| 環境保全課 | 環境基準達成率：河川BOD | % | 95.1 | 92.7 | 環境基準の 達成率の 向上を図る (R2) | 95.1 | 97.5% | 概ね達成 |
| 環境保全課 | 環境基準達成率：海域COD | | 28.6 | 42.9 | | 28.6 | 150.0% | 目標以上 達成 |
| 環境保全課 | 環境基準達成率：海域全窒素 | | 88.9 | 88.9 | | 88.9 | 100% | 目標どお り達成 |
| 環境保全課 | 環境基準達成率：海域全りん | | 100 | 100 | 100 (R2) | 100 | 100% | 目標どお り達成 |
| 環境保全課 | 環境基準達成率：地下水 | | 84.8 | 81.6 | 環境基準の 達成率の 向上を図る (R2) | 84.8 | 96.2% | 概ね達成 |
| 環境保全課 | COD汚濁負荷量（瀬戸内海 水域）：生活系COD | t/日 | 18 (H25) | 16 (H30) | 16 (R1) | 16.3 | 101.9% | 目標どお り達成 |
| 環境保全課 | COD汚濁負荷量（瀬戸内海 水域）：産業系COD | | 21 (H25) | 19 (H30) | 23 (R1) | 22.7 | 119.5% | 目標どお り達成 |
| 環境保全課 | COD汚濁負荷量（瀬戸内海 水域）：その他COD | | 6 (H25) | 6 (H30) | 6 (R1) | 6 | 100% | 目標どお り達成 |
| 循環型社会課ほか | 污水処理人口普及率 | % | 85.9 | 88.8 | 92.8 (R8) | 88.8 | 100% | 目標どお り達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

1 水質の保全・管理

【取組状況】

(1) 生活排水処理対策（し尿等）の推進

ア 広島県污水適正処理構想の推進 [都市環境整備課・港湾漁港整備課・農業基盤課・循環型社会課]

生活排水に係る各種污水处理施設（下水道，集落排水，浄化槽等）の整備を効率的に進めるため，令和2年3月に広島県污水適正処理構想の見直しを実施した。

イ 下水道の整備促進 [都市環境整備課・流域下水道課]

(ア) 公共下水道の整備

公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して，市町の下水道整備を推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】14市8町で，下水道整備及び維持管理を実施。

(イ) 流域下水道の整備

市街化の進展が著しい河川流域について，流域を一体とした効果的な下水処理を行うため，各浄化センターの建設を推進するとともに，維持管理を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】太田川流域下水道については，東部浄化センターの改築及び維持管理を実施（令和元年度末現在，148,380 m³/日で稼働）。また，窒素・りんの除去を目的に高度処理を実施。芦田川流域下水道については，芦田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（令和元年度末現在，179,200 m³/日で稼働）。令和2年度は水処理池を増設中であり，完成後は処理能力が11,200 m³/日増加する。沼田川流域下水道については，沼田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（令和元年度末現在，23,800 m³/日で稼働）。令和2年度は水処理池を増設中であり，完成後は処理能力が11,000 m³/日増加する。

ウ 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進

(ア) 農業集落排水事業 [農業基盤課]

農業振興地域内の農業集落において、農業用水や公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、農業集落排水施設の整備及び更新を実施しています。

【令和元年度実績】1地区について整備，2地区について更新。

【令和2年度内容】1地区について整備，5地区について更新。

(イ) 漁業集落環境整備事業 [港湾漁港整備課]

漁港区域背後の漁業集落において排水処理施設を整備することにより、前面海域への負荷を低減するとともに、集落内の生活環境の改善を図っています。

【令和元年度実績】汚水管路等を2地区で整備，1地区で更新。

【令和2年度内容】汚水管路等を2地区で整備，1地区で更新。

エ 浄化槽の整備促進等 [循環型社会課]

(ア) 浄化槽の整備

集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域において生活排水対策を推進するため、小型浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を実施しています。また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が多数設置されていることから、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換を推進しています。

【令和元年度実績】小型浄化槽設置整備事業で17市町（598基の浄化槽）、浄化槽市町村整備推進事業で3市（160基の浄化槽）に対し補助。

【令和2年度内容】小型浄化槽設置整備事業で19市町（858基の浄化槽）、浄化槽市町村整備推進事業で3市（190基の浄化槽）に対し補助。

図表 3-2-7 事業の概要

| 区分 | 小型浄化槽設置整備事業 | 浄化槽市町村整備推進事業 |
|-------|--|---|
| 事業の内容 | 個人設置の浄化槽（単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に限る。）に助成する市町に対し、市町の事業費の1/3×減額率（一律）を事業実施年度に補助 | 市町が公共事業として浄化槽を整備する事業に対し、市町の起債元金償還額（交付税措置分を除く。）の1/2もしくは1/3を起債償還年度に補助 |

(イ) 浄化槽の管理（浄化槽対策事業、浄化槽適正維持管理促進事業）

浄化槽の適正な維持管理の徹底をパンフレットなどにより普及啓発するとともに、法定検査結果等に基づいて浄化槽の効率的な立入検査を実施し、不適正な浄化槽については、改善等の指導を促進しています。

また、市町や法定検査機関等と連携して、未受検者に対する適切な指導や法定検査に関する効果的な普及啓発などにより、令和2年度までに法定検査の受検率が概ね75%となるよう、受検率の向上を図っています。

図表 3-2-8 浄化槽の法定検査の受検率の推移 (単位：%)

| 年 度 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 全 国 (H30) |
|----------------|------|------|------|-------|------|-----------|
| 新設時の検査(7条検査) | 99.7 | 99.4 | 99.5 | 100.0 | 99.8 | 94.4 |
| 定 期 検 査(11条検査) | 61.8 | 65.4 | 67.4 | 70.5 | 70.7 | 43.1 |

資料：県循環型社会課

【令和元年度実績】浄化槽設置（管理）者等への立入検査等を実施。浄化槽適正維持管理促進協議会を開催し、関係者との意見交換、協議を実施。県条例を改正し、浄化槽保守点検業者に対して、研修の受講を義務付け。

【令和2年度内容】引き続き、市町や法定検査機関と連携し、要綱整備や台帳精度の向上を図るとともに、浄化槽の適正管理について啓発、指導を行い、受検を促進。浄化槽維持管理業務講習会を開催。

オ 生活排水浄化対策推進要綱等に基づく取組 [環境保全課]

生活排水対策の推進に関して基本となる生活排水浄化対策推進要綱により、全県的な生活排水対策を推進しています。さらに、水質汚濁が懸念される河川や湖沼については、生活排水対策重点地域の指定（黒瀬川・高屋川・山南川・二河川・藤井川）等による対策を講じています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】市町や関係団体の協力を得て、普及啓発活動を実施するとともに、計画の推進を図るため、計画の進行状況の把握や関係機関相互の連絡調整などを実施し、住民、事業者、行政が一体となった生活排水対策を推進。

(2) 瀬戸内海の水質の保全・管理

ア 排水規制等の実施 [環境保全課]

特定事業場からの排水に対しては、水質汚濁防止法や生活環境保全条例等により排水基準や総量規制基準を設定し排水規制を実施しています。また、排水規制を受けない小規模の事業場に対しては、排水処理施設の適正な維持管理などについて指導を行っています。《特定事業場の届出状況は、「広島県環境データ集」参照》

【令和元年度実績・令和2年度内容】立入検査や排水検査を実施し、処理施設、排水方法の改善等が必要な事業場については、適切な排水等を行うよう指導。さらに、行政処分による措置が必要と認められた場合は、改善命令等の行政処分を実施。《立入検査数は、「広島県環境データ集」参照》

イ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の推進 [環境保全課]

第8次総量削減計画（平成29年6月26日策定（告示））に基づき、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総量の総合的かつ計画的な抑制を図っています。計画達成の方策として、下水道・合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備（生活排水対策）、総量規制基準による工場・事業場の排水対策や小規模事業場排水対策（産業排水対策）、農地からの負荷低減対策、畜産排水対策、養殖漁場の環境改善等を行っています。

図表 3-2-9 第8次総量削減計画負荷量 (単位：t/日)

| 区分 | 31年度（目標年度） | 26年度（基本年度） | 削減 |
|-----|------------|------------|----|
| COD | 45 | 45 | 0 |
| 窒素 | 40 | 39 | +1 |
| りん | 2.2 | 2.2 | 0 |

資料：県環境保全課

【令和元年度実績】工場・事業場への立入検査を行い総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導等により、第8次総量削減計画を推進。

※ 特定事業場の汚濁負荷量自動測定器設置状況（令和元年度末現在）：COD200基、窒素166基、りん166基

【令和2年度内容】引き続き、工場・事業場の監視・指導を実施。

ウ 公共用水域等の常時監視等 [環境保全課]

公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するため、測定計画を策定し、水質の常時監視を行っています。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和元年度実績・令和2年度内容】水質の常時監視を実施。（令和元年度実績は次のとおり。）

図表 3-2-10 水質常時監視実績（令和元年度）

| 項目 | 対象水域等 |
|-------|-----------------------------------|
| 公共用水域 | 河川：38水系227地点，海域：6海域67地点，湖沼：8水域8地点 |
| 底質 | 河川：5水系12地点，海域：3海域14地点 |

エ 各種調査 [環境保全課] 《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

水質保全対策の一環として、海水浴場調査や水生生物調査等の各種調査を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】県内の主要海水浴場の水質調査を開設前（5月）14か所，開設中（7月）14か所で実施。令和元年度は、いずれも海水浴に適した水質であり、病原性大腸菌O157についても調査した結果、いずれの海水浴場からも検出なし。

オ 養殖漁場における環境負荷の削減 [水産課]

魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等を指導。令和元年度は県内説明会（内水面3か所），巡回指導（海面5か所，内水面6か所）を実施。令和2年度も同様。

カ 赤潮対策 [水産課]

(ア) 監視通報体制の強化

赤潮による漁業被害を未然に防止するため、国及び瀬戸内海沿岸域の1府10県の観測データを情報交換するとともに、県内拠点漁協からの通報、水産海洋技術センター及び関係農林水産事務所の赤潮発生状況調査等を基に赤潮情報を発令し、カキ、ハマチ、タイ等養殖業の漁業被害の軽減を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】赤潮による漁業被害の未然防止を図るため、国及び瀬戸内海沿岸府県との情報交換（随時）や赤潮情報を発信。令和元年度は、3件の赤潮情報（注意報・解除）を発信。

(イ) 調査研究の推進

赤潮発生機構を解明するため、水温、塩分、溶存酸素、栄養塩類及び赤潮プランクトンを調査しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は12回の定期水質調査、10回の有害赤潮の発生特性調査を実施。

キ 持続性の高い農業生産方式の導入推進 [農業技術課]

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行おうとする者に対して、認定権限を持つ市町とともに、農業生産方式の導入計画を認定しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】認定を受けようとする者への助言等を実施。令和元年度は23件（県認定0件，市町認定23件）の計画を認定。

ク 特別栽培農産物の推進 [農業技術課]

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき生産された農産物を「安心！広島ブランド」として認証し、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法の普及促進を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】制度の啓発を図り、認証を推進。令和元年度は174件を認証。

ケ 耕畜連携による資源循環型畜産の推進 [畜産課]

畜産経営の健全な発展のため、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づいて、家畜排せつ物の管理の適正化を図り、畜産環境の保全及び資源循環型畜産の確立を積極的に推進します。

また、家畜排せつ物の適正な管理による畜産環境の保全並びに堆肥化等による家畜排せつ物の農地へのリサイクルを推進するため、資源循環型畜産推進指導協議会（以下「指導協議会」）による巡回指導等を実施します。

【令和元年度実績・令和2年度内容】指導協議会による畜産農家の巡回指導を実施。令和元年度は16戸を指導。

コ 家畜排せつ物処理施設整備の推進 [畜産課]

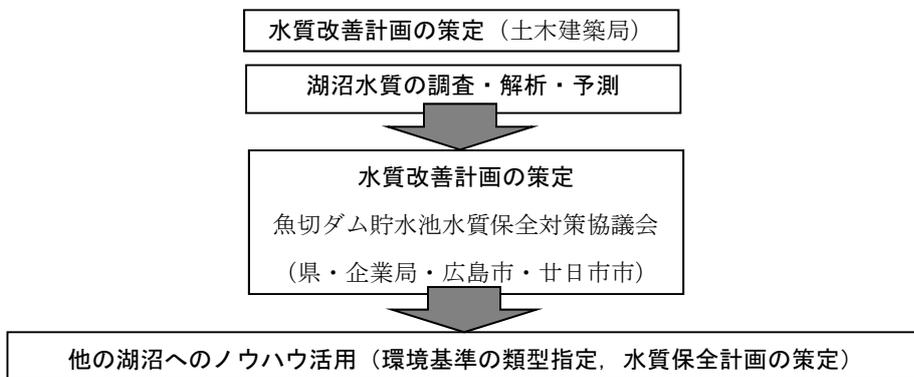
家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥の安定的な生産及び利用の促進を図るため、堆肥化を基本とした家畜排せつ物処理施設及び堆肥保管施設の整備並びに機能保全を計画的に推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度、家畜排せつ物処理施設の整備等の取組実績なし。令和2年度、家畜排せつ物処理施設の整備等の計画なし。なお、令和3年度、家畜排せつ物処理施設の整備を計画（1か所）。

サ 湖沼水質改善対策 [環境保全課・河川課]

魚切ダム貯水池のアオコの発生による利水障害を改善するため、湖沼水質改善対策事業を行っています。また、この事業の成果は、他の湖沼の水質保全対策に反映させています。

図表 3-2-11 湖沼水質対策の概要



【令和元年度実績・令和2年度内容】魚切ダム貯水池水質改善計画（平成22年2月改正）に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策，土壌浄化施設による流入河川対策及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施することにより，関係機関と連携を図りながら，水質改善対策を推進。

また，啓発活動の一環として，本取組をホームページで公開し，関係住民への周知を実施。

シ 棕梨ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

棕梨ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を棕梨ダム貯水池水質改善計画（平成25年2月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

ス 山田川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

山田川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を山田川ダム水質改善計画（平成23年3月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

セ 福富ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

福富ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を福富ダム貯水池水質保全計画（令和2年4月改定）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

ソ 野間川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、野間川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を野間川ダム貯水池水質保全計画に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】野間川ダム貯水池水質保全計画の策定。

タ 庄原ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、庄原ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を庄原ダム貯水池水質保全計画（平成30年6月策定）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

2 水循環の確保

【取組状況】

(1) 水源林等の保全・整備の推進

ア 水源地域整備事業 [森林保全課]

水源地域において、森林の有する水源涵養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と県土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地の復旧整備及び荒廃森林の整備を総合的に実施しています。

(2) 地下水汚染対策の推進

ア 地下水質調査 [環境保全課]

「水質汚濁防止法」に基づき、地下水の汚染状況を監視するため地下水質調査を行っています。

【令和元年度実績】 県内 52 地点での調査を実施。

【令和2年度内容】 県内 52 地点での調査を実施予定。

第3款 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

1 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進

【現状と課題】

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあり、悪影響が生じないよう適正な管理を進め、環境への負荷の低減を図る必要があります。

(1) PRTR¹⁹制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」に基づき、人の健康等に有害なおそれのある化学物質(462物質)について、環境への排出量等を事業者自ら把握し、国に届け出るとともに、国は届出データ及び推計データ(自動車、家庭等からの排出量)を、集計・公表しています。

国が公表した平成30年度の排出量等の状況によると、広島県における届出事業所数は全国16位(2.4%)、届出排出量・移動量は、全国11位(3.6%)です。届出外排出量(推計)を含めた環境への排出量は、全国9位(3.7%)です。また、広島県における届出排出量の多い化学物質は、キシレン(主な用途:溶剤)、トルエン(主な用途:溶剤)、鉛化合物(廃棄物)の順で、排出量全体の59.5%を占めています。

なお、平成20年11月の化管法施行令の改正により、対象化学物質及び対象業種が変更になり、平成22年度把握、23年度届出から実施されています。

図表 3-3-1 化学物質の排出状況等(平成30年度)

| 区 分 | | 広島県 | | 全国 | | |
|-----------------|-----------------|--------|-------|---------|---------|------|
| 届出事業所数 | | 809 | | 33,669 | | |
| 排出先・移動先又は排出源の区分 | | 量(t/年) | 割合(%) | 量(t/年) | 割合(%) | |
| 届出排出・移動量 | 排出量 | 大気 | 6,102 | 44.2 | 134,603 | 34.4 |
| | | 公共用水域 | 217 | 1.6 | 7,142 | 1.8 |
| | | 土壌 | 0 | 0.0 | 2 | 0.0 |
| | | 埋立処分 | 2,324 | 16.8 | 6,441 | 1.6 |
| | 計 | 8,643 | 62.6 | 148,188 | 37.9 | |
| | 移動量 | 下水道 | 11 | 0.1 | 891 | 0.2 |
| | | 廃棄物 | 5,158 | 37.3 | 242,262 | 61.9 |
| 計 | | 5,169 | 37.4 | 243,153 | 62.1 | |
| 届出排出・移動量計 | | 13,812 | 100.0 | 391,341 | 100.0 | |
| 届出外排出量 | 対象業種(取扱量1t/年未満) | 1,082 | 21.0 | 44,254 | 20.0 | |
| | 非対象業種 | 1,565 | 30.4 | 75,194 | 34.1 | |
| | 家庭 | 1,048 | 20.4 | 40,755 | 18.4 | |
| | 移動体(自動車等) | 1,446 | 28.1 | 60,643 | 27.4 | |
| | 計 | 5,141 | 100.0 | 221,046 | 100.0 | |
| 排出量合計 | | 13,784 | — | 369,234 | — | |

(注1)量(t/年)の数値は、小数点第1位を四捨五入している。

(注2)端数処理の関係で、計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

¹⁹ PRTR: Pollutant Release and Transfer Register の略。市民等による環境情報の把握を目的に、行政が事業者からの報告に基づいて化学物質の排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度。

(2) ダイオキシン類²⁰の環境基準の達成状況

ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、底質、地下水及び土壌の汚染状況調査を行っており、いずれにおいても環境基準の適合を確認しています。ダイオキシン類は人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、環境汚染の未然防止を図るため、今後も、継続して調査を実施する必要があります。

(3) アスベスト²¹対策

アスベストを吸引すると15～50年の潜伏期間を経て肺がん等の疾患を招くおそれがあるため、県は、アスベスト対策推進本部を設置し、相談窓口の整備をはじめ、健康対策、環境対策、廃棄物対策、建築物対策など総合的な対策の推進に取り組んでいます。

アスベストは、ビルの天井や外壁等の建材に多く利用されているため、建築物等の解体や廃棄物処理の際に飛散防止対策を徹底する必要があります。今後、アスベストが使用された建築物等の解体の増加が見込まれるため、アスベスト廃棄物を適正に処理する施設の整備が必要となります。

また、発生源周辺等で行った環境モニタリングの結果、大気中のアスベスト濃度は低いレベルであることが確認されましたが、環境の状況を監視するため、継続してモニタリングを実施する必要があります。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目(内容) | 単位 | 基準年度値(H26) | 現状値(R1) | 目標値(目標年度) | 目安※1 | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|-------|-------------------------------|-----|------------|------------|---------------|-------|--------|---------|
| 環境保全課 | ダイオキシン類環境基準達成率：大気 | % | 100 | 100 | 100(R2) | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| 環境保全課 | ダイオキシン類環境基準達成率：公共用水域 | | 100 | 100 | 100(R2) | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| 環境保全課 | ダイオキシン類環境基準達成率：土壌 | | 100 | 100 | 100(R2) | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| 環境保全課 | 事業者によるダイオキシン自主測定の実施率 | | 100 | 100 | 100(R2) | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| 環境保全課 | 化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：大気 | t/年 | 5,999(H25) | 6,102(H30) | 排出量の削減を図る(R2) | 5,999 | 98.3% | 概ね達成 |
| 環境保全課 | 化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：公共用水域 | | 286(H25) | 217(H30) | | 286 | 131.8% | 目標以上達成 |
| 環境保全課 | 化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：埋立処分 | | 3,435(H25) | 2,324(H30) | | 3,435 | 147.8% | 目標以上達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

20 ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

21 アスベスト：石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（昭和43年）により、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

【取組状況】

(1) 化学物質の排出抑制の推進

ア リスクコミュニケーション等の推進

(ア) P R T Rデータの集計結果の公表 [環境保全課]

化管法に基づき、事業者から届け出られた排出の状況等について、国の集計データをもとに県内の状況を地域別等に集計し、ホームページ等により公表するとともに、環境リスク²³に関する情報を提供しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】県内における化学物質の排出・移動の状況について集計し、P R T R対象物質についての情報をホームページ等により、分かりやすく公表。

(イ) リスクコミュニケーション等の推進 [環境保全課]

事業者、住民及び行政によるリスクコミュニケーションを推進するための取組を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】県ホームページを活用し、地域に密着した市町等と連携してリスクコミュニケーションを実施する等、県民が化学物質の理解を深める取組を促進。

イ ダイオキシン類排出抑制対策事業（ダイオキシン類等対策事業） [環境保全課]

ダイオキシン類の環境中への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対し、排出濃度の自主測定の実施等の指導や行政検査等を実施し、法の基準の遵守徹底を図っています。《自主測定の実施状況等は、「広島県環境データ集」参照》

【令和元年度実績・令和2年度内容】ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査及び行政検査を実施し、排出基準の遵守や自主測定結果の報告等について指導。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ ダイオキシン類環境調査 [環境保全課]

ダイオキシン類についての環境汚染状況調査を実施しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和元年度実績・令和2年度内容】大気、水質等の調査を年1～4回実施。令和元年度は、大気 24、水質 32、底質 26、地下水 5 及び土壌 16 地点を調査したところ、全地点で環境基準に適合。

エ 環境ホルモン環境汚染状況調査 [環境保全課]

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、その汚染状況を把握するため、環境汚染状況調査を実施しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和元年度実績・令和2年度内容】内分泌かく乱作用があると推察された物質による環境汚染状況調査を実施。令和元年度は、ノニルフェノール、4-*t*-オクチルフェノール及びビスフェノール A について、水質 30 地点を調査した結果、いずれも予測無影響濃度を下回った。

22 リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。

23 環境リスク：人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。

オ 化学物質環境汚染実態調査 [環境保全課]

環境省の委託を受け、一般環境中の化学物質による汚染状況を把握するための調査を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】広島湾及び呉港において水質及び底質調査を実施。令和元年度は、経年的な変化を把握する12質群のモニタリング調査（水質及び底質）を実施（県管轄分のみ）。

カ 生物・食品の汚染対策 [食品生活衛生課]

(ア) 魚介類等の汚染状況調査

PCB²⁴、水銀、トリブチルスズ化合物（TBT）及びトリフェニルスズ化合物（TPP）による食品の汚染状況を調査しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和元年度実績・令和2年度内容】尾道総合食品地方卸売市場等に入荷する魚介類や市販鶏肉等について調査。令和元年度は全て暫定的規制値以下。

(イ) かきの重金属検査

生かきに含まれる重金属を調査し、広島かきの衛生対策を推進しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和元年度実績・令和2年度内容】12地点で調査。令和元年度は全て通常の数値の範囲内。

(2) 化管法に基づく化学物質の自主管理の徹底

ア 化学物質の排出削減・自主管理の徹底

(ア) 排出量等の届出指導 [環境保全課]

第一種指定化学物質の環境への排出量及び事業場外への移動量を把握し、届け出ることが義務付けられている事業者に対して、排出量等の把握及び届出に係る指導を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】届出対象事業者への適切な届出指導を実施。

(イ) 自主管理の促進指導等 [環境保全課]

事業者に対し、自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、技術的な支援等を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】「生活環境保全条例」に基づき、対象事業者に対して化学物質自主管理計画書の作成・公表を指導し、化学物質の自主管理を促進。

(3) アスベスト対策の推進

ア 県民への的確な情報提供 [環境保全課、産業廃棄物対策課、健康対策課、建築課]

県民の不安解消を図るため、健康、環境汚染、廃棄物処理、建築物に関するアスベスト相談窓口を設置し、各種相談に応じるとともに、県ホームページ等により、アスベスト関連情報を提供しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】相談窓口の設置、県民向け及び事業者向けのパンフレットの作成、県ホームページによるアスベスト関連情報の提供。

24 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

イ 建築物解体等の規制 [環境保全課]

「大気汚染防止法」に基づき、建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し、作業基準の遵守を指導するとともに、アスベストの飛散防止を指導しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】建築物及び工作物の解体等の作業現場に立入し、アスベスト飛散状況調査の実施。令和元年度は延べ793作業現場で立入検査を、延べ6地点18か所（県管轄分のみ）で測定調査を実施。令和2年6月に公布された改正大気汚染防止法を事業者へ周知。

ウ 環境モニタリングの実施 [環境保全課]

一般環境や発生源周辺の大気中のアスベスト濃度を測定しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】環境モニタリングを実施。令和元年度は、一般環境12地点（県管轄分のみ）において実施。すべて敷地境界基準を下回った。

エ 廃棄物処理の規制 [産業廃棄物対策課]

「廃棄物処理法」に基づき、処理業者等への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】産業廃棄物処理業者等への立入検査やアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を指導。

2 土壌汚染対策の円滑な推進

【現状と課題】

平成29年5月に「土壌汚染対策法」の一部が改正（平成31年4月全面施行）され、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大や、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設などの土壌汚染に関する適切なリスク管理が推進されています。

工場跡地等の土壌汚染については、平成30年度の全国の調査事例によると、1051件中457件で土壌汚染が判明するなど、高い水準で推移しており、県内においても、土壌汚染が判明する事例が発生しています。土壌は、いったん汚染されると、その影響が長期にわたり、地下水への影響も考えられることから、適切な未然防止対策を講じるとともに、必要な調査を実施し、汚染が判明した場合は適切な措置を講じる必要があります。

【取組状況】

(1) 土壌汚染の未然防止

ア 土壌汚染状況調査等の実施指導 [環境保全課]

土地所有者等に対し、法に基づく土壌汚染状況調査の実施の徹底を指導するとともに、汚染が判明した場合には、要措置区域等へ指定し、汚染の除去等の措置の実施について指導を行います。

【令和元年度実績・令和2年度内容】法に基づき、土地所有者等に対する指導を行うとともに、区域の指定等、必要な措置を実施。(令和元年度末現在の指定状況：要措置区域3件、形質変更時要届出区域43件)

図表 3-3-2 土壌汚染対策法に基づく届出等の件数 (令和元年度)

| 項 目 | 件 数 |
|---------------------------|-----|
| 法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査結果の報告 | 5 |
| 法第3条第1項ただし書に基づく確認 | 36 |
| 法第4条第1項に基づく土地の形質変更の届出 | 277 |
| 法第4条第3項に基づく調査命令 | 3 |
| 法第5条第1項に基づく調査命令 | 0 |
| 要措置区域等の指定 (区域拡大を含む, 延べ件数) | 5 |
| 要措置区域等の解除 (一部解除を含む, 延べ件数) | 9 |
| 法第12条に基づく形質の変更の届出 | 29 |
| 法第12条第4項に基づく計画変更命令 | 0 |
| 法第14条に基づく指定の申請 | 3 |
| 法第16条に基づく汚染土壌の搬出時の届出 | 23 |
| 法第16条第4項に基づく計画変更命令 | 0 |
| 法第16条に基づく基準適合認定申請 | 0 |
| 法第19条に基づく措置命令 | 0 |
| 法第22条に基づく汚染土壌処理業の許可申請 | 1 |
| 法第23条に基づく汚染土壌処理業の変更許可申請 | 0 |

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

イ 土地変更時の土地履歴調査等の実施指導 [環境保全課]

土壌汚染の早期発見と適切な処理を推進し、土壌汚染問題の発生を未然に防止するため、一定規模の土地の変更を行う者に対し、条例に基づき、土地履歴調査及び土壌汚染確認調査等の実施について、指導を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】土地変更時における調査について指導等を実施。

図表 3-3-3 広島県生活環境の保全等に関する条例 (土壌環境の保全) に基づく報告等の件数 (令和元年度)

| 項 目 | 件 数 |
|---------------|-----|
| 土地履歴調査結果の報告 | 139 |
| 土壌汚染確認調査結果の届出 | 1 |
| 汚染拡散防止計画書の提出 | 0 |

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

ウ 大久野島の土壌汚染に係る環境調査等 [環境保全課]

大久野島の土壌汚染については、国において、撤去処理等の当面の対策 (平成11年6月完了) が行われましたが、恒久的対策が着実に講じられるよう、大久野島周辺環境の調査を定期的実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】大久野島周辺海域5か所において、砒素及び鉛に係る水質調査を実施した結果、すべて環境基準に適合。引き続き、水質調査を実施。

第4款 地域環境の維持・向上

1 総合的な環境保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 公害防止計画の策定状況

環境基本法第17条に基づく公害防止計画について、備後地域及び広島地域において策定しています。公害の発生源に対する各種規制、下水道、廃棄物処理施設、バイパス、公園の整備など、総合的な公害防止対策を推進しています。

図表 3-4-1 公害防止計画策定状況

| 地域名 | 地域の範囲 | 策定年月日 | 計画期間（年度） |
|------|--------------------|------------|----------|
| 備後地域 | 福山市の区域並びに岡山県笠岡市の区域 | H24. 3. 16 | H23～R2 |
| 広島地域 | 広島市の区域 | H24. 3. 16 | H23～R2 |

資料：県環境政策課

(2) 環境保全協定の締結状況

環境保全関係法令による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を実行する上で有効な手段として、県や市町と企業、または住民代表と企業が環境保全協定の締結を行っています。このうち、県は県内主要企業14社と環境保全協定等を締結しています。

(3) 公害苦情件数の状況

県及び市町における公害苦情事案の取扱件数は、横ばい傾向にあります。全国的な状況等を踏まえ、今後、必要に応じて対策等を検討していく必要があります。

図表 3-4-2 公害苦情事案の取扱件数

| 区分 年度 | 取扱件数 (A+B) | 取扱件数内訳 | | | | | 発当 年 度 件 数 (A) | 繰 越 年 度 件 数 (B) | 増 加 件 数 対 前 年 度 | 対 前 年 度 比 |
|-------------|---------------|------------------|------------------|------------------|--------|-------------|-------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| | | 大 気 汚 染 | 水 質 汚 濁 | 騒 音 振 動 | 悪 臭 | そ の 他 | | | | |
| H24 | 1,650 | 441 | 290 | 343 | 180 | 396 | 1,606 | 44 | 200 | 1.14 |
| H25 | 1,428 | 375 | 242 | 288 | 145 | 378 | 1,392 | 36 | △222 | 0.87 |
| H26 | 1,425 | 352 | 252 | 305 | 167 | 349 | 1,393 | 32 | △3 | 1.00 |
| H27 | 1,403 | 356 | 290 | 316 | 151 | 290 | 1,360 | 43 | △22 | 0.98 |
| H28 | 1,249 | 346 | 232 | 253 | 134 | 284 | 1,209 | 40 | △154 | 0.89 |
| H29 | 1,349 | 371 | 239 | 287 | 148 | 304 | 1,205 | 144 | 100 | 1.08 |
| H30 | 1,111 | 277 | 262 | 246 | 137 | 189 | 1,065 | 46 | △238 | 0.82 |
| R1 | 1,158 | 300 | 227 | 313 | 141 | 177 | 1,100 | 58 | 47 | 1.04 |
| R1 年度構成比(%) | 100.0 | 25.9 | 19.6 | 27.0 | 12.2 | 15.3 | - | - | - | - |

(注) 取扱件数内訳の欄中「その他」とは、土壌汚染、地盤沈下及び廃棄物に関するもの等をいう。

資料：県環境保全課

【取組状況】

(1) 公害防止計画の推進

ア 公害防止計画の策定及び推進 [環境政策課]

公害防止計画の推進を図るため、計画に基づく公害防止対策を推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 広島地域及び備後地域の公害防止計画を推進。

(2) 環境保全協定の締結及び監視

ア 環境保全協定の締結及び監視 [環境保全課]

県は県内主要企業14社と環境保全協定等を締結しており、その遵守状況の確認等を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 協定内容の確認調査、設備の新增設・変更時の事前指導、排出状況の常時監視、緊急時の対応要請などを行い、協定工場における協定の遵守状況の確認等を実施。

(3) 公害紛争処理の推進

ア 公害苦情相談 [環境保全課]

県及び市町に、公害紛争処理法に基づく公害苦情処理事務担当職員を配置し、公害苦情事案について、連携して調査・指導を行い、迅速かつ適正な解決を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 市町と連携を図りながら、県内の公害苦情事案処理を行い、公害苦情事案の迅速かつ適切な処理を促進。《詳細は、「広島県環境データ集」参照》

イ 広島県公害審査会の設置 [環境政策課]

公害に係る紛争について、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

【令和元年度実績】 新規事件受付件数2件（調停）、継続事件件数4件（調停）

【令和2年度内容】 継続事件件数6件（調停）

(4) 市町に対する支援

ア 権限移譲市町に対する支援 [環境保全課]

環境法令に関する権限移譲を行った市町に対して、研修等による技術的支援を行っています。

【令和元年度実績】 新任及び分野別研修を4回実施

【令和2年度内容】 新任及び分野別研修を4回実施

2 環境汚染事案への対応

【現状と課題】

環境の状態を把握し、汚染が認められた場合には速やかに対策を講じるため、常時監視測定局等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安※1 | 指標の 達成率 | 進捗 状況 |
|-------|----------|----|----------------|-------------|-----------------------|------|------------|-------------|
| 環境保全課 | 水質事故発生件数 | 件 | 171 | 147 | 現状より 減少させる (R2) | 171 | 116.3% | 目標どお り達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）環境汚染事故時における適切な対応

ア 水質汚染事故の対応 【環境保全課】

水質汚染事故が発生した場合、人の健康又は生活環境への被害等を防止するため、「広島県危機対策運営要領（水質汚染事故）」に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携して速やかに対応しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】水質汚染事故に対し、河川管理者、市町、消防等との連携により、現地調査、水質検査、原因物質の回収作業等により被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導。令和元年度は、県に通報のあった水質汚染事故発生件数は、小規模なものを含めて147件。このうち、公共用水域へ影響のあったものは、109件。

また、県環境情報サイト「エコひろしま」等により事故防止の注意喚起を行うとともに、県地方機関及び市町の担当者等を対象に迅速・円滑な初動対応や資質向上を目的とした研修・訓練を実施。

イ 大気監視テレメータシステムの運用 【環境保全課】

大気監視テレメータシステムにより県内の大気環境の状況を把握しています。また、光化学オキシダント注意報等発令状況などの最新情報を県民、市町に迅速に提供しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】大気監視テレメータシステムにより、大気環境データの収集、処理及び加工等を行い、県内の大気環境の状況を把握。また、県ホームページの充実により、環境情報を県民等に分かりやすく提供するとともに、大気測定データの速報値や光化学オキシダント注意報等発令状況を迅速に情報提供。

（2）生活環境中の放射能の測定

ア 生活環境中の放射能濃度等の測定 【環境保全課】

福島第一原子力発電所で発生した原子力災害による影響を把握するため、生活環境中の放射能濃度等の測定を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】県内5か所のモニタリングポストで、大気中の放射線量率を24時間連続して監視。

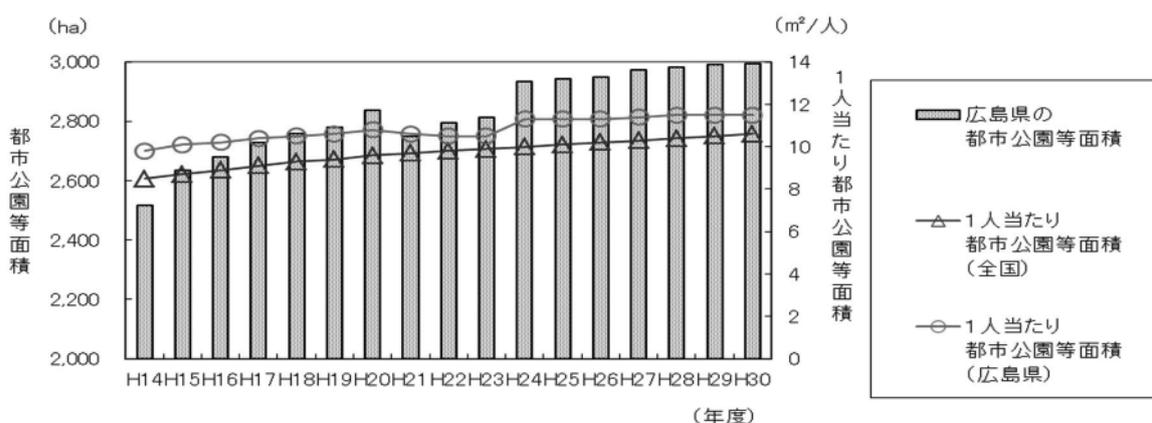
3 身近な緑地環境等の保全

【現状と課題】

農山村地域等は、²⁵里山、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

図表 3-4-3 ²⁶都市公園等面積及び1人当たり都市公園等面積



資料：県都市環境整備課

図表 3-4-4 緑地環境保全地域数及び面積（令和2年4月1日現在）

| 区分 | 地域数 | 総面積 (ha) |
|----------|-----|----------|
| 緑地環境保全地域 | 22 | 818 |

資料：県自然環境課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目 (内容) | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ^{※1} | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|---------|--------------|------|-------------|------------|------------|------------------|--------|---------|
| 自然環境課 | 緑地環境保全地域面積 | ha | 818 | 818 | 現状を維持 (R2) | 818 | 100% | 目標どおり達成 |
| 都市環境整備課 | 1人当たり都市公園等面積 | m²/人 | 11.3 (H25) | 11.5 (H30) | 設定なし | — | — | — |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

²⁵ 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

²⁶ 都市公園：都市公園法第2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

【取組状況】

(1) 身近な緑地の保全

ア 緑地環境保全地域の指定等 [自然環境課]

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図っています。《緑地環境保全地域指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

【令和元年度実績・令和2年度内容】 県内22か所の緑地環境保全地域の保全を推進。

(2) 身近な緑地の整備

ア 植樹帯などによる道路緑化 [道路企画課, 道路整備課]

【令和元年度実績・令和2年度内容】 緑に恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

イ 都市公園事業 [都市環境整備課]

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境の形成を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 令和元年度は海田総合公園（海田町）等、5箇所公園整備を実施。

ウ 街路事業 [都市環境整備課]

【令和元年度実績・令和2年度内容】 街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

(3) 身近な農地・農業用施設の保全

ア 中山間地域等直接支払事業 [農業基盤課]

農用地の持つ水源涵養^{かん}などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 令和2年度から5年間の第5期対策を開始しており、持続的な農業生産活動を推進。令和元年度は協定面積21,160haに対し、2,756,120千円を交付。

イ 農業・農村多面的機能支払事業 [農業基盤課]

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や、道水路及び農村環境の適切な保全活動を支援することにより、持続的な農業生産活動を通じた農地の公益的機能を維持しています。

【令和元年度実績】 農地維持793組織(18,435ha), 543,527千円, 資源向上(共同活動)787組織(15,345ha), 273,281千円及び資源向上(長寿命化)161組織(7,784ha), 300,021千円を交付。

【令和2年度内容】 協定面積を拡大して実施予定。

ウ 農薬適正使用推進対策事業 [農業技術課]

農産物の安全性向上や農薬による危害を防止するため、農薬販売者及び農薬使用者等に対する講習会の開催や農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施しています。また、農薬使用者等に対し、農薬に関する正しい知識の普及を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度実績は危害防止講習会（県内5会場，478人），立入検査（107箇所，うち指導件数26）を実施。（注）立入検査件数は，権限移譲市町分を含む。

エ 農業生産資材総合対策事業 [農業技術課]

肥料生産・販売の取締指導を行うとともに，土壤機能促進に係る地力増進制度の普及啓発による地力の維持・増進に取り組んでいます。

【令和元年度実績・令和2年度内容】「肥料取締法」に係る取締指導等を実施。令和元年度は肥料登録申請・届出（221件）を受付。（注）受付件数は，平成31年1月から令和元年12月までの実績であり，肥料販売業務に係る権限移譲市町分を含む。

4 優れた景観等の保全と創造

【現状と課題】

本県は中国山地の自然美，瀬戸内の多島美，水とみどり豊かな田園景観，歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており，こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て，次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では，平成3年に「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）」を制定し，景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など，良好な景観形成に努めてきました。平成16年には「景観法」が制定されたことから，市町が景観行政団体となり，主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

また，県内の数々の文化遺産のうち，国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約3,000件，周知の埋蔵文化財包蔵地が約18,000件あり，いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を，県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに，県民の文化の向上に資するため，整備・活用を進めることが求められています。

図表 3-4-5 「県景観条例」に基づく景観指定地域（7市町）

| 名称 | 区域 | 種類 | 指定年月日 |
|-----------------------|--|-----------------------------|----------|
| 宮島・大野 景観指定地域 | 廿日市市（旧宮島町，旧大野町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外 | 旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域 | H3.12.25 |
| 新広島空港周辺 景観指定地域 | 三原市（旧本郷町，旧大和町の区域）及び東広島市（旧河内町の区域） | 全域：景観形成地域 | H4.4.1 |
| 西中国山地国定公園 周辺景観指定地域 | 廿日市市（旧吉和村の区域），安芸太田町（旧筒賀村，旧戸河内町の区域）及び北広島町（旧芸北町の区域） ※廿日市市域については，H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外 | 全域：景観形成地域 | H5.2.10 |
| 西瀬戸自動車道 景観指定地域 | 尾道市（旧御調町を除く区域） | 全域：景観形成地域 | H5.4.1 |
| 安芸灘架橋 景観指定地域 | 呉市（旧蒲刈町，旧下蒲刈町，旧川尻町，旧豊浜町，旧豊町の区域） ※H28.4.1 県景観条例の届出事務を適用除外 | 全域：景観形成地域 | H6.4.1 |

資料：県環境保全課

図表 3-4-6 「県景観条例」に基づく大規模行為届出対象地域

竹原市，三原市（旧本郷町，旧大和町を除く区域），府中市（旧上下町を除く区域），庄原市（旧口和町，旧比和町，旧総領町を除く区域），大竹市，東広島市（旧福富町，旧河内町を除く区域），安芸高田市（旧八千代町の区域），江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町，神石高原町（旧豊松村，旧三和町の区域）
 ※H19.10.1（三次市），H20.3.1（呉市），にそれぞれの市景観計画区域となったことに伴い，県景観条例の届出事務を適用除外

資料：県環境保全課

図表 3-4-7 「景観法」に基づく景観行政団体（ ）は，景観行政団体となった日

広島県（H16.12.17），広島市（H16.12.17），福山市（H16.12.17），三次市（H17.4.1），尾道市（H17.8.1），呉市（H17.10.1），廿日市市（H21.7.15）

資料：県環境保全課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値（H26） | 現状値（R1） | 目標値（目標年度） | 目安※ ₁ | 達成率 | 進捗状況 |
|-------|-----------|----|------------|---------|-----------|------------------|--------|--------|
| 環境保全課 | 景観計画策定市町数 | 市町 | 5 | 6 | 増加を図る（R2） | 5 | 120.0% | 目標以上達成 |

※1 目安は，目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）市町主体の景観行政の促進

ア 市町主体の景観施策の促進 [環境保全課]

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう，まちづくりの主体である，市町による景観行政の一層の促進を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】市町担当者の事例研修の実施や，広島県景観会議の運営を支援。また，「市町景観計画策定の手引き」を活用し，景観法に基づき，市町が自然的，社会的特性に応じて景観計画を策定するよう働きかけるなど，市町主体の景観施策を促進。

（2）自然景観の保全

ア 県景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]

「県景観条例」に基づき，景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して，大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】良好な景観の保全等のために届出制度による指導を実施。令和元年度の大規模行為等の届出実績 283 件。

イ 道路環境整備事業 [都市環境整備課]

良好な街並み景観の創造と道路空間の有効利用を図るため，無電柱化推進計画に基づく電線類の地中化などを行うことにより，優れた景観の形成を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は高小路線（庄原市）において，電線類の地中化を実施。令和2年度は実施箇所を選定を行う予定。

ウ 広島港色彩計画に基づく協議 [港湾漁港整備課]

広島港において、統一感のある良好な景観を創出することで、誰もが行ってみたい、愛着の持てる港空間創りを図るため、広島港色彩計画に基づき、建物の新設や外観の変更等を行う者と協議を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】良好な景観の創出のために協議制度を活用。

(3) 文化的景観の保全

ア 指定文化財の管理及び保存・修理 [文化財課]

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進しています。

(ア) 国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は重要文化財常称寺本堂ほか2棟（尾道市）など16件の保存修理事業に対し助成。令和2年度は12件の助成を予定。

(イ) 県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は県重要文化財西国寺仁王門（尾道市）など9件の保存修理事業に助成。令和2年度は6件の助成を予定。

(ウ) 指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に対し助成しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は国宝不動院金堂（広島市）など32件の防災設備保守点検事業等に対し助成。令和2年度は33件の助成を予定。

イ 歴史的文化遺産の継承と活用 [文化芸術課・文化財課]

県内の国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネット等を通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開しています。

(ア) 文化財ホームページ [広島県の文化財] の公開活用

国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を紹介し、指定文化財の公開活用を推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加。

(イ) 縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】利用促進と学習支援の充実を図るために縮景園、浄楽寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を実施。令和元年度の見学者数は、縮景園が約29.5万人、浄楽寺・七ツ塚古墳群が約9万5千人。

ウ 埋蔵文化財の保護 [文化財課]

埋蔵文化財の保護（保存と活用）を図るため、「広島県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図っています。

(ア) 県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する踏査、試掘調査を実施するとともに、埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行っています。

【令和元年度実績】 一般国道2号線改築工事（岩国・大竹道路）事業など2事業計画地の踏査、試掘調査を実施。

【令和2年度内容】 一般国道183号鍵掛峠道路建設事業など4事業に伴う現地踏査、試掘調査及び市町への支援を実施予定。

(イ) 遺跡地図の公開・活用

「広島県遺跡地図」を公開・活用し、埋蔵文化財の一層の保護を図っています。

第4節 広島豊かな「生物多様性の保全」

第1款 生態系の健全な維持管理

1 豊かな恵みを次世代へ継承する取組の推進

【現状と課題】

本県は、中国山地を形成する1,000m級の山々の北部積雪地帯とそれに続く内陸の台地、気候温暖な瀬戸内沿岸部や島しょ部からなり、その複雑な地形と多様な気候によって、豊富な生物相を有しています。一方で、県内に生息する野生生物15,314種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として1,000種（うち19種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物7種、ヤチシヤジンなど植物4種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されています。

こうした希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野生生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」や「野生生物の種の保護に関する条例」に基づき、野生生物の保護を進めるとともに、鳥獣保護区や野生生物保護区の指定などにより、生息・生育域の保全を図る必要があります。

一方、ニホンジカやイノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害が生じており、また、指定野生生物種であるツキノワグマによる人身被害が発生するなど、適切な個体数管理が求められています。

また、海外から持ち込まれた外来生物が、人間の生活や生態系に大きな影響を及ぼしており、本県においてもアライグマやアルゼンチンアリ、セアカゴケグモなどの特定外来生物の生息が確認されており、生息域の拡大を防止する必要があります。さらに、平成29年6月に国内で初めてヒアリが確認されており、ヒアリの侵入初期段階での徹底的な防除及び拡散を防止する必要があります。

これらの課題について、総合的かつ計画的に対策を実施するため、平成25年3月に策定した「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」に基づき、生物多様性の保全及びその持続可能な利用を図ることとしています。

図表 4-1-1 絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（平成23年度）

| 分類群 | 県内種数 | カテゴリー別種数 | | | | | 選定種数 |
|-----------|--------|----------|--------|---------|-------|------|-------|
| | | 絶滅 | 絶滅危惧I類 | 絶滅危惧II類 | 準絶滅危惧 | 要注意種 | |
| 種子植物・シダ植物 | 2,928 | 4 | 109 | 145 | 140 | 60 | 458 |
| コケ植物 | 719 | | 38 | 10 | 4 | 2 | 54 |
| 藻類 | 1,258 | | 1 | | 11 | 17 | 29 |
| 地衣植物 | 382 | 1 | 3 | 5 | 7 | | 16 |
| 菌類 | 700 | | | 12 | 30 | | 42 |
| 哺乳類 | 43 | 3 | 6 | 5 | 8 | | 22 |
| 鳥類 | 302 | | 8 | 10 | 14 | 11 | 43 |
| 爬虫類 | 16 | | | 1 | 3 | 2 | 6 |
| 両生類 | 19 | | 1 | 5 | 4 | | 10 |
| 汽水・淡水魚類 | 84 | 2 | 10 | 5 | 12 | 8 | 37 |
| 昆虫類 | 8,318 | 8 | 46 | 36 | 92 | 37 | 219 |
| 貝類 | 133 | 1 | 6 | 8 | 14 | 7 | 36 |
| その他無脊椎動物 | 412 | | 1 | | 12 | 15 | 28 |
| 合計 | 15,314 | 19 | 229 | 242 | 351 | 159 | 1,000 |

資料：県自然環境課

図表 4-1-2 指定野生生物種等の指定状況

| 種名 | 分類 | 種名 | 分類 |
|-----------------------------|--------|-----------------------|------|
| ツキノワグマ | 哺乳類 | ヒメシロチョウ | 昆虫類 |
| アビ類 (シロエリオオハム, オオハム, アビ) | 鳥類 | ミズニラ (シナミズニラを含む。) | シダ類 |
| ダルマガエル | 両生類 | オグラセンノウ | 種子植物 |
| スイゲンゼニタナゴ | 淡水魚類 | ツルマンリョウ | 〃 |
| カワシンジュガイ | 陸淡水産貝類 | ヤチシャジン | 〃 |
| ミヤジマトンボ※ | 昆虫類 | 計11種類 (※は特定野生生物種。) | |

資料：県自然環境課

図表 4-1-3 野生鳥獣による農作物被害額 (単位：百万円)

| 区分 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| イノシシ | 351 | 307 | 298 | 289 | 302 | 286 | 354 |
| シカ | 55 | 50 | 42 | 35 | 33 | 42 | 44 |
| サル | 13 | 12 | 8 | 11 | 8 | 7 | 5 |
| その他獣類 | 11 | 11 | 9 | 9 | 12 | 9 | 12 |
| 鳥類 | 47 | 93 | 56 | 53 | 52 | 45 | 61 |
| 計 | 477 | 473 | 413 | 397 | 408 | 389 | 476 |

資料：県農業技術課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目(内容) | 単位 | 基準年度 (H28) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ^{※1} | 指標の 達成率 | 進捗 状況 |
|-------|-------------------------|-----|---------------|----------------------|----------------------------|------------------|------------|----------|
| 自然環境課 | 鳥獣保護区面積 | ha | 58,506 | 57,351 | 57,343 (R4) | 57,925 | 99.0% | 概ね達成 |
| 自然環境課 | レッドデータブック ひろしま掲載数 | 種 | — | 1,000 | 設定なし | — | — | — |
| 自然環境課 | 生物多様性に関する 講習会等への参加人数 | 人/年 | — | 6,296 | 設定なし | — | — | — |
| 自然環境課 | ツキノワグマ年間除 去頭数 | 頭/年 | — | 193 ^{※2} | 80以内 ^{※2} (R1) | 80 | 41.5% | (※注) |
| 自然環境課 | イノシシ年間捕獲頭 数 | 頭/年 | 27,571 | 27,109 ^{※3} | 30,000 (R4) | 28,786 | 94.2% | 概ね達成 |
| 自然環境課 | ニホンジカ年間捕獲 頭数 | 頭/年 | — | 10,335 ^{※3} | 設定なし | — | — | — |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 広島県、島根県、山口県の合計

※3 速報値

(※注)「ツキノワグマ年間除去頭数」については、出没件数の増加や人身被害などによりクマ保護に対する理解を得ることが困難な状況が続いたことから増加した。

<R1 除去頭数の内訳> 広島(71頭)、島根(98頭)、山口(24頭) 計193頭

【取組状況】

(1) 生物多様性の保全活動の推進

ア 広島県生物多様性保全推進事業 [自然環境課]

生物多様性の保全を図るためには様々な主体が連携した継続的な取り組みが求められます。このため、県内の野生生物の現況調査や希少種保護団体への活動支援を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 県内の野生生物の現況を把握するため、県野生生物保護推進員による調査を支援。ヒョウモンモドキ保全地域協議会及び芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会への参画。

イ 八幡湿原自然再生事業 [自然環境課]

西中国山地国定公園の八幡湿原地域は、乾燥化が進みつつあるため、損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、自然再生事業を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 八幡湿原自然再生協議会等との連携により、再生整備後の再生状況の経過観察や環境学習への活用を促進。ニュースレターの発行。年間を通じて自然再生地での地下水位を観測しデータを分析。

ウ 愛鳥週間ポスター募集 [自然環境課]

鳥獣保護の意識啓発のため、小学生、中学生、高校生を対象に愛鳥週間のポスターの原画を募集し表彰しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 ポスターの原画を募集し、鳥獣保護の意識啓発を実施。

令和元年度愛鳥週間ポスター特選（平成30年度募集分）



安芸太田町立戸河内小学校
6年 松浦 太陽



福山市立大門中学校
1年 木村 健生



福山市立福山高等学校
2年 大村 菜月

エ 道路改良により生じる法面の自然植生の回復 [道路企画課, 道路整備課]

【令和元年度実績・令和2年度内容】道路法面の緑化については、生態系への影響などを考慮して、周辺の植物を用いた植栽や在来種による植生を実施。

(2) 野生生物の現状の把握及び対策の推進

ア ミヤジマトンボの生息環境の整備 [自然環境課]

緊急に保護を要する種として「野生生物の種の保護に関する条例」において唯一「特定野生生物種」に指定されているミヤジマトンボの絶滅を回避するため、生息環境を整備するとともに、幼虫の人工孵化・飼育を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】専門家、関係機関で構成するミヤジマトンボ保護管理連絡協議会において、生息地の環境整備等について検討し、生息環境の整備（獣害防止柵の設置、潮汐湿地への水路確保等）及び絶滅リスク分散のための生息域外保全（人工孵化・幼虫飼育）を実施。また、新生息地創出に取り組む。

イ 外来生物の生息域の拡大防止 [自然環境課]

外来生物による生態系のかく乱及び農業被害・生活被害の防止に努めています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】「アルゼンチンアリ対策広域行政協議会」において情報交換を行うことにより市町の自主的な防除の取組を促進。また、セアカゴケグモ及びヒアリの防除等に係る指導を実施。

ウ 道路事業における野生生物に対する配慮 [道路企画課, 道路整備課]

【令和元年度実績・令和2年度内容】規模の大きな道路事業等を進める際、環境アセスメントを行い、猛禽類等、レッドデータブックに記載されている希少種等を調査し、存在が確認された場合には、生育環境等を勘案してルート等を決定。

(3) 人と野生鳥獣の調和的共存の推進

ア 特定鳥獣保護管理計画の推進 [自然環境課]

イノシシとニホンジカについては、農林作物の被害が高止まりした状態であるなど、人の生活や経済活動と野生動物との軋轢の解消を図るため、適切な管理（個体数調整を含む。）が求められています。

ツキノワグマについては、人身被害の防止を図りつつ、西中国山地に生息する地域個体群の保護管理を山口県・島根県とともに3県共同で実施しています。

【令和元年度実績】ニホンジカの生息状況調査（糞塊密度調査）、出没の予測や住民等への注意喚起を行うためのツキノワグマの餌食物である堅果類の豊凶調査、ツキノワグマの生態等に関する正しい知識と人身被害を回避するための知識の習得に係る学習会を実施。

【令和2年度内容】職員研修を実施。人と野生動物の調和的共存を図るため、科学的なデータに基づいた総合的な野生動物の保護管理を推進。

イ クマレンジャー事業 [自然環境課]

クマ出没地域周辺のパトロール等を実施することにより、ツキノワグマの里山への定着化を防止し、人身被害発生の危険性を軽減します。

【令和元年度実績・令和2年度内容】クマ出没地域周辺のパトロール等を実施。

ウ ツキノワグマの対策協議会の運営 [自然環境課]

保護管理対策を円滑に実施するため、県と関係市町で構成する「県ツキノワグマ対策協議会」で、保護管理対策を検討・実施するとともに、ツキノワグマによる人身事故被害者への見舞金制度を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】構成11市町とともに、保護管理対策について検討・実施。

エ 鳥獣保護区等の設定 [自然環境課]

狩猟による鳥獣の捕獲を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全・管理及び整備するため、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区等を設定しています。

【令和元年度実績】鳥獣保護区（98か所 57,351ha）。

【令和2年度内容】鳥獣保護区（98か所 57,351ha）。

ミヤジマトンボとその保護活動

■ ミヤジマトンボ

シオカラトンボの仲間、容姿はよく似ていますが、やや小型で細身です。

成熟すると、雄は胸部・腹部の全体、雌はその一部が灰青色の粉におおわれ成虫・幼虫とも、潮汐湿地と呼ばれる海浜に形成された、定期的に海水が流入する特殊な湿地に生息します。

現在、確実に生息している地域は香港と日本の宮島のみで国際的な希少種としても知られています。



錆びた金属製防獣柵にとまる やや成熟した雄

■ 選定・指定状況

生息環境の消失や劣化により絶滅が心配されることから、関係機関は下記のとおり、選定・指定し、保護に努めています。

- 国際自然保護連合（IUCN）：絶滅危惧Ⅱ類
- 環境省：絶滅危惧ⅠA類・国立・国定公園の特別地域で捕獲を禁止する動物（指定動物）
- 広島県：絶滅危惧Ⅰ類・特定野生生物種

■ 保護活動と評価

1990年代後半から、瀬戸内海に次々と来襲した大型台風の影響を受け、生息環境は劣化し生息個体数が減少しました。このため、2005年9月に広島県自然環境課が事務局となり、昆虫の専門家や関係機関からなる「ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会」（以下、協議会という。）が発足しました。環境改善や発生状況調査などの組織的かつ計画的な保護活動は、今日まで間断なく実施されています。これらの生態に関する情報の集積や、新たな生息地の創出の成功などが功を奏し、2012年7月には、全生息地を含む海岸域142haが「ラムサール条約湿地」に登録されました。

2013年以降は、2000年代後半に宮島に侵入したイノシシによる植生環境破壊が急激に進行したため、その対策に追われることとなりました。宮島では積極的な駆除はできないことから、潮の満ち引きがある生息地を、防獣ネットで囲うという、前代未聞の対策をとることとなりました。2015年3月に開始し、2017年11月に5カ所全てで設置を完了しました。イノシシの侵入防止効果は目覚ましく、生息地内の植生環境は、順調に回復しつつあります。現在、メンテナンスに努めつつ、腐食が激しい一部の金属製柵を樹脂製柵に置換する作業を進めています。更に、既存生息地が位置するのとは異なる海域に面した海岸に、潮汐湿地の整備を進め、第6番目の生息地の創出を目指すという、新たな活動にも取り組んでいます。

筆者は2012年より、協議会の会長として同会のお世話をしてきました。これまでの取組みが評価され、本年5月に、「2020年度愛鳥週間野生生物保護功労者表彰」として、環境省より「環境大臣賞」を授与されました。筆者は、この賞は協議会に与えられたものと考えています。私個人の力は微力です。しかし、協議会が組織として考え判断し、正しい方向に行動してきたことが受賞に繋がったのです。世界遺産の島、そしてラムサール条約湿地にすむ希少種であり絶滅危惧種でもあるミヤジマトンボ。本種の命を繋ぐための活動は、これからも続きます。

（ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会 会長 坂本 充）

第2款 自然資源の持続可能な利用

1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進

【現状と課題】

(1) 自然公園等の指定

我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園やそれに準ずる地域である国定公園は「自然公園法」に基づき国より指定されています。また、都道府県を代表する優れた自然の風景地である県立自然公園は条例に基づき県知事が指定しています。これらの自然公園においては、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適正な利用を推進しています。自然公園の保護と利用を適正に行うため、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。

県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6箇所の県立自然公園があり、それらの面積は県土の約4%を占めています。

また、このほかに、県内の優れた自然環境の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づき「自然環境保全地域」等の指定を行っています。《自然公園等指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-1 自然公園の面積（令和2年4月1日現在）

| 区 分 | 箇所数 | 総面積 (ha) | 特別地域 | | 普通地域 |
|--------|-----|----------|--------|----------|-------|
| | | | | うち特別保護地区 | |
| 国立公園 | 1 | 10,685 | 7,569 | 203 | 3,116 |
| 国定公園 | 2 | 20,731 | 20,731 | 692 | — |
| 県立自然公園 | 6 | 6,441 | 6,441 | — | — |
| 計 | 9 | 37,857 | 34,741 | 895 | 3,116 |

資料：県自然環境課

図表 4-2-2 県自然環境保全地域等の地域数及び面積（令和2年4月1日現在）

| 区 分 | 地域（区）数 | 総面積 (ha) |
|-----------|--------|----------------------------|
| 県自然環境保全地域 | 27 | 2,054（特別地区 1,248、普通地区 806） |
| 緑地環境保全地域 | 22 | 818 |
| 自然海浜保全地区 | 19 | 17（陸域面積） |
| 計 | 68 | 2,889 |

資料：県自然環境課

(2) 自然とのふれあいの増進

自然公園及び野外レクリエーション内の施設利用者は、平成30年度に7月の豪雨の影響により、減少しましたが、令和元年度は、施設やアクセスの復旧が進み、施設利用者が増加しました。

《自然公園等位置図は、「広島県環境データ集」参照》

1 自然公園：自然公園法に基づき、優れた自然の風景地を保護し利用することを目的として地域を指定する公園制度。国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がある。

2 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

図表 4-2-3 自然公園等の利用者数 (単位：千人)

| 区分 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|----------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|
| 国立公園 | 6,922 | 7,186 | 7,732 | 8,032 | 7,089 | 7,367 |
| 国定公園 | 1,172 | 1,118 | 1,039 | 995 | 918 | 870 |
| 県立自然公園 | 518 | 513 | 503 | 521 | 357 | 423 |
| 県民の森 | 149 | 128 | 113 | 122 | 111 | 112 |
| もみのき森林公園 | 176 | 177 | 174 | 179 | 163 | 167 |
| 県民の浜 | 59 | 64 | 64 | 65 | 41 | 51 |
| 中央森林公園 | 299 | 315 | 307 | 295 | 285 | 288 |
| 中国自然歩道 | 381 | 372 | 340 | 365 | 319 | 328 |
| 県自然歩道 | 38 | 37 | 34 | 36 | 33 | 34 |
| 合計 | 9,713 | 9,909 | 10,305 | 10,610 | 9,316 | 9,641 |

※端数処理の関係で、合計は一致しないことがある

資料：県自然環境課

図表 4-2-4 野外レクリエーション施設等の状況 (令和2年4月1日現在)

| 区分 | 規模 |
|----------|----------|
| 県民の森 | 1,164 ha |
| もみのき森林公園 | 400 ha |
| 県民の浜 | 23 ha |
| 中央森林公園 | 267 ha |
| 中国自然歩道 | 455 km |
| 県自然歩道 | 125 km |

資料：県自然環境課

(3) 水辺の保全・再生

河川整備においては、災害防止の観点とともに、生物の生育・育成、水の浄化等の機能を保全・創造することの重要性を認識し、自然環境や生態系の保全に配慮した多自然型工法の導入や、親水性や景観に配慮した護岸整備を進めています。

一方、県内の自然海岸は、高度経済成長期から行われた各種の開発行為等により、約31.5%が残存するのみとなっていることから、優れた環境を有する自然海岸の保全を図るため「自然海浜保全条例」に基づき「自然海浜保全地区」に指定しています。

水質の浄化機能を有し、魚介類の産卵・成育等の場として重要である藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少していることから、残された藻場・干潟を保護・保全するとともに、周辺の景観や生態系などの自然環境と調和した人工海浜や離岸堤、緩傾斜護岸の整備等を行う必要があります。

また、ダム貯水池、ため池、農業用水路などの水辺は、魚、昆虫をはじめ野鳥が活動し、水生植物などを含む豊かな生物相が育まれており、地域住民の散策、レクリエーションなどの憩いの場所として、重要な役割を果たしています。《自然海浜保全地区指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 4-2-5 自然海浜保全地区数及び面積 (令和2年4月1日現在)

| 区分 | 地区数 | 陸域面積 (ha) |
|----------|-----|-----------|
| 自然海浜保全地区 | 19 | 17 |

資料：県自然環境課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安※1 | 指標の 達成率 | 進捗状 況 |
|-------|----------------------|----|----------------|-------------|-------------------------|--------|------------|-------------|
| 自然環境課 | 県自然環境保全地域面積 | ha | 2,054 | 2,054 | 現状を 維持 (R2) | 2,054 | 100.0% | 目標どお り達成 |
| 自然環境課 | 自然公園面積 | | 37,853 | 37,857 | | 37,853 | 100.0% | 目標どお り達成 |
| 自然環境課 | 自然公園利用者数 | 千人 | 8,611 | 8,660 | 増加を 図る(R2) | 8,611 | 100.6% | 目標どお り達成 |
| 自然環境課 | 野外レクリエーション施 設利用者数 | | 683 | 618 | 同程度の利用 者数を確保 (R2) | 683 | 90.5% | 概ね 達成 |
| 自然環境課 | 自然海浜保全地区面積(陸 域) | ha | 17 | 17 | 現状を 維持(R2) | 17 | 100.0% | 目標どお り達成 |
| 森林保全課 | 森林ボランティア参加数 | 人 | 69,343 | 78,108 | 80,000 (R2) | 78,224 | 99.9% | 概ね 達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 自然公園等の保全対策の推進

ア 自然公園等の保全と管理 [自然環境課]

自然的・社会的条件の変化に対し、公園計画の見直しを行うとともに、保護と利用の調和を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 公園計画に基づく適正な保護・管理、自然公園指導員等による利用の適正化・事故防止、景観の維持及び利用の増進。

イ 自然公園等施設整備事業 [自然環境課]

自然公園等(国立公園, 国定公園, 県立自然公園, 野外レクリエーション施設及び長距離自然歩道(中国自然歩道, 県自然歩道))においては、地元市町, 指定管理者等との密接な連携のもと、県民が自然とふれあう機会を増進するため、ユニバーサルデザインの導入や環境学習機能の強化など利用者のニーズに沿った安全で快適な利用が図られるよう適切な整備・改修を図っています。

【令和元年度実績】

| 公園名 | 事業箇所 | 内容 |
|-----------|------|-------|
| 瀬戸内海国立公園 | 宮島 | トイレ改修 |
| | 高見山 | トイレ改修 |
| 三倉岳県立自然公園 | 三倉岳 | トイレ改修 |

【令和2年度内容】

| 公園名 | 事業箇所 | 内容 |
|------------|------|-------|
| 瀬戸内海国立公園 | 宮島 | トイレ改修 |
| 比婆道後帝釈国定公園 | 帝釈峡 | 休憩所設置 |

※1 箇所当たりの事業費が500万円以上のものを掲載

(2) 水辺の保全・再生**ア 自然海浜保全地区の指定等** [自然環境課]

優れた環境を有する自然海岸を自然海浜保全地区に指定し、自然海浜の保全及び適正な利用を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】自然海浜保全地区（19か所）の保全と適正な利用を推進。

イ 水産基盤整備事業 [水産課]

藻場³や干潟⁴などの魚介類の産卵、幼稚魚の育成のための場づくりや、優良な漁場を構成するとともに、海底に堆積したゴミを除去して漁場環境を保全することにより、漁場生産力の向上を図っています。

【令和元年度実績】藻場の造成（広島県 3.6 ha）、海底の清掃（広島市、呉市、江田島市 12.80km²）を実施。

【令和2年度内容】藻場の造成（広島県 7.6ha）、海底の清掃（広島市、呉市、江田島市 12.66km²）を実施。

ウ 多自然川づくり [河川課]

水生生物・水生植物の維持・回復に配慮した工法の採用等により、自然環境に配慮した河川の整備を進めています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】国兼川（庄原市）において、河川改修に伴う橋梁設計を実施。引き続き、生物環境調査結果を踏まえ、地域の状況を考慮した工法により整備を促進。

エ 美しい川づくり [河川課]

猿猴川は、広島駅を利用して広島を訪れた方が最初に目に触れる河川であり、この周辺は「広島らしさ」を発信する絶好のエリアです。そこで、広島駅周辺地区の水辺を、水の都の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間とするため、県と広島市が連携して「美しい川づくり」に取り組んでいます。

【令和元年度実績・令和2年度内容】河川環境の改善効果等の経過観察を行う。

オ 放置艇の解消 [港湾振興課]

秩序ある公有水面の利用を図っていくため、令和4年度末までに県内の放置艇を解消することを目標に、プレジャーボート等の係留保管の適正化に取り組んでいます。

【令和元年度実績】関係条例改正の上、地区別実施計画に基づき、現場における新たな放置等禁止区域の指定、係留許可等の事務を開始。

【令和2年度内容】引き続き、新たな放置等禁止区域の指定、係留許可等の事務を継続。また、3年度開始の係留保管場所届出制度を周知。

カ 港湾環境整備事業 [港湾漁港整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】広島港で整備した干潟のモニタリングを実施。

3 藻場：沿岸浅海域で、大型の海藻や海草が濃密に繁茂し群落を形成している場所。魚の産卵や生育の場として重要な役割を果たしている。

4 干潟：干潮時に現れる砂泥質の平坦な場所。プランクトンなどの微生物や多種多様な生物の生息の場となり、海水を浄化する機能がある。水鳥の飛来場所にもなっている。

2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進

【現状と課題】

高度経済成長期に、工場排水や生活排水などにより悪化した瀬戸内海の水質環境は、これまでの規制措置により危機的な状況は脱したものの、近年は横ばいの状況にあります。

本県の藻場・干潟についても、沿岸域の環境変化や開発行為等により減少傾向でしたが、藻場等の造成や海底の堆積物除去などにより、近年は横ばいの状況にあります。

自然海岸については、約31.5%が残存するのみで、全国の53.1%に比べ少なくなっています（平成8年時点。環境庁第2回～第5回自然環境保全基礎調査より）。

今後の瀬戸内海の環境施策においては、従来の規制を中心とした保全型施策の充実に加え、失われた自然や自然のもつ機能をどのように回復していくかという視点で、地域の特性に応じた新たな環境修復・創造施策を展開していくことが求められています。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) (R2) | 目安 ※1 | 指標の 達成率 | 進捗 状況 |
|-----|-------------------|----|----------------|-------------|-----------------------|----------|------------|----------|
| 水産課 | アマモ場、ガラモ場等の造成面積※2 | ha | 9.1※3 | 26.2 | 28.2※4 (R2) | 25.0 | 104.8% | 目標どおり達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 この造成面積は、県が造成した面積（市町が造成した面積は含んでいない。）

※3 平成23年度～平成25年度の累計

※4 平成23年度～令和2年度の累計

【取組状況】

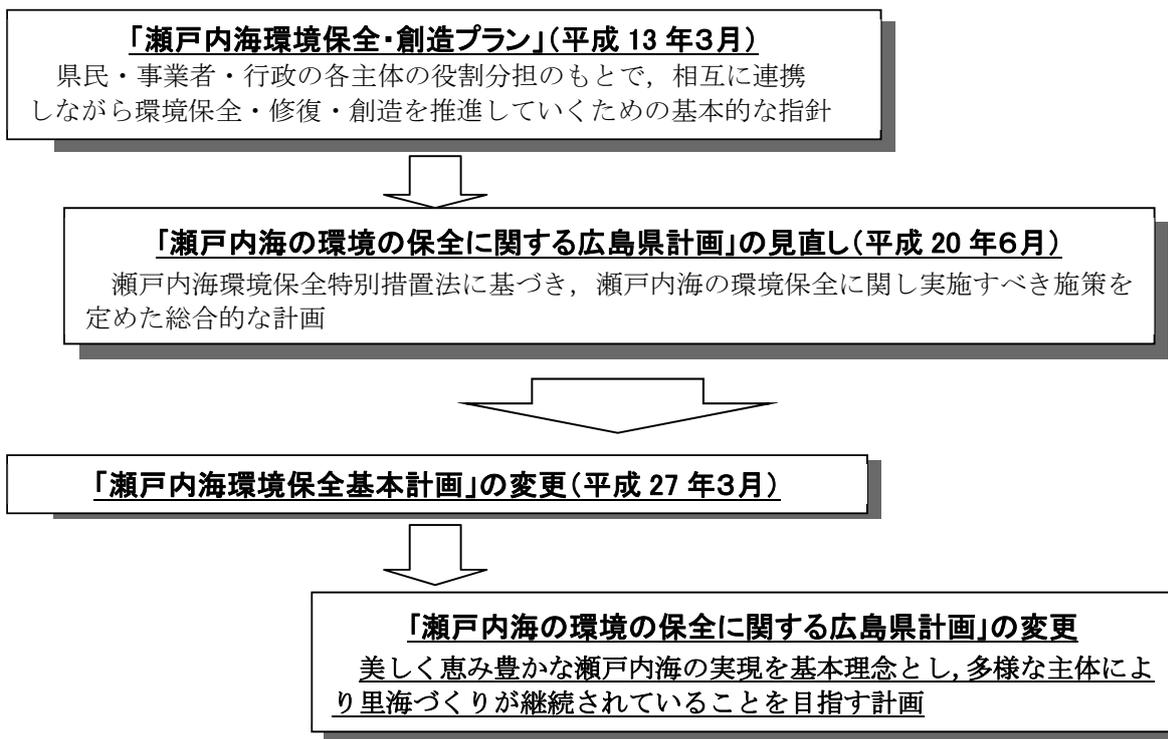
（1）瀬戸内海の環境保全の推進

ア 環境保全・創造施策の推進 [環境保全課]

「瀬戸内海環境保全・創造プラン」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」に掲げる各種施策を総合的に推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画を推進するため、引続き施策の進行状況の把握及び取りまとめを実施。平成27年3月に国基本計画が変更されたため、これを受け、平成28年10月、県計画を変更。

図表 4-2-6 【瀬戸内海環境保全・創造施策の展開】



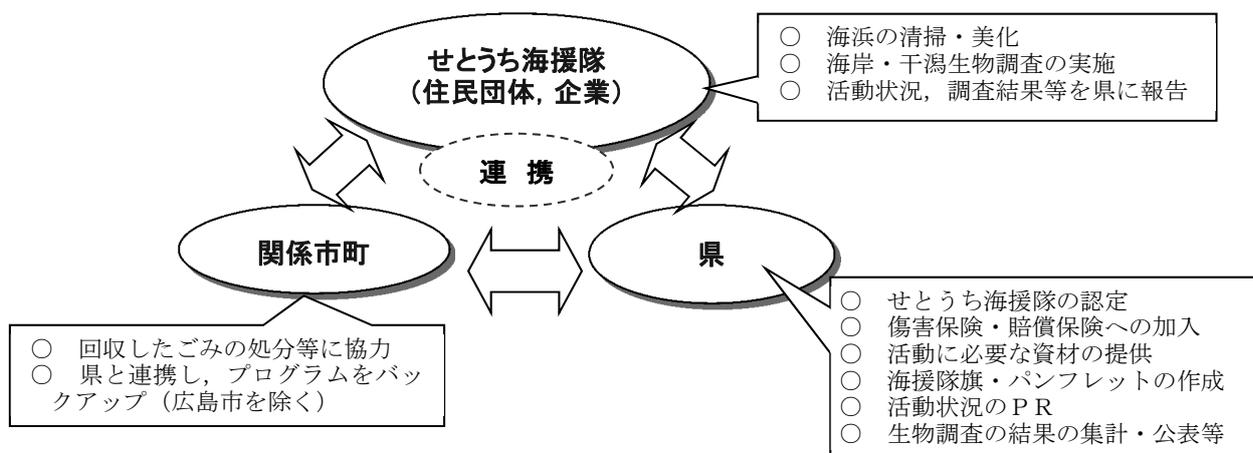
資料：県環境保全課

イ セとうち海援隊支援事業 [環境保全課]

海浜における環境保全活動（海浜清掃・美化及び海岸・干潟生物調査）を実施する団体等を「せとうち海援隊」として認定し、活動に対し、①傷害保険，賠償保険への加入，②活動に必要な資材の提供，③活動状況のPR等 により支援しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】市町と連携しながら，傷害保険への加入，活動状況のPR等によりせとうち海援隊の活動を支援。（令和元年度末の認定団体：37 団体）

図表 4-2-7 セとうち海援隊制度における各団体の役割



ウ 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」, 「(公社)瀬戸内海環境保全協会」への参画 [環境保全課]
関係府県・市・漁協・環境保全団体と連携して瀬戸内海の総合的な環境保全対策, 瀬戸内海再生のための取組等を行っています。

【令和元年度実績】 瀬戸内海の共通課題等に係る協議検討, 瀬戸内海の環境保全・再生に関する国への要望や, 「里海づくり」支援事業・調査研究などを実施。

【令和2年度内容】 引き続き, 関係府県等と連携して広域的な取組を推進。

※ 関連事業: 下水道の整備促進 (P56), 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進 (P57), 浄化槽の整備促進等 (P57), 排水規制等の実施 (P58), 水産基盤整備事業 (P87), 放置艇の解消 (P87), 港湾環境整備事業 (P87)

(2) 海ごみ対策の推進

ア 海ごみ対策推進事業 (再掲) [環境保全課]

※ 第1章「「エコの力でひろしまを元気に」具体化推進事業(3)」(P6)

海ごみ対策について

□ 海岸漂着物の状況

県内の海岸への漂着物(自然物を除く)の量とその種類を把握し、今後の漂着物の発生源対策のための基礎資料とするため、平成30年度から海岸漂着物調査を実施しています。

令和元年度においても、県内の海域を西部(広島湾)、中部(安芸灘・燧灘)、東部(備後灘・備讃瀬戸)の3地区に分類し、各地区の海岸において年4回調査を実施しました。

【調査結果】

(1) 海岸漂着物の量(年4回の平均値)

| 年平均漂着量 | 西部 | 中部 | 東部 | 計 |
|--------|----------------------|--------------------|-------------------|----------------------|
| 重量 | 37t | 11t | 4t | 52t |
| 体積 | 1,251 m ³ | 187 m ³ | 69 m ³ | 1,507 m ³ |

- ・ 海岸漂着物量は、年間を通して西部で特に多い傾向が見られ、全体のおよそ8割を占める。
- ・ 本土側の海岸と比較して、島しょ部の海岸において海岸漂着物が多い傾向が見られる。

(2) 海岸漂着物の種類

- ・ 西部: 漁業活動に関連するごみ(発砲スチロール製フロート及びカキ養殖用パイプ)が大部分。
- ・ 中部及び東部: 陸上の生活由来のごみ(ペットボトル、その他のプラスチック類等)が大部分。

□ 本県のこれまでの取組状況

瀬戸内海における海ごみ対策については、国や各自治体において様々な取組がなされてきましたが、対策の更なる推進を図るため、平成27年10月に「瀬戸内海環境保全特別措置法」が改正され、海ごみの除去等に関する規定が明記されました。

広島県においても、平成28年10月に「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」を改定し、海ごみの回収・清掃等を中心に取り組んでいます。



□ 社会情勢の変化と今後の対応

世界的に海洋プラスチックごみによる環境汚染が懸念される中、国内においても、政府がレジ袋有料化の義務化の検討を新たに表明するとともに、G20大阪サミット(令和元年6月28~29日)の首脳宣言において、「2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指すこと(大阪ブルー・オーシャン・ビジョン)」が採択されました。

広島県においても、海洋プラスチックごみ問題を解決していくため、これまでの回収や清掃等の取組に加え、流出防止対策に取り組んでいくこととしており、「広島県海ごみ対策検討委員会」を設置して、具体的な対策について検討しています。

第5節 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

第1款 環境学習・環境活動の推進

【現状と課題】

環境保全行動に対する県民の意識は年々高まっているものの、実際の行動にはまだ十分に結びついていない状況にあることから、社会のあらゆる場において、総合的で実践を伴う環境学習が適切かつ活発になされるよう、学校教育や社会教育での環境学習に関する取組を充実させるとともに、そのための指導者の育成などを行う必要があります。

平成29年の学習指導要領の改訂でも、「環境に関する教育」を「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容」の一つに掲げています。また、幼児教育の段階から、発達の段階に応じて自然体験活動など体験活動の推進を図り、環境の保全やより良い環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を目指しています。平成27年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査によると、社会や理科などでの学習に加え、総合的な学習の時間での環境をテーマとした学習が、約88%の公立小学校と約29%の公立中学校で実施されています。

また、県では、教職員を対象にした環境教育研修の実施や教材・プログラムの作成支援・提供を行うなど、学校における環境学習の支援を行うとともに、県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供や、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣など、環境保全活動の拡大に向けた支援を行っています。

さらには、県民一人ひとりが、環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方や自然の大切さに対する理解と認識を深めるため、「環境の日」ひろしま大会等を通じた環境保全思想の普及啓発に取り組んでおり、引き続き、様々な機会を通じた普及啓発を推進するとともに、県民が自主的に環境に配慮した生活・行動を選択・実行できるよう、環境保全行動等に関するさまざまな情報を各種媒体によって総合的に提供していく必要があります。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安※1 | 指標の 達成率 | 進捗 状況 |
|-------|------------------------|-----|----------------|-------------|----------------|------|------------|----------|
| 環境保全課 | 県環境情報サイト「エコひろしま」アクセス件数 | 千件 | 898 | 563 | 増加を図る(R2) | 898 | 62.7% | 未達成 |
| 環境政策課 | 環境学習講師の派遣者数 | 人/年 | 10 | 21 | | 10 | 210.0% | 目標以上達成 |
| 環境政策課 | 環境活動リーダー養成者数（累計） | 人 | 10 | 131 | 100(R2) | 85 | 154.1% | 目標以上達成 |
| 環境保全課 | せとうち海援隊認定団体数 | 団体 | 32 | 37 | 新規認定年1団体以上(R2) | 37 | 100.0% | 目標どおり達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

| 指標項目（内容） | 目標と実績の乖離要因 | 今後の対応方針 |
|------------------------|--|---|
| 県環境情報サイト「エコひろしま」アクセス件数 | 内容が環境関連事業者向けの申請等のページが多く、話題性のある情報発信が不足しているため、アクセス件数が減少している。 | 家庭における省エネ行動促進など、身近なテーマの情報を追加していく等により、県民からのアクセス件数の増加を図る。 |

1 環境学習と啓発活動の推進

【取組状況】

(1) 環境学習の推進

ア 環境学習講師派遣（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

学校、自治会等が実施する環境学習会に、県が登録した専門的知識を有する講師を派遣しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は21人を派遣。

<環境学習講師の派遣者数>

| 指標項目 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|---------|-----|-----|-----|-----|----|
| 派遣者数（人） | 17 | 17 | 22 | 23 | 21 |

イ 県立広島大学での教育 [大学教育振興担当]

庄原キャンパス（生物資源科学部）において、環境や生命科学に係る基礎的な内容から専門的・実践的な内容までを段階的に学修できるよう、体系的なカリキュラムによる教育を行い、環境保全や資源の循環利用などの分野で活躍できる人材を育成します。

【令和元年度実績・令和2年度内容】

生命環境学部では、環境に関する専門知識の修得に加えて、フィールド科学実習として、土壌環境の分析や廃油の再利用化など環境に関する現地実習を行うとともに、地域の企業と連携し、残材を利用した木材チップの製品化の検討を行うなど、実践的な教育を進めています。

ウ 少年少女水産教室の開催支援 [水産課]

小学校高学年を中心に、稚魚の放流など栽培漁業の体験学習を実施し、漁業への理解を深めるとともに、資源の大切さを啓発しています。

【令和元年度実績】三原市立三原小学校、幸崎小学校、尾道市立浦崎小学校等で、漁協等が開催した水産教室を計6回支援。

【令和2年度内容】計7回の支援を予定しているが、新型コロナウイルスの影響により未定。

エ グリーン・ツーリズムの推進 [販売・連携推進課]

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動であるグリーン・ツーリズムは、自然環境や資源の大切さを考える機会となるため、広島県内で農林漁業体験活動が可能な施設などを紹介しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】体験施設や宿泊施設の情報をホームページにより提供。

オ 緑化研修及び緑化指導相談 [森林保全課]

県民をはじめボランティア団体や企業の緑化担当者を対象に緑化に必要な知識、技術の研修を行うとともに、県内の小学校を対象に「緑の学校」を開校し、学校に出向いて緑化研修や自然体験学習を行うことで緑化意識の普及啓発を進めています。さらに、みどりについての健康診断や病害虫防除等の緑化相談等を実施し、緑化技術の向上を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は緑化研修57回、緑の学校10回、緑化相談578件を実施。

カ 指導指針の提示 [義務教育指導課]

学校における環境教育が適切に実施されるように、広島県教育資料や教育委員会のホームページ等に指導指針を提示しています。

【令和元年度実績】令和2年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰の候補者として、全校生徒・教職員・森林組合・地域が連携して、校内外の緑化・育樹活動に積極的に取り組んでいる東広島市立高美が丘中学校を推薦。

【令和2年度内容】持続可能な社会の創り手を育成する観点から総合的な学習の時間等での取組を支援するとともに、ユネスコスクールを中心に訪問指導の実施、県内の他の先進事例を教育委員会のホームページ等で引き続き紹介。

キ 教員研修の推進 [個別最適な学び担当・義務教育指導課]

児童生徒の発達に段階に応じ、地域の特色を活かした学校独自の学習プログラムを創造することができるよう、様々な研修機会をとらえ、教員の環境に関する専門的な知識や技能の向上を図っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】初任者を対象に、環境教育をテーマとした講座を実施。

ク 自然環境教育支援プログラムの開発・提供 [生涯学習課]

福山少年自然の家では、学校等の自然環境教育を支援・推進し、次代を担う子供たちに、環境の大切さや、かけがえのない生命の営みを学習していくプログラムを開発・提供しています。また、教育企画事業では、小学生を対象とした自然との触れ合いを通して好奇心や感性を育む、参加体験型の事業を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】これまで開発した自然観察プログラムの活用及び普及を行うとともに、指導者育成・啓発のために教員等を対象とした体験活動指導者研修を実施。

※ 関連事業：せとうち海援隊支援事業（P89）、環境月間行事の実施（P96）

(2) 啓発活動の推進

ア 環境講演会の開催 [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラム等との共催により、地球環境等に関する講演会を開催しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度はSDGsをテーマとする講演会を開催。

1 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

イ ひろしま環境賞 [環境政策課]

環境保全活動への意欲を高めるため、地域において先覚的・独創的な環境保全活動等に積極的に取り組み、環境にやさしい地域づくりに顕著な功績のあった個人・団体に対し、その功績を称えて表彰しています。

【令和元年度実績】

〈受賞者及び活動内容〉

- 特定非営利活動法人ほしはら山のがっこう（三次市）
廃校となった旧上田小学校周辺（三次市）をフィールドの中心とし、長年に渡って幼児から大学生まで幅広い年代を対象とした食育活動、自然体験イベントなどを開催してきた。
周辺地域や学校と連携しながら、地域外からも多くの参加者を受け入れ、持続可能な地域社会づくり及び次世代の環境教育実践者の育成に取り組んでいる。
- 永田川カエル倶楽部（江田島市）
永田川流域（江田島市）の環境保全と瀬戸内海に流入するごみの減量化を目的として、地元小学校の児童と保護者が中心となって、長年に渡って水質調査、水生生物調査、ウナギの遡上調査、清掃活動などを実施してきた。
永田川流域で森・里・川・海をつなぐ多様な活動を継続している。
- 中川 明雄（安芸高田市）
団体役員として、長年に渡り、行政と連携した環境啓発イベントの開催、不法投棄物撤去活動、海岸一斉清掃などを主導し、廃棄物の適正処理や不法投棄の防止、資源循環・環境配慮型社会の構築に尽力してきた。
また、平成30年7月豪雨災害では被災市町の支援体制づくりを主導し災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に貢献している。
- 三原市公衆衛生推進協議会（三原市）
年間15件に及ぶ小学生対象水辺・海辺教室（三原市主催）を長年に渡って受託し、専門的知識と経験を活かして子供対象の環境教育を実践してきた。
この取り組みは、平成30年7月豪雨災害で激甚な被害を受けた沼田川をはじめとする市域の環境回復状況のモニタリング調査としての側面も有し、事業成果の活用が期待されている。

【令和2年度内容】

環境保全活動等に功績のあった個人・団体を表彰する。

ウ こどもエコクラブの支援 [環境政策課]

幼児から高校生までのこどもが自主的に環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」について、地域環境に関する具体的な取組・活動が展開できるよう、市町の協力を得て、支援情報を提供しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は、45団体のこどもエコクラブのメンバー961人が活動。

エ 環境月間行事の実施 [環境政策課]

県民の環境保全についての理解・関心や積極的な環境保全活動への意欲を高めるため、6月5日の「環境の日」²及び6月の「環境月間」²を通じて、国、市町、団体等の協力のもと、各種事業を実施しています。

≪「環境の日」ひろしま大会≫

【令和元年度実績・令和2年度内容】

| 区分 | 開催日時 | 開催場所 | 参加者 |
|-------|----------------------------|-----------|------------|
| 令和元年度 | 令和元年6月9日(日) 10:00~15:30 | 広島県庁前広場ほか | 県民・団体・事業者等 |
| 令和2年度 | 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止 | | |

オ 環境と健康のポスター・標語コンクール(環境部門)の実施 [環境政策課]

子供たちに、ポスターや標語の作成を通して環境への関心と環境保全についての理解・認識を深めてもらうため、関係団体と連携しコンクールを開催しています。

【令和元年度実績】応募数：○ポスターの部 小学校10,248点, 中学校1,468点

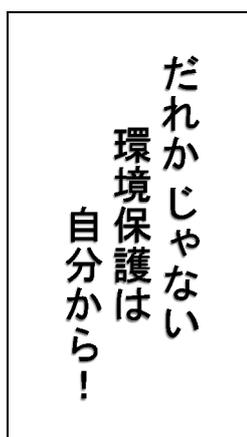
○標語の部 小学校13,469点, 中学校2,916点



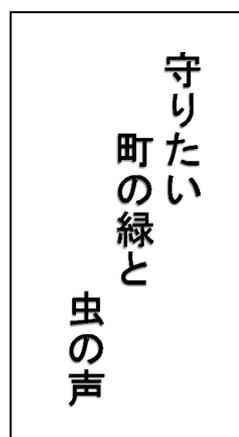
広島県知事賞
三次市 十日市中学校
3年 砂田 優衣



広島県教育委員会賞
廿日市市立佐方小学校
2年 岡田 紗奈



広島県知事賞
北広島町 芸北中学校
2年 上迫 沙椰



広島県教育委員会賞
福山市 日吉台小学校
4年 樋口 碧人

2 環境の日、環境月間：1972年6月、国連人間環境会議がスウェーデンのストックホルムで開催され、「人間環境宣言」が採択された。国連では、この会議を記念して毎年6月5日を「世界環境デー」としている。我が国では、環境基本法において6月5日を「環境の日」と定め、また6月を「環境月間」として、事業者及び国民の環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境保全に関する活動を積極的に行う意欲を高めるための各種事業を実施している。

カ 「エコひろしま」の運営 [環境保全課]

県民・事業者等による環境配慮への自主的な取組を促進するため、県環境情報サイト「エコひろしま」を通じた環境情報の発信を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】「エコひろしま」(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)を運営し、迅速で分かりやすい環境情報を発信。

2 自主的な環境活動を行う人づくり・仕組みづくり

【取組状況】

(1) リーダー人材の育成

ア 環境学習講師専門研修 [環境政策課]

児童・生徒等を対象とした環境学習会をより効果的に実施するため、環境教育の実践者や、その支援者等を受講対象とする研修会を実施しています。フィールドでのワークショップを行うなど参加者がお互いの経験から学び合い、指導技術を高め合う学びに取り組んでいます。

【令和元年度実績・令和2年度内容】学校や地域において環境教育を実践している者等を対象とし、令和元年度は全3回の研修を実施し、延べ52人が受講した。(全3回修了者は7人)

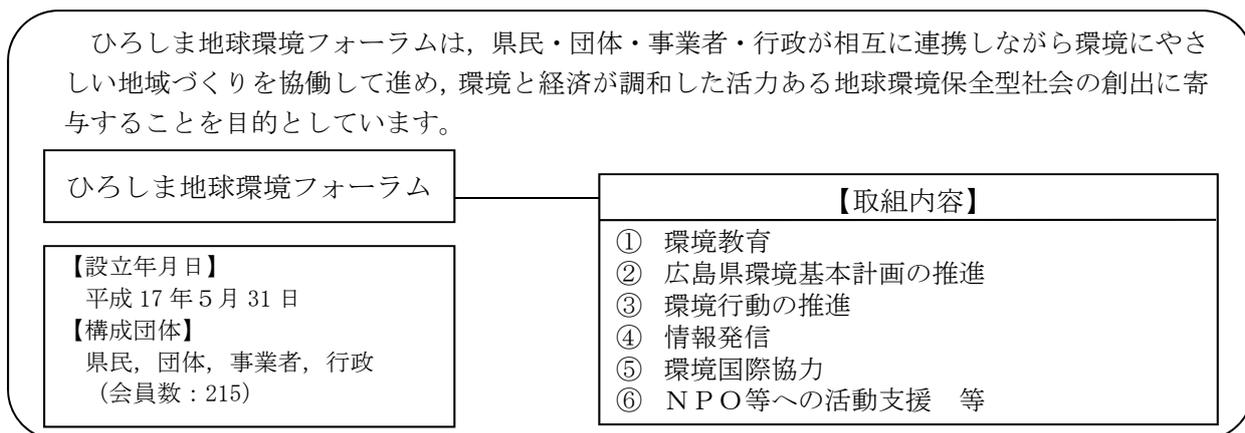
(2) 自主的な環境活動を行う仕組みづくり

ア ひろしま地球環境フォーラムの支援 [環境政策課]

県民、団体、事業者、行政の215会員(令和2年6月末)で組織する「ひろしま地球環境フォーラム」が実施する環境講演会等の環境保全事業に対して、県は事務局として支援しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】事務局として、各種事業の共同実施、情報提供等の活動を支援。

図表 5-1-2 ひろしま地球環境フォーラムの概要



イ 大学間ネットワークの活用 [環境政策課]

大学生と教員が専門的な知識及び行動力を結集し、大学の枠を越えて設立した「大学環境ネットワーク協議会(UE-net:ゆいねっと)」による地域における環境保全活動及び環境学習の取組を推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】「大学環境ネットワーク協議会(UE-net:ゆいねっと)」による環境イベント等の企画運営や環境学習教材を利用した活動を支援。

環境政策課 環境政策課 環境政策課

ウ ひろしまアダプト活動³支援事業（マイロードシステム・ラブリバー制度） [道路河川管理課]

県の管理する道路・河川において、道路や河川敷の清掃、緑化、除草などを行う団体をアダプト活動認定団体（マイロード認定団体・ラブリバー認定団体）として認定し、表示板の設置や保険への加入のほか、活動費の一部を奨励金として交付するなど、その活動を支援しています。

【令和元年度実績】マイロード認定団体は、新たに22（総計682）の団体を認定し、21,990人の参加を得て延長603.40kmの道路清掃等を実施。

ラブリバー認定団体は、新たに28（総計416）団体を認定し、15,454人の参加を得て268.85kmの河川清掃等を実施。

【令和2年度内容】アダプト活動の拡大・充実を図るため、奨励金交付事業を継続し、団体への積極的な支援を実施。

エ 河川清掃等業務委託事業 [道路河川管理課]

県が管理する河川において、県民の河川愛護意識の普及・向上を図るとともに、良好な河川環境を保持するため、清掃業務等を市町を通じて住民団体に委託し、清掃活動等を行う住民団体を支援しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】清掃活動等を実施。令和元年度は312団体で実施。

オ 河川清掃「クリーン太田川」 [道路河川管理課]

太田川流域の河川において、「クリーン太田川実行委員会」の主催により清掃を実施しており、県も河川管理者として積極的に参加し、清掃活動を行う住民団体等を支援しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】約17,000人が参加し、清掃活動を実施。

※ 関連事業：県民運動の支援（P14）、せとうち海援隊支援事業（P89）

3 アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・草刈等を中心に、公共空間をわが子のように面倒をみていく活動。

第2款 環境ビジネスの育成

【現状と課題】

環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、平成12年の41兆円から平成29年には105兆円に達しています。

本県には、臨海部を中心に鉄鋼、化学などの基礎素材型産業や、自動車を中心とする裾野の広い加工組立型産業の集積があり、これらが有する技術を生かしたエコビジネス育成のポテンシャルは高いと考えられます。

特に市場の拡大が見込まれる省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野における研究開発の促進が必要であり、それらを支える人材の育成が重要になっています。

また、リサイクル関連産業の育成は、事業者による廃棄物抑制の取組につながるため、リサイクル関連の研究開発やリサイクル製品の品質向上・販路拡大を推進する必要があります。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ※1 | 指標の 達成率 | 進捗 状況 |
|------------|--------------------|----|----------------|-------------|-------------------------|----------|------------|-------------|
| 循環型 社会課 | 技術開発補助金採択件数 | 件 | 15 | 15 | 95※2 (R2) (19件/年) | 18 | 83.3% | (※注) |
| 循環型 社会課 | びんごエコ団地分譲済み 区画数 | 区画 | 4/6 | 6/6 | 6/6 (R2) | 6/6 | 100% | 目標どお り達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 平成28年度～令和2年度の累計（19件/単年度）

(※注)「技術開発補助金採択件数」については、事業規模が大きいものが多かったため、採択件数が少なくなった。事業効果を見ながらの採択となるため、進捗状況の評価は目標年度に実施する。

1 環境・エネルギー関連産業の育成

【取組状況】

(1) 地域資源・特性に応じた支援

ア 環境浄化産業クラスター形成事業 [海外ビジネス課]

急速な経済成長により環境問題が顕在化するインドネシア・ベトナム等のアジア地域や、環境意識が高く環境浄化に対する需要が今後ますます拡大していくことが見込まれる欧州でのビジネス機会の創出などの支援を行うことで、環境浄化産業の集積、生産規模の拡大に取り組んでいます。

＜環境浄化分野の売上高＞

| 指標項目 | | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|--------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 環境浄化分野の 売上高（億円） | 実績 | 1,162 | 1,236 | 1,365 | 1,546 | 1,637 |
| | 目標 | 1,148 | 1,195 | 1,256 | 1,329 | 1,418 |

イ 中国四川省との環境保護合作事業 [環境政策課]

県が友好提携を結んでいる四川省と平成3年度に交わした「環境保護合作事業」に関する覚書に基づき、研修等を実施しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は、研修員3名を受け入れ、1か月程度の研修を実施。また、四川省での環境関連分野に係る商談会の実施などにより、現地での技術協力を実施。

※ 関連事業：廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業(P30)、びんごエコタウン推進事業(P100)、循環型社会形成推進機能強化事業(P100)、廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業(P101)、リサイクル製品使用促進事業(P101)

(2) 産業分野の人材の育成

ア 研究開発などに携わる人材の育成 [研究開発課]

【令和元年度実績】広島県畜産協会が主催する堆肥共励会の審査員として、堆肥に関する評価及び指導を実施。また、JICA排水処理技術研修を受入れ、中南米諸国からの研修員に対し畜産における排水の特性と処理について解説。

【令和2年度内容】堆肥共励会の審査員として、堆肥に関する評価及び指導を実施。

2 リサイクル産業の集積・育成

(1) リサイクル産業の集積

ア びんごエコタウン⁴推進事業 [循環型社会課]

福山市箕沖地区に整備した県内初のリサイクル企業向け「びんごエコ団地」の分譲を行い、循環型社会の拠点形成及びリサイクル産業の振興を図っています。

分譲を促進するため、土地代金の一部助成等の企業立地支援措置を講じています(びんごエコ団地企業立地支援事業)。

【令和元年度実績】1区画を分譲。

【令和2年度内容】分譲事業者に対して、立地を支援。

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進(P32)

(2) リサイクル産業の育成

ア 循環型社会形成推進機能強化事業 [循環型社会課]

廃棄物処理分野での循環型社会形成への取組を強化・加速させるため、産業廃棄物処理業界と大学による体系的な研究開発等に取り組む産学連携の推進母体に対し、研究開発活動経費及び人材育成事業費を助成しています。

【令和元年度実績】研究事業15テーマに70,742千円、人材育成事業1テーマに785千円を支援。

【令和2年度内容】研究事業12テーマ、人材育成事業1テーマに支援。

4 びんごエコタウン(構想)：平成12年3月に備後22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてのエコタウンプランとして承認された。

イ 廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業 [循環型社会課]

事業者の実施する廃棄物のリサイクル等に関する研究開発を支援し、その成果を事業化することにより、資源循環・廃棄物の削減を積極的に推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度は、1事業に20,000千円を支援。令和2年度からは、補助額の下限を引き下げ、活用を促進しています。(補助額下限10,000千円→5,000千円)

図表 5-2-1 助成条件

| 項目 | 内容 |
|------|---|
| 対象分野 | 廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクル |
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内に本社【又は排出事業所】を置く中小企業者【企業者】 ・構成員の1/2以上が県内に本社【又は排出事業所】を置く中小企業者【企業者】である2者以上の共同研究グループ ・県内に主たる事務所を置く組合等 ※【 】はテーマ型研究の対象者 ※テーマ型研究の対象廃棄物は、指定の廃棄物に限る。 |
| 対象経費 | 即効性が高いと見込まれる研究開発 |
| 補助率 | 2/3以内 |
| 補助額 | 5,000千円以上20,000千円以内/件 |

※テーマ型研究については、最長で3年間の事業実施を認める

ウ リサイクル製品使用促進事業 [循環型社会課]

県内産リサイクル製品の使用促進を図るため、「生活環境保全条例」に基づき、要件・基準に適合した県内産リサイクル製品の登録を行っています。登録製品は県の事務・事業で率先使用するとともに、県ホームページ等で製品情報を積極的に提供しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】令和元年度末時点で438の登録を実施。

図表 5-2-2 令和元年度 県の事業・事務における登録リサイクル製品の使用実績

| 種別 | 品目名 | 使用量 | 単位 |
|---------------|-------------------------------------|---------|----------------|
| 第一種 | 改良土 | 9,526 | m ³ |
| | 再生土 | 4,904 | m ³ |
| | 工事立て看板枠 | 100 | 基 |
| | 鉄鋼スラグ(高炉スラグ細骨材) | 1,042 | m ³ |
| | 鉄鋼スラグ(高炉水砕スラグ) | 493 | m ³ |
| | 再生アスファルト安定処理混合物 | 66 | t |
| | 再生アスファルト安定処理混合物(最大粒径20mm) | 1,098 | t |
| | 再生アスファルト安定処理混合物(最大粒径20mm 突き固め回数50回) | 129 | t |
| | 再生密粒度改質II型アスファルト混合物(A) | 61 | t |
| | 再生加熱アスファルト合材 | 42 | t |
| 再生加熱アスファルト混合物 | 299 | t | |
| 第二種 | 再生砕石 | 85,938 | m ³ |
| | 再生粒度調整砕石 | 5,648 | m ³ |
| | 再生砂 | 1,692 | m ³ |
| | 法面緑化用吹付材 | 187,128 | kℓ |
| | 再生加熱アスファルト混合物 | 28,130 | t |

資料：県循環型社会課

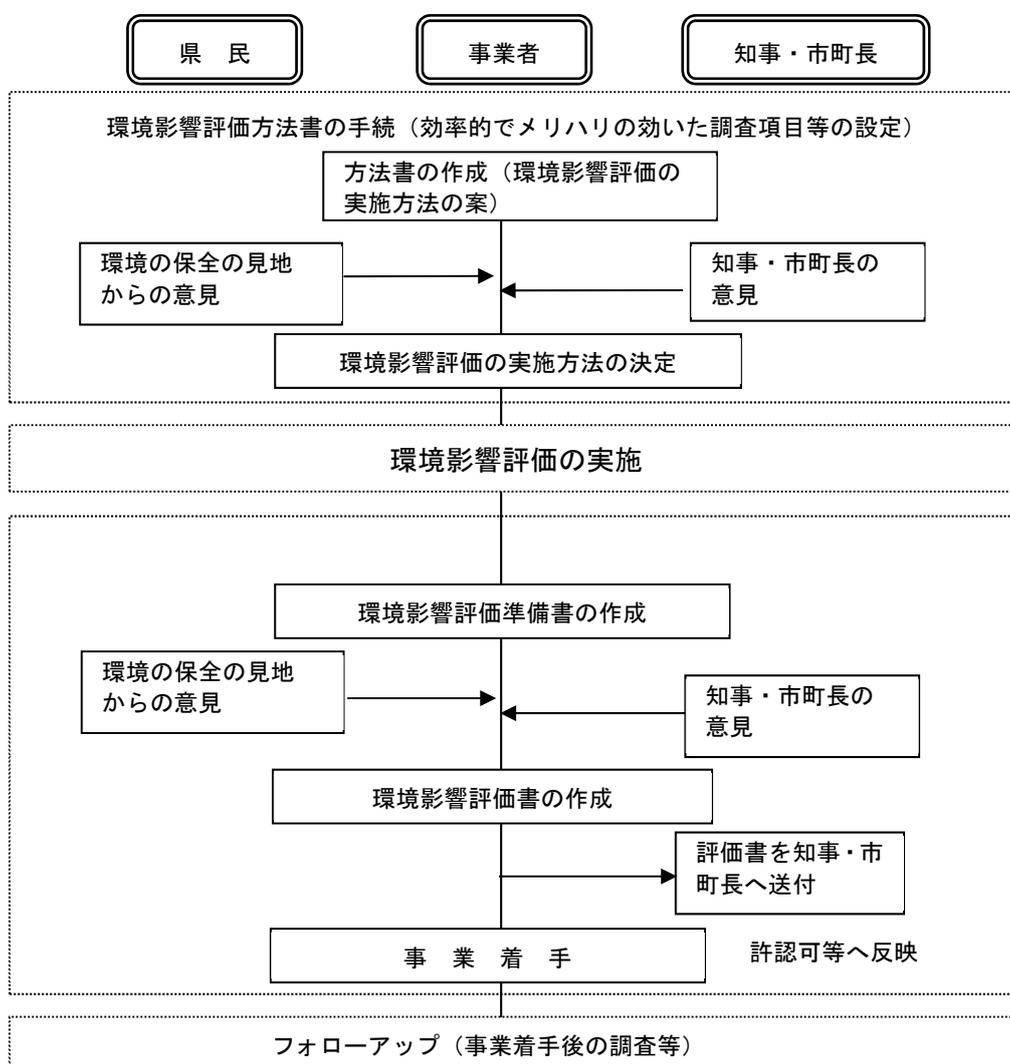
第3款 環境配慮の仕組みづくり

1 アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進

【現状と課題】

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業実施前に、その環境影響について予測及び評価を行い、結果を公表し、住民の意見を聴くなどして十分な環境保全対策を講じる必要があります。「環境影響評価法」や「環境影響評価に関する条例」では、一定規模以上の事業について、環境影響評価書等の作成・公告縦覧や住民等の意見聴取等の手続について規定しています。

図表 5-3-1 環境影響評価に関する条例の手続の流れ



資料：県環境保全課

なお、「環境影響評価法」については、法施行後10年を経過したことから、これまでの施行状況を踏まえた見直しが行われ、事業の計画段階における配慮事項の検討（配慮書）や、方法書段階での説明会の義務化などが規定されています。（平成25年4月1日施行）

5 環境影響評価：大規模な開発等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を立案したりする手続のこと。

【取組状況】

(1) 法や条例に基づく適切なアセスメント手続の実施

ア 環境影響評価法・条例に基づく手続 [環境保全課]

「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づき、一定規模以上の事業について、適切な環境影響評価が実施されるよう審査、指導しています。

また、手続終了事業については、「環境影響評価に関する条例」及び「環境影響評価に係る事後指導実施要領」に基づき、事後調査の実施状況を調査しています。

【令和元年度実績】 北広島町及び安芸太田町が関係地域として計画されている風力発電所の設置について法に基づく方法書手続を実施。北広島町及び安芸太田町が関係地域として計画されている風力発電所の設置について法に基づく配慮書手続を実施。福山市において計画されている廃棄物処理施設の設置について条例に基づく準備書手続を実施。手続終了後の事業に対する事後調査については、3件について報告を求め、実施状況の確認等を実施。

環境影響評価制度の対象とならない都市計画区域での開発行為、公有水面の埋立等に対して、知事の許認可に際し、環境の保全状況について審査。

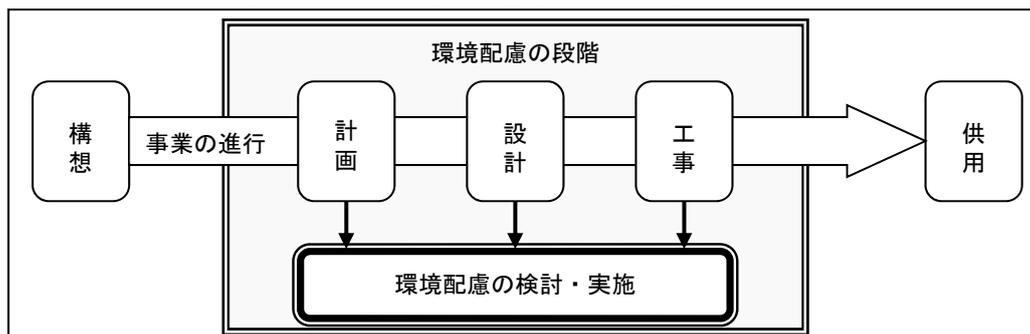
【令和2年度内容】 引き続き、環境影響評価対象事業に対して、適切な環境影響評価が実施されるよう審査・指導するとともに、手続終了後の事後調査や環境への影響に関する審査を実施。

(2) 公共事業における環境配慮の推進

ア 公共事業における環境配慮の推進 [環境保全課]

県の公共事業における環境配慮を推進するため、「県環境配慮推進要綱」に基づき、事業の計画段階から工事段階に至る、環境配慮の推進に努めています。《県公共事業における環境配慮の状況は、「広島県環境データ集」参照》

図表 5-3-2 県公共事業における環境配慮の流れ



資料：県環境保全課

【令和元年度実績・令和2年度内容】 計画・設計工事段階で環境配慮チェック表を作成（令和元年度実績：大・中規模事業 19 件）。

2 県民・事業者による環境負荷の低減

【現状と課題】

環境負荷の低減に向け、企業等の自主的な取組が求められています。そのため、中小企業向け環境マネジメントシステム⁶であるエコアクション21⁷等や、ISO14001⁸の取得促進を図っています。

図表 5-3-3 県内中小企業向け環境マネジメントシステム（エコアクション21）取得事業所数

| 年 度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|----------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新 規 取 得 数 業 所 | 19 | 10 | 17 | 9 | 10 | 4 | 8 | 6 |
| 認 証 登 録 事 業 所 数 (年 度 末 現 在) | 176 | 166 | 160 | 156 | 150 | 150 | 150 | 152 |

資料：県環境政策課

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安 ※1 | 指標の 達成率 | 進捗 状況 |
|-------|-----------------------------|----|----------------|-------------|---------------|----------|------------|------------|
| 環境政策課 | 環境マネジメントシステム等セミナー終了事業所数（累計） | 団体 | 33 | 225 | 200 (R2) | 172 | 130.8% | 目標以上 達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 環境にやさしい事業活動の普及促進

ア エコアクション21等取得の促進（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

県内の事業者等を対象に中小企業向け環境マネジメントシステムの導入を促進するためのセミナーを開催しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】普及啓発セミナーを開催。

<セミナーの開催による普及啓発>

| 指標項目 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| セミナー終了事業所数（累計） | 33 | 52 | 102 | 159 | 189 | 225 |

6 環境マネジメントシステム：企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するためのシステム。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め(Plan)、②これを実行、記録し(Do)、③その実行状況を点検して(Check)、④方針等を見直す(Act)一連の手続き。

7 エコアクション21：ISO規格をベースに環境省が策定した、システム構築や維持費用が安価な、中小企業にも取り組み易い環境マネジメントシステム。

8 ISO14001：「国際標準化機構」(International Organization for Standardization)が正式名称。1996年に発行されたISO14001は、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善が継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格。

イ 融資制度等による支援

(ア) 中小企業高度化資金貸付制度 [経営革新課]

中小企業が協同組合等を組織して、共同で公害防止施設を設置する場合、貸付条件を優遇しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】貸付条件は次のとおり（令和元年度は実績なし。）。

図表 5-3-4 貸付条件（令和2年4月1日）

| 区 分 | 一般の高度化事業 | 共同公害防止事業 |
|-------|-------------------|----------|
| 貸付限度額 | 貸付対象施設の設置資金の80%以内 | |
| 貸付利率 | 年0.35% | 無利子 |
| 償還期間 | 20年以内（うち据置期間3年以内） | |

資料：県経営革新課

(イ) 農業近代化資金制度 [就農支援課]

農業生産等に伴う環境負荷の低減を図るため、家畜ふん尿処理施設や堆肥舎等を設置する場合、資金の融資を行っています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】融資条件は次のとおり。

図表 5-3-5 融資条件（令和2年6月18日）

| | |
|-------|---|
| 貸付限度額 | 個人：1,800万円，法人2億円，農協等15億円 [認定農業者の特例の場合] 個人：1,800万円，法人3,600万円 |
| 貸付利率 | 年0.20% [認定農業者の特例の場合] 年0.16%～0.20%（償還期間15年以内） |
| 償還期間 | 15年以内（うち据置期間3年以内） [認定農業者の特例の場合] 15年以内（うち据置期間7年以内） |

資料：県就農支援課

(2) 環境に配慮した物品等の購入

ア 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

県産材の消費拡大を図るため、県産材を使用した木造建築物を建築する場合に、その金額の一部を助成しています。

【令和元年度実績】1,902棟の建築物に対し、総額92,704千円（平均4.8万円/棟）を助成。

【令和2年度内容】使用した県産材の材積に応じて1m³あたり4.5千円を助成。

3 県自らの率先行動

【現状と課題】

県は、環境の保全に関する各種施策を推進する行政主体であると同時に、県内の社会経済活動における一事業者、一消費者としても大きな位置を占めています。

こうした立場から、「県地球温暖化対策実行計画」(H29～R2)、「県自動車使用合理化計画」及び「県グリーン購入方針」により、省エネルギー・省資源行動へ取り組み、環境への負荷の軽減を図るよう努めています。

令和元年度の県の事務事業で排出される温室効果ガスは、基準年度から8年間で13.8%の削減となり、年平均1%以上の削減目標を達成しました。また、令和元年度のグリーン購入の調達実績は、3分野で95%以上の調達割合となっています。環境物品の購入が更なる環境物品の普及を促進していく好循環を作るために、グリーン購入の着実な取組を更に進めていく必要があります。

調査・研究分野では、産業技術や保健・環境に関する総合的な試験研究に取り組むとともに、研究成果の技術移転を推進する目的で設立した総合技術研究所や、県立広島大学において、多様な環境問題についての研究を行っています。

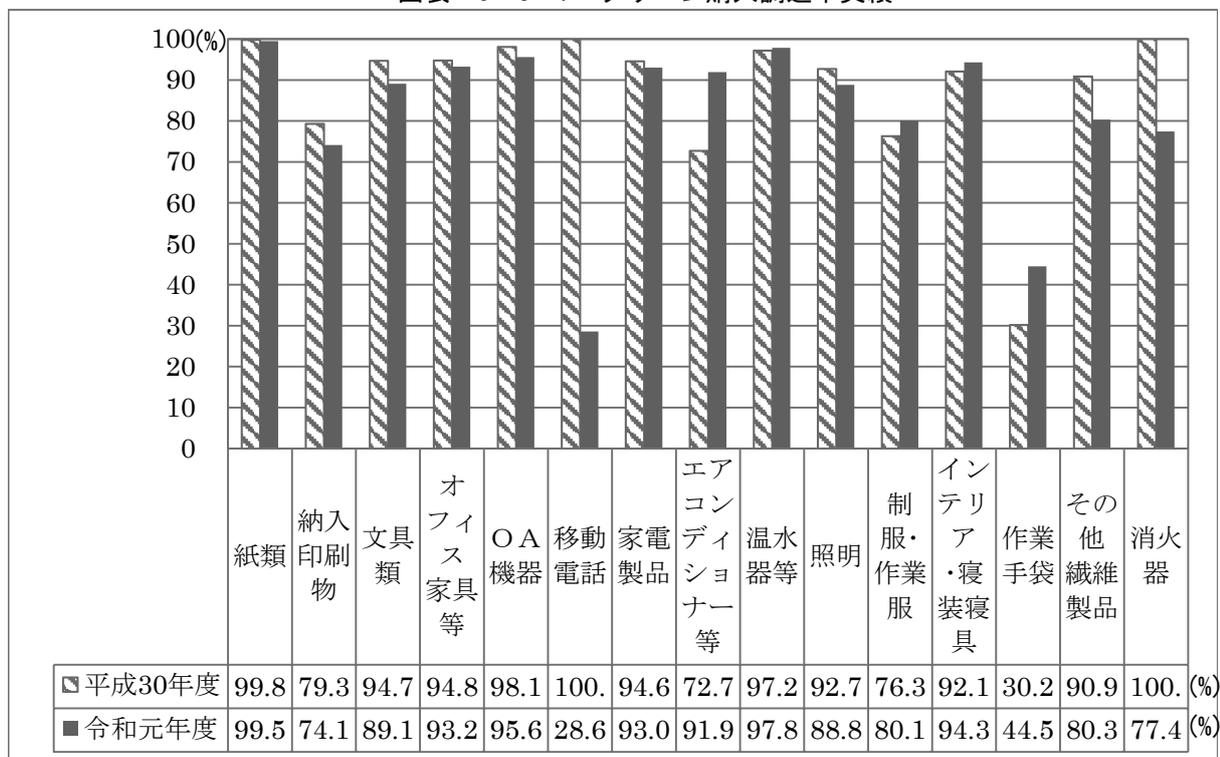
今後も、複雑化・多様化する環境問題に適切に対応した調査・研究を推進する必要があります。

図表 5-3-6 県地球温暖化対策実行計画

| 項目 | 単位 | 基準年度 (平成23年度) | 令和元年度(速報値) | | 【参考】 目標 (R2) |
|-----------|-------------------|------------------|------------|-------|--------------------|
| | | | | 基準年度比 | |
| 温室効果ガス排出量 | t-CO ₂ | 42,433 | 36,578 | 86.2% | 温室効果ガス排出量 |

資料：県環境政策課

図表 5-3-7 グリーン購入調達率実績



資料：県環境政策課

9 県グリーン購入方針：環境への負荷の少ない物品等（環境物品等）の購入に向けた本県の方針。国や地方公共団体が率先して環境物品等の購入を進めることにより、環境物品等の需要が増え、企業は環境物品等の開発・生産を積極的に行い、より多様な環境物品等をより低価格で入手することが可能となるなど需要面からの取組を促進し、環境への負荷の少ない社会を構築していくため、策定している。

(参考：県ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-b5-green-index-h23.html>)

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

| 担当課 | 指標項目（内容） | 単位 | 基準年度値 (H26) | 現状値 (R1) | 目標値 (目標年度) | 目安※1 | 指標の 達成率 | 進捗 状況 |
|-------|-----------------|----|----------------|-------------|---------------|------|------------|----------|
| 環境政策課 | 県のグリーン購入調 達率 | % | 91.4 | 88.3 | 100 (R2) | 98.6 | 89.6% | 未達成 |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

| 指標項目（内容） | 目標と実績の乖離要因 | 今後の対応方針 |
|-----------------|--|--|
| 県のグリーン購入調 達率 | 要件満たすがコストが高い又は要件を満たさない 等の理由により、環境物品の購入数が減少した。 | 職員に対し、なるべく要件に沿っている 環境物品の購入を行うよう周知を行う。 |

【取組状況】

(1) 温室効果ガス削減行動

ア 県地球温暖化対策実行計画の推進 [環境政策課]

地球温暖化対策推進法第21条の規定に基づき策定した実行計画の趣旨を踏まえ、県の事務及び事業から排出される温室効果ガスの抑制や省資源・省エネルギーなどの環境に配慮した取組を推進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 庁舎の電気使用量、公用車の燃費等を重点取組とした省エネ対策の推進による温室効果ガスの削減行動を推進。

イ 太田川流域下水道事業 [流域下水道課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、東部浄化センターにおいて下水の処理工程で発生する消化ガスを利用した発電設備を設置しています。

令和元年度より、民設民営による消化ガス発電事業へ移行しました。(平成30年度をもって事業終了)

ウ 工業用水道事業・水道用水供給事業 [企業総務課]

二酸化炭素排出削減のために、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を設置しています。

【令和元年度実績】 沼田川工業用水道事業惣定配水池に設置(平成14年度)した太陽光発電設備により、1,750kWhを発電し、約1.2トンの二酸化炭素排出量を削減。また、沼田川水道用水供給事業宮浦浄水場に設置(平成20年度)したマイクロ水力発電設備により、298,079kWhを発電し、約199.5トンの二酸化炭素排出量を削減。

【令和2年度内容】 沼田川工業用水道事業本郷浄水場に新規設置(令和元年度)したマイクロ水力発電設備と併せて、引き続き、太陽光発電設備及びマイクロ水力発電設備を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

エ 芦田川流域下水道事業 [流域下水道課]

下水道の未利用エネルギーの有効活用を促進するため、芦田川浄化センターにおいて、下水の処理工程で発生する汚泥を石炭等代替燃料として利用可能とする汚泥固形燃料化施設を設置しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】 平成29年1月供用開始。汚泥固形燃料化施設により、平成31年度は24,480トンの固形燃料化物を製造し、約7,760トンの二酸化炭素排出量を削減。引き続き、汚泥固形燃料化施設を運転し、二酸化炭素排出量を削減。

(2) 環境配慮率先行動

ア グリーン購入の推進 [環境政策課]

「県グリーン購入方針」に基づき、物品等の購入に当たって、価格や品質、利便性といった従来の基準だけでなく、環境負荷の低減を判断基準とすることとし、県が率先してグリーン購入を進めることにより、県民・事業者等に対するグリーン購入の普及促進や環境物品等への需要の転換を促進しています。

【令和元年度実績・令和2年度内容】文具類，紙類など22分野275品目について調達具体的な判断基準を定めるとともに、16分野に調達目標を設定し、環境物品の優先的な購入を推進。

※ 関連事業：リサイクル製品使用促進事業（P101）

イ 農業農村整備事業 [農業基盤課]

市町毎に田園環境整備マスタープランを作成し、これを踏まえた事業計画の策定や、「県農村環境情報協議会」での意見交換・情報収集を行い、環境との調和に配慮した農村空間整備を行っています。

【令和元年度実績】農業農村整備事業計画地区において「県農村環境情報協議会」での意見交換を踏まえ、環境配慮工法等を検討。

【令和2年度内容】引き続き、県農村環境情報協議会での意見交換を踏まえながら、県環境配慮推進要綱に基づき環境との調和を図った整備を推進。

(3) 県による調査・研究の推進

ア 県立広島大学における研究 [大学教育振興担当]

庄原キャンパス（生物資源科学部）において、行政、企業及び公設の試験研究機関など様々な機関と連携して、環境に関する研究に取り組みます。

【令和元年度実績・令和2年度内容】地域や企業のニーズに対応した環境に関する研究等を実施。
（令和元年度の主な研究実績）

| 項目 | 研究内容等 |
|---------|---|
| 代替エネルギー | 化石燃料に代わる次世代エネルギーとして期待される水素を太陽光と水から高効率で生成するための研究 |
| 水質改善 | 農業用ため池の水質や底泥汚濁成分の季節的变化について分析し、最適な水質浄化手法を構築するための研究 |

イ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内事業者等や事業局から要請された技術課題に対応し、既存製品の改良・新商品開発・生産性向上を支援し、県経済の持続的発展と県民の検討と快適な生活環境の確保に貢献します。

【令和元年度実績・令和2年度内容】保健環境・工業・農林水産業分野を有する総合力やこれまでの技術蓄積等の強みを発揮し、ニーズを起点とした課題解決・研究開発を推進。海の生態系に悪影響を与えない養殖資機材の適用検討や、産学両者の連携・共同による循環型社会への転換に向けた研究開発事業などを実施。

(4) 研究成果の利用促進

ア 調査・研究等の成果の公表 [研究開発課]

【令和元年度実績・令和2年度内容】企業との共同研究や技術支援等により、総合技術研究所の保有する特許技術を実装した製品や技術支援の成果による製品の商品化や販売開始の発表。令和2年度以降においても、企業等の製品化の発表に合わせて広報等を実施。

| | 項目 | 内容 | 担当センター |
|----------|----------------|---------------------------------|------------------------------------|
| 低炭素社会の構築 | LED照明技術に係る共同研究 | LED照明技術を活用した中小企業等の応用製品の開発支援を実施。 | 東部工業技術センター 畜産技術センター 農業技術センター |

付1 第4次環境基本計画における指標及びその進捗状況

(総合計)

| | | | | |
|------|-------|------|-----|-----|
| 目標以上 | 目標どおり | 概ね達成 | 未達成 | その他 |
| 9 | 30 | 12 | 11 | 5 |

第1節 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」

(第1節の計)

| | | | | |
|------|-------|------|-----|-----|
| 目標以上 | 目標どおり | 概ね達成 | 未達成 | その他 |
| 2 | 0 | 4 | 5 | 2 |

第1款 省エネルギー対策の推進

※(注)はその他とし、「廃棄物発電導入量」は1カウントとする。

| 項目 | 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値(R1) | 目標値 | 目標年度 | 基準年度値(H26) | 目安※1 | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|---------------|-------|------------------|--------------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|------|-------------|----------|--------|--------|
| 産業・民生(業務)部門対策 | 環境・施策 | 二酸化炭素排出量(産業) | — | — | — | — | — | — | — | | — | — | — | — |
| | | 二酸化炭素排出量(民生(業務)) | 万t-CO ₂ | 365 | 366 | — | — | — | — | 271 | | 467(H19) | 331 | 90.4% |
| 運輸部門対策 | 環境 | 業務用太陽光発電導入量 | kl(原油換算) | 72,316 | 88,884 | 98,562 | 111,964 | — | 19,200 | | 393(H20) | 16,066 | 696.9% | 目標以上達成 |
| | | 二酸化炭素排出量(運輸) | 万t-CO ₂ | 597 | 583 | — | — | — | 531 | | 698(H19) | 582 | 99.8% | 未達成※2 |
| 民生(家庭)部門対策 | 施策 | 次世代自動車導入台数※3 | 万台 | 11.9 | 13.9 | 15.9 | 17.8 | — | 41.2 | R2 | 0.5(H24) | 31.0 | 57.4% | 未達成 |
| | | 二酸化炭素排出量(民生(家庭)) | 万t-CO ₂ | 501 | 517 | — | — | — | 291 | | 502(H19) | 356 | 68.9% | 未達成 |
| | | 住宅用太陽光発電導入量 | kl(原油換算) | 29,462 | 32,657 | 34,818 | 36,879 | — | 44,800 | | 6,795(H20) | 38,466 | 95.9% | 概ね達成 |
| 廃棄物部門対策 | 施策 | 長期優良住宅の認定数 | 件 | 1,831 | 1,838 | 1,799 | 1,863 | 1,978 | 2,250 | | 1,766 | 2,169 | 91.2% | 概ね達成 |
| | | 二酸化炭素排出量(廃棄物) | 万t-CO ₂ | 47 | 47 | — | — | — | 45 | | 50(H19) | 47 | 99.5% | 未達成※2 |
| | | 廃棄物発電導入量 | kl(原油換算) | 25,043 | 25,137 | 25,232 | 26,080 | — | 61,300 | | 22,451(H20) | 54,825 | 47.6% | (注)※4 |
| | 施策 | 廃棄物熱利用導入量 | — | — | — | — | — | — | 110,300 | | — | — | — | — |

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 次期広島県地球温暖化防止地域計画の策定に当たり、現行計画の達成状況の評価したところ、現行の水準では令和2年度の目標を下回る見込みであることから、未達成としている。

※3 平成27年度の低公害車の対象範囲の変更に伴い、データの把握できる次世代自動車導入台数に指標を変更

※4 「廃棄物発電導入量」については、施設の建設・稼働に長い期間を要するため、現状値では達成率は「未達成」であるが、進捗状況の評価は目標年度に実施する。

第2款 再生可能エネルギーの導入促進

| 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値(R1) | 目標値 | 目標年度 | 基準年度値(H20) | 目安 | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|-------|------------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|------------|--------|--------|-------------------|
| 施策 | 太陽光発電導入量 | | 101,778 | 121,541 | 133,380 | 148,842 | — | 64,000 | | 7,188 | 54,531 | 272.9% | 目標以上達成 |
| 施策 | 太陽熱利用システム導入量 | | 44,108 | — | — | — | — | 50,700 | | 42,127 | 47,128 | 93.6% | 概ね達成 |
| 施策 | バイオマス発電導入量 | kl (原油換算) | 70,944 | 70,944 | 63,389 | 63,620 | — | 97,000 | R2 | 66,459 | 91,910 | 69.2% | (注) ^{※1} |
| 施策 | バイオマス熱利用導入量 | | — | — | — | — | — | 385,500 | | — | — | — | — |
| 施策 | 廃棄物発電導入量 ^{※2} | | 25,043 | 25,137 | 25,232 | 26,080 | — | 61,300 | | 22,451 | 54,825 | 47.6% | (注) ^{※2} |
| 施策 | 廃棄物熱利用導入量 | | — | — | — | — | — | 110,300 | | — | — | — | — |

※1 「バイオマス発電導入量」については、施設の建設・稼働に長い期間を要するため、現状値では達成率は「未達成」であるが、進捗状況の評価は目標年度に実施する。

※2 廃棄物発電導入量は第1節第1款と同じ項目

第3款 森林吸収源対策の推進

| 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値(R1) | 目標値 | 目標年度 | 基準年度値(H26) | 目安 | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|-------|--------------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|-----|------|------------|-----|--------|------|
| 施策 | 森林吸収源の算定対象となるFM林面積 | 千 ha | 216 | 217 | 218 | 218 | 220 | 224 | R2 | 215 | 223 | 98.7% | 概ね達成 |

第2節 広島更なる3Rを進める「循環型社会の実現」

第1款 資源循環を基本とした社会づくり

(第2節の計)

| 目標以上 | 目標どおり | 概ね達成 | 未達成 | その他 |
|------|-------|------|-----|-----|
| 0 | 4 | 0 | 4 | 1 |

| 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値(H30) | 目標値 | 目標年度 | 基準年度値(H25) | 目安 | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|-------|---------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------------------|----------|-------|------|------------|-------|--------|-------------------|
| 環境・施策 | 一般廃棄物排出量 | 万 t | 91.8 | 92.0 | 90.6 | 90.6 | 90.8 | 87.4 以下 | 88.8 | | 92.2 | 88.8 | 97.8% | 未達成 ^{※1} |
| 環境・施策 | 1人当たり一般廃棄物排出量 | g | 876 | 878 | 866 | 871 | 876 | 858 以下 | 864 | | 879 | 864 | 98.6% | 未達成 ^{※1} |
| 環境・施策 | 一般廃棄物再生利用率 | % | 19.8 | 19.6 | 19.8 | 19.6 | 19.3 | 19.0 以上 | 19.3 | | 19.9 | 19.3 | 100.0% | (注) ^{※2} |
| 環境・施策 | 一般廃棄物最終処分量 | 万 t | 10.6 | 11.4 | 10.8 | 11.1 | 11.8 | 10.3 以下 | 10.8 | R2 | 12.0 | 10.8 | 91.5% | 未達成 ^{※1} |
| 環境・施策 | 産業廃棄物排出量 | | 1,435 | 1,439 | 1,444 | 1,456 | 1,465 ³ | 1,480 以下 | 1,476 | | 1,465 | 1,476 | 100.8% | 目標どおり達成 |
| 環境・施策 | 産業廃棄物再生利用率 | % | 80.8 | 78.6 | 78.1 | 77.5 | 74.9 | 73.1 以上 | 73.0 | | 72.6 | 73.0 | 102.8% | 目標どおり達成 |
| 環境・施策 | 産業廃棄物最終処分率 | | 2.4 | 2.4 | 2.4 | 2.5 | 2.3 | 2.4 以下 | 2.4 | | 2.5 | 2.4 | 104.3% | 目標どおり達成 |

※1 次期広島県廃棄物処理計画の策定に当たり、現行計画の達成状況を評価したところ、現行の水準では令和2年度の目標を下回る見込みであることから、未達成としている。

※2 「一般廃棄物再生利用率」については、平成30年度時点では目標値を達成しているものの、令和2年度では、福山リサイクル発電からの撤退市町の影響もあり、「未達成」の見込みである。

3 「令和元年度広島県産業廃棄物処理実態調査(平成30年度実施)」の結果を基に算定した数値。

第2款 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり

| 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値 (R1) | 目標値 | 目標 年度 | 基準年度値 (H26) | 目安 | 指標の 達成率 | 進捗状況 |
|-------|-----------------------------|----|------|------|------|-----|-------------|----------|----------|----------------|------|------------|---------|
| 環境 | 産業廃棄物の不法投棄件数 (投棄量 10t以上) | 件 | 3 | 2 | 2 | 1 | 5 | 毎年度 5 以下 | R2 | 5.6※1 | 5 | 100% | 目標どおり達成 |
| | | | 12.2 | 12.6 | 10.9 | 8.4 | — | 10 以上 | | 10.6 (H24) | 10.2 | 82.4% | 未達成 |
| 施策 | 産業廃棄物の最終処分場の 残余年数 | 年 | | | | | | | | | | | |

※1 H17～H26 の平均値

第3節 広島の良いな「地域環境の保全」

(第3節の計)

| 目標以上 | 目標どおり | 概ね達成 | 未達成 | その他 |
|------|-------|------|-----|-----|
| 4 | 19 | 4 | 0 | 0 |

※「次世代自動車導入台数」は第1節でカウントする

第1款 良いな大気環境の確保

| 項目 | 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値 (R1) | 目標値 | 目標 年度 | 基準年度値 (H26) | 目安 | 指標の 達成率 | 進捗状況 |
|-----------------|-------|----------------------------|-----|------|------|------|------|-------------|------------------------|----------|----------------|------|------------|---------|
| 大気質の保全 | 環境 | 環境基準達成率: 二酸化窒素 | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | 100 | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| | 環境 | 環境基準達成率: 浮遊粒子状物質 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| | 環境 | 環境基準達成率: ベンゼン | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| | 環境 | 環境基準達成率: ジクロロメタン | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | 100 | 100% | 目標どおり達成 | |
| 施策 | | 次世代自動車導入台数※1 | 万台 | 11.9 | 13.9 | 15.9 | 17.8 | — | 41.2 | R2 | 0.5 (H24) | 31.0 | 57.4% | 未達成※1 |
| 騒音・振動、 悪臭の防止 | 環境 | 環境基準達成率: 一般地域における騒音 | | 94.5 | 91.4 | 90.4 | 89.6 | 91.9 | 環境基準の 達成率の 向上を図る | | 90.0 | 90.0 | 102.1% | 目標どおり達成 |
| | 環境 | 環境基準達成率: 道路に面する地域における騒音 | | 77.1 | 71.5 | 78.9 | 84.6 | 84.6 | | | 80.8 | 80.8 | 104.7% | 目標どおり達成 |
| | 環境 | 環境基準達成率: 航空機騒音 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| | 環境 | 環境基準達成率: 新幹線鉄道騒音 | | 54.5 | 54.5 | 54.5 | 54.5 | 50.0 | 環境基準の 達成率の 向上を図る | | 54.5 | 54.5 | 91.7% | 概ね達成 |

※1 次世代自動車導入台数は第1節第1款と同じ項目

第2款 健全な水環境の保全・管理

| 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値 (R1) | 目標値 | 目標 年度 | 基準年度値 (H26) | 目安 | 指標の 達成率 | 進捗状況 |
|-------|-----------------------------|-----|------|------|------|------|-------------|------------------------|----------|----------------|------|------------|---------|
| 環境 | 環境基準達成率:河川BOD | % | 97.6 | 96.3 | 95.1 | 93.9 | 92.7 | 環境基準の 達成率の 向上を図る | R2 | 95.1 | 95.1 | 97.5% | 概ね達成 |
| 環境 | 環境基準達成率:海域COD | | 42.9 | 42.9 | 28.6 | 28.6 | 42.9 | | | 28.6 | 28.6 | 150% | 目標以上達成 |
| 環境 | 環境基準達成率:海域全窒素 | | 88.9 | 88.9 | 88.9 | 88.9 | 88.9 | | | 88.9 | 88.9 | 100% | 目標どおり達成 |
| 環境 | 環境基準達成率:海域全りん | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | | 100 | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| 環境 | 環境基準達成率:地下水 | | 89.1 | 82.2 | 89.4 | 89.8 | 81.6 | 環境基準の 達成率の 向上を図る | | 84.8 | 84.8 | 96.2% | 概ね達成 |
| 施策 | COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): 生活系COD | t/日 | 18 | 17 | 17 | 16 | — | 16 | | 18 (H25) | 16.3 | 101.9% | 目標どおり達成 |
| 施策 | COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): 産業系COD | | 21 | 20 | 20 | 19 | — | 23 | | 21 (H25) | 22.7 | 119.5% | 目標どおり達成 |
| 施策 | COD汚濁負荷量(瀬戸内海水域): その他COD | | 6 | 6 | 6 | 6 | — | 6 | | 6 (H25) | 6 | 100% | 目標どおり達成 |
| 施策 | 汚水処理人口普及率 | % | 86.6 | 87.1 | 87.9 | 88.4 | 88.8 | 92.8 | R8 | 85.9 | 88.8 | 100% | 目標どおり達成 |

第3款 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

| 項目 | 指標の 区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値 (R1) | 目標値 | 目標 年度 | 基準年度値 (H26) | 目安 | 指標の 達成率 | 進捗状況 |
|---|-----------|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------------------|----------|----------------|-------|------------|---------|
| 化学物質の 排出抑制の 推進の潜在 リスクの把握 及び | 環境 | ダイオキシン類環境基準達成率: 大気 | % | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | 100 | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| | 環境 | ダイオキシン類環境基準達成率: 公共用水域 | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| | 環境 | ダイオキシン類環境基準達成率: 土壌 | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| | 施策 | 事業者によるダイオキシン自主 測定の実施率 | | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | | 100 | 100% | 目標どおり達成 |
| | 環境 | 化学物質の排出削減率: 環境への届出排出量:大気 | t/年 | 6,376 | 6,335 | 6,618 | 6,102 | — | — | R2 | 5,999 (H25) | 5,999 | 98.3% | 概ね達成 |
| | 環境 | 化学物質の排出削減率: 環境への届出排出量:公共用水域 | 201 | 189 | 201 | 217 | — | — | 排出量の 削減を 図る | | 286 (H25) | 286 | 131.8% | 目標以上達成 |
| | 環境 | 化学物質の排出削減率: 環境への届出排出量:埋立処分 | 2,938 | 2,450 | 2,733 | 2,324 | — | — | | | 3,435 (H25) | 3,435 | 147.8% | 目標以上達成 |

第4款 地域環境の維持・向上

| 項目 | 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値(R1) | 目標値 | 目標年度 | 基準年度値(H26) | 目安 | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|------------|-------|--------------|-------------------|------|------|------|------|---------|-----------|------|------------|------|---------|---------|
| 環境汚染への対応 | 施策 | 水質事故発生件数 | 件 | 171 | 146 | 152 | 153 | 147 | 現状より減少させる | R2 | 171 | 171 | 116.3% | 目標とおり達成 |
| | | | | 818 | 818 | 818 | 818 | 818 | 現状を維持 | | 818 | 100% | 目標とおり達成 | |
| 身近な環境保全等緑地 | 施策 | 1人当たり都市公園等面積 | m ² /人 | 11.4 | 11.5 | 11.5 | 11.5 | — | 設定なし | — | 11.3(H25) | — | — | — |
| | | | | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 増加を図る | | 5 | 120% | 目標以上達成 | |
| 優れた景観の創造 | 施策 | 景観計画策定市町数 | 市町 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | | R2 | 5 | 5 | 120% | 目標以上達成 |

第4節 広島の豊かな「生物多様性の保全」

(第4節の計)

| 目標以上 | 目標どおり | 概ね達成 | 未達成 | その他 |
|------|-------|------|-----|-----|
| 0 | 5 | 4 | 0 | 1 |

第1款 生態系の健全な維持管理

| 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値(R1) | 目標値 | 目標年度 | 基準年度値(H28) | 目安 | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|-------|---------------------|-----|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------------|--------------------|------|------------|--------|--------|-------------------|
| 環境 | 鳥獣保護区面積 | ha | 59,507 | 58,506 | 58,506 | 58,506 | 57,351 | 57,343 | R4 | 58,506 | 57,925 | 99.0% | 概ね達成 |
| 環境 | レッドデータブックひろしま掲載数 | 種 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 設定なし | — | — | — | — | — |
| 施策 | 生物多様性に関する講習会等への参加人数 | 人/年 | 5,988 | 5,288 | 5,239 | 5,405 | 6,296 | 設定なし | — | — | — | — | — |
| 環境 | ツキノワグマ年間除去頭数 | | 48 ^{※1} | 267 ^{※1} | 105 ^{※1} | 171 ^{※1} | 193 ^{※1} | 80以内 ^{※1} | R1 | — | 80 | 41.5% | (注) ^{※2} |
| 環境 | イノシシ年間捕獲頭数 | 頭/年 | 26,549 | 27,571 | 25,673 | 27,093 | 27,109 ^{※3} | 30,000 | R4 | 27,571 | 28,786 | 94.2% | 概ね達成 |
| 環境 | ニホンジカ年間捕獲頭数 | | 10,866 | 9,698 | 10,691 | 9,616 | 10,335 ^{※3} | 設定なし | — | — | — | — | — |

※1 広島県、島根県、山口県の合計

※2 「ツキノワグマ年間除去頭数」については、出没件数の増加や人身被害などによりクマ保護に対する理解を得ることが困難な状況が続いたことから増加した。

※3 速報値

第2款 自然資源の持続可能な利用

| 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値(R1) | 目標値 | 目標年度 | 基準年度値(H26) | 目安 | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|-------|------------------|----|--------|--------|--------|--------|---------|-------------|------|-------------------|--------|--------|---------|
| 環境 | 県自然環境保全地域面積 | ha | 2,054 | 2,054 | 2,054 | 2,054 | 2,054 | 現状を維持 | R2 | 2,054 | 2,054 | 100% | 目標どおり達成 |
| | | | 37,853 | 37,857 | 37,857 | 37,857 | 37,857 | 現状を維持 | | 37,853 | 37,857 | 100% | 目標どおり達成 |
| 施策 | 自然公園利用者数 | 千人 | 8,816 | 9,273 | 9,549 | 8,364 | 8,660 | 増加を図る | R2 | 8,611 | 8,611 | 100.6% | 目標どおり達成 |
| | | | 684 | 658 | 661 | 600 | 618 | 同程度の利用者数を確保 | | 683 | 683 | 90.5% | 概ね達成 |
| 環境 | 野外レクリエーション施設利用者数 | ha | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 現状を維持 | R2 | 17 | 17 | 100% | 目標どおり達成 |
| | | | 70,971 | 72,145 | 74,630 | 75,911 | 78,108 | 現状を維持 | | 69,343 | 78,224 | 99.9% | 概ね達成 |
| 施策 | 森林ボランティア参加数 | 人 | 14.2 | 15.8 | 18.2 | 22.2 | 26.2 | 80,000 | | 9.1 ^{※2} | 25.0 | 104.8% | 目標どおり達成 |

※1 平成23年度～令和2年度の累計, ※2 平成23年度～平成25年度の累計

第5節 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

(第5節の計)

| 目標以上 | 目標どおり | 概ね達成 | 未達成 | その他 |
|------|-------|------|-----|-----|
| 3 | 2 | 0 | 2 | 1 |

第1款 環境学習・環境活動の推進

| 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値(R1) | 目標値 | 目標年度 | 基準年度値(H26) | 目安 | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|-------|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-------|------|------------|-----|--------|---------|
| 施策 | 県環境情報サイト「エコひろしま」アクセス件数 | 千件 | 735 | 631 | 607 | 573 | 563 | 増加を図る | R2 | 898 | 898 | 62.7% | 未達成 |
| | | | 17 | 17 | 22 | 23 | 21 | 増加を図る | | 10 | 10 | 210.0% | 目標以上達成 |
| 施策 | 環境学習講師の派遣者数 | 人/年 | 42 | 103 | 119 | 124 | 131 | 100 | | 10 | 85 | 154.1% | 目標以上達成 |
| 環境 | 環境活動リーダー養成者数(累計) | 人 | 33 | 34 | 36 | 36 | 37 | 新規認定 | | 32 | 37 | 100% | 目標どおり達成 |
| | せとうち海援隊認定団体数 | 団体 | | | | | | 新規認定 | | | | | |

第2款 環境ビジネスの育成

| 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値(R1) | 目標値 | 目標年度 | 基準年度値(H26) | 目安 | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|-------|----------------|----|-----|-----|-----|-----|---------|------------------|------|------------|-----|--------|-------------------|
| 施策 | 技術開発補助金採択件数 | 件 | 18 | 12 | 14 | 15 | 15 | 95 ^{※1} | R2 | 15 | 18 | 83.3% | (注) ^{※2} |
| | | | 4/6 | 5/6 | 5/6 | 6/6 | 6/6 | 6/6 | | 4/6 | 6/6 | 100% | 目標どおり達成 |
| 施策 | びんごエコ団地分譲済み区画数 | 区画 | | | | | | | | | | | |

※1 平成28年度～令和2年度の累計(単年度当たり19件)

※2 「技術開発補助金採択件数」については、事業規模が大きいのが多かったため、採択件数が少なくなった。効果を見ながらの採択となるため、進捗状況の評価は目標年度に実施する。

第3款 環境配慮の仕組みづくり

| 指標の区分 | 指標項目(内容) | 単位 | H27 | H28 | H29 | H30 | 現状値(R1) | 目標値 | 目標年度 | 基準年度値(H26) | 目安 | 指標の達成率 | 進捗状況 |
|-------|-----------------------------|----|-----|------|------|------|---------|-----|------|------------|------|--------|--------|
| 施策 | 環境マネジメントシステム等セミナー終了事業所数(累計) | 団体 | 52 | 102 | 159 | 189 | 225 | 200 | R2 | 33 | 172 | 130.8% | 目標以上達成 |
| | | | 930 | 95.3 | 91.5 | 91.8 | 88.3 | 100 | | 91.4 | 98.6 | 89.6% | 未達成 |
| 施策 | 県のグリーン購入調達率 | % | | | | | | | | | | | |

付2 環境関連事業費

第2部 第2章に掲載している県の環境施策について、項目ごとに合計予算をまとめています。

(単位:千円)

| 項 目 | R1当初予算 | R2当初予算 |
|--|--------------|--------------|
| 第1節 広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」 | | |
| 第1款 省エネルギー対策の推進 | | |
| 1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進 | ※ 39,374,343 | ※ 41,079,088 |
| 第2款 再生可能エネルギーの導入促進 | | |
| 1 本県の地域特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進 | 257,914 | 270,427 |
| 第3款 森林吸収源対策の推進 | | |
| 1 森林による二酸化炭素吸収量の増加・確保 | 1,787,441 | 1,846,184 |
| 第4款 その他地球温暖化対策の推進 | | |
| 1 フロン類対策による温暖化の防止等 | 2,775 | 7,089 |
| 第2節 広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」 | | |
| 第1款 資源循環を基本とした社会づくり | | |
| 1 一般廃棄物の3Rの推進 | 5,070 | 5,000 |
| 2 産業廃棄物の3Rの推進 | 6,990 | 7,483 |
| 3 資源循環の推進 | 489,216 | 493,094 |
| 第2款 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり | | |
| 1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理 | 113,080 | 69,059 |
| 2 産業廃棄物の適正処理 | 629,647 | 374,400 |
| 3 廃棄物不法投棄防止対策 | 133,238 | 142,749 |
| 第3節 広島の良い「地域環境の保全」 | | |
| 第1款 良い大気環境の確保 | | |
| 1 大気質の保全 | 65,401 | 71,420 |
| 2 騒音・振動、悪臭の防止 | 39,452 | 40,314 |
| 第2款 健全な水環境の保全・管理 | | |
| 1 水質の保全・管理 | ※ 8,505,496 | ※ 7,766,132 |
| 2 水循環の確保 | 66,345 | 51,135 |
| 第3款 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全 | | |
| 1 化学物質の潜在リスクの把握及び排出抑制の推進 | 14,429 | 25,594 |
| 2 土壌汚染対策の円滑な推進 | 1,185 | 1,024 |
| 第4款 地域環境の維持・向上 | | |
| 1 総合的な環境保全対策の推進 | 601 | 801 |
| 2 環境汚染事案への対応 | 9,896 | 34,345 |
| 3 身近な緑地環境等の保全 | ※ 37,669,536 | ※ 39,600,895 |
| 4 優れた景観等の保全と創造 | 466,002 | 492,900 |
| 第4節 広島の豊かな「生物多様性の保全」 | | |
| 第1款 生態系の健全な維持管理 | | |
| 1 豊かな恵みを次世代へ継承する取組の推進 | ※ 34,647,008 | ※ 36,400,403 |
| 第2款 自然資源の持続可能な利用 | | |
| 1 多様な生態系を守り育む自然公園等の保全対策の推進 | ※ 11,414,294 | ※ 14,560,666 |
| 2 瀬戸内海の総合的な環境保全・創造施策の推進 | 57,543 | 58,548 |
| 第5節 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」 | | |
| 第1款 環境学習・環境活動の推進 | | |
| 1 環境学習と啓発活動の推進 | ※ 3,754,659 | ※ 3,960,169 |
| 2 自主的な環境活動を行う人づくり・仕組みづくり | 54,981 | 56,151 |
| 第2款 環境ビジネスの育成 | | |
| 1 環境・エネルギー関連産業の育成 | 61,005 | 62,519 |
| 2 リサイクル産業の集積・育成 | 478,805 | 137,270 |
| 第3款 環境配慮の仕組みづくり | | |
| 1 アセスメント手続等を通じた環境に配慮した事業の推進 | 1,022 | 1,241 |
| 2 県民・事業者による環境負荷の低減 | ※ 322,660 | ※ 323,576 |
| 3 県自らの率先行動 | ※ 3,673,531 | ※ 3,875,515 |

(注1) 予算が複数の項目に跨る場合は、主たる項目の欄に合計予算をまとめています。

(注2) 予算が環境関連事業とそれ以外の事業に跨る場合は、※印を付しています。

付3 県・市町の環境行政組織(令和2年4月1日現在)

(1) 県

| 部 課 名 | | 所 在 地 | TEL |
|------------------|-----------------------|---------------------------|--------------|
| 環 境 県 民 局 | 環 境 政 策 課 | 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 | 082-513-2911 |
| | 環 境 保 全 課 | | 082-513-2917 |
| | 自 然 環 境 課 | | 082-513-2932 |
| | 循 環 型 社 会 課 | | 082-513-2951 |
| | 産 業 廃 棄 物 対 策 課 | | 082-513-2963 |
| 事 務 所 名 | | 所 在 地 | TEL |
| 生 活 環 境 ・ 廃 棄 物 | 西部厚生環境事務所 環境管理課 | 〒738-0004 廿日市市桜尾 2-2-68 | 0829-32-1181 |
| | 西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課 | 〒730-0011 広島市中区基町 10-52 | 082-513-5537 |
| | 西部厚生環境事務所呉支所 衛生環境課 | 〒737-0811 呉市西中央 1-3-25 | 0823-22-5400 |
| | 西部東厚生環境事務所 環境管理課 | 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 | 082-422-6911 |
| | 東部厚生環境事務所 環境管理課 | 〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 | 0848-25-4634 |
| | 東部厚生環境事務所福山支所 衛生環境課 | 〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1 | 084-921-1311 |
| | 北部厚生環境事務所 環境管理課 | 〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1 | 0824-63-5181 |
| 自 然 環 境 | 西部農林水産事務所 林務第一課 | 〒730-0011 広島市中区基町 10-52 | 082-228-2111 |
| | 西部農林水産事務所呉農林事業所 林務課 | 〒737-0811 呉市西中央 1-3-25 | 0823-22-5400 |
| | 西部農林水産事務所東広島農林事業所 林務課 | 〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 | 082-422-6911 |
| | 東部農林水産事務所 林務課 | 〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1 | 084-921-1311 |
| | 東部農林水産事務所尾道農林事業所 林務課 | 〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 | 0848-25-2011 |
| | 北部農林水産事務所 林務第一課 | 〒727-0011 庄原市東本町 1-4-1 | 0824-72-2015 |
| 総合技術研究所 保健環境センター | | 〒734-0007 広島市南区皆実町 1-6-29 | 082-255-7131 |

(2) 市町

| 市町 | 課(室)名 | | | 所在地 | TEL | FAX |
|-----|-------------------|---|-------------------------|--|--|---|
| | 環境保全関係 | 廃棄物関係 | 自然環境関係 | | | |
| 広島市 | 温暖化対策課 環境保全課 | 環境政策課 業務第一課 (一般廃棄物) 業務第二課 (浄化槽) 産業廃棄物指導課 | — | 広島市中区国泰寺町 1-6-34 | 環境政策課 082-504-2505 業務第一課 082-504-2219 業務第二課 082-504-2223 産業廃棄物指導課 082-504-2225 温暖化対策課 082-504-2185 環境保全課 082-504-2097 | 082-504-2229 |
| 呉市 | 環境政策課 環境試験センター | 環境政策課 環境業務課 環境施設課 (廃棄物) 環境試験センター (浄化槽) | 環境政策課 土木総務課 農林水産課 | 環境政策課・土木総務課 ・農林水産課 呉市中央 4-1-6 環境業務課 呉市広多賀谷 3-8-7 環境施設課 呉市広多賀谷 3-9-2 環境試験センター 呉市青山町 5-3 | 環境政策課 0823-25-3301 環境業務課 0823-74-9100 環境施設課 0823-74-9107 環境試験センター 0823-25-3551 土木総務課 0823-25-3668 農林水産課 0823-25-3317 | 環境政策課 0823-32-1621 環境業務課 0823-71-7497 環境施設課 0823-74-3312 環境試験センター 0823-25-9752 土木総務課 0823-25-0347 農林水産課 0823-25-7592 |
| 竹原市 | 市民課 | 市民課 | 市民課 産業振興課 | 竹原市中央 5-1-35 | 市民課 0846-22-2279 産業振興課 0846-22-7745 | 0846-22-8579 |

| 市町 | 課(室)名 | | | 所在地 | TEL | FAX |
|------|------------------------|---|---|---|--|--|
| | 環境保全関係 | 廃棄物関係 | 自然環境関係 | | | |
| 三原市 | 環境施設課 生活環境課 | 環境施設課 (廃棄物) 生活環境課 (浄化槽) | 生活環境課 都市開発課 | 環境施設課 三原市八坂町 10227 生活環境課, 都市開発課 三原市港町 3-5-1 | 環境施設課 0848-63-1210 生活環境課 0848-67-6194 都市開発課 0848-67-6113 | 環境施設課 0848-67-6069 生活環境課 0848-67-6164 都市開発課 0848-64-6057 |
| 尾道市 | 環境政策課 | 環境政策課 下水道課 (浄化槽) 清掃事務所 (一般廃棄物) | 農林水産課 環境政策課 | 環境政策課, 農林水産課, 下水道課 尾道市久保 1-15-1 清掃事務所 尾道市長者原 1-220-75 | 環境政策課 0848-38-9434 下水道課 0848-38-9232 清掃事務所 0848-48-2900 農林水産課 0848-38-9473 | 環境政策課 下水道課 0848-37-2740 清掃事務所 0848-48-2820 農林水産課 0848-37-2377 |
| 福山市 | 環境総務課 環境保全課 | 廃棄物対策課 (廃棄物) 環境保全課 (浄化槽) | 環境保全課 | 福山市東桜町 3-5 | 環境総務課 084-928-1071 環境保全課 084-928-1072 廃棄物対策課 (一般廃棄物) 084-928-1073 (産業廃棄物) 084-928-1168 | 084-927-7021 |
| 府中市 | 環境整備課 | 環境整備課 | — | 府中市鶴飼町 74-2 | (環境保全) 0847-43-7237 (廃棄物) 0847-43-9222 | 0847-43-9223 |
| 三次市 | 環境政策課 | 環境政策課 | 環境政策課 | 三次市十日市中 2-8-1 | (環境保全) (自然環境) 0824-62-6136 (廃棄物) 0824-66-3449 | (環境保全) (自然環境) 0824-62-6397 (廃棄物) 0824-66-3168 |
| 庄原市 | 環境政策課 | 環境政策課 (廃棄物) 下水道課 (浄化槽) | 環境政策課 | 環境政策課 庄原市是松町 20-25 下水道課 庄原市中本町 1-10-1 | 環境政策課 0824-72-1398 下水道課 0824-73-1175 | 環境政策課 0824-72-5517 下水道課 0824-72-4591 |
| 大竹市 | 環境整備課 | 環境整備課 リサイクルセンター (廃棄物) 環境整備課 (浄化槽) | 産業振興課 都市計画課 環境整備課 | 環境整備課, 産業振興課, 都市計画課 大竹市小方 1-11-1 環境整備課リサイクルセンター 大竹市東栄 3-4 | 環境整備課 0827-59-2154 環境整備課 リサイクルセンター 0827-52-5101 産業振興課 0827-59-2130 都市計画課 0827-59-2167 | 環境整備課 0827-57-0880 環境整備課 リサイクルセンター 0827-52-5180 産業振興課, 都市計画課 0827-57-7130 |
| 東広島市 | 環境対策課 環境先進都市 推進室 | 廃棄物対策課 (廃棄物) 環境対策課 (浄化槽) | 環境対策課 都市計画課 (緑の基本計画) 都市整備課 (自然公園管理) | 東広島市西条栄町 8-29 | 環境対策課 082-420-0928 環境先進都市 推進室 082-420-0406 廃棄物対策課 082-420-0926 都市計画課 082-420-0954 都市整備課 082-420-0955 | 環境対策課 環境先進都市 推進室 082-421-5601 廃棄物対策課 082-426-3115 都市計画課 082-421-3233 都市整備課 082-421-5280 |

| 市町 | 課(室)名 | | | 所在地 | TEL | FAX |
|-------|----------------------------------|--|-------------------------|--|---|---|
| | 環境保全関係 | 廃棄物関係 | 自然環境関係 | | | |
| 廿日市市 | 環境政策課 (環境保全) 都市計画課 (景観) | 循環型社会推 進課 (一般廃棄物) 下水道課 (浄化槽) | 農林水産課 環境政策課 | 農林水産課, 環境政策課, 循環型社会推進課 廿日市市下平良 1-11-1 下水道課 廿日市市串戸五丁目 10-15 | 農林水産課 0829-30-9148 環境政策課 0829-30-9132 循環型社会推進課 0829-30-9133 下水道課 0829-32-5490 都市計画課 0829-30-9190 | 農林水産課 環境政策課 循環型社会推進課 都市計画課 0829-31-0999 下水道課 0829-31-2575 |
| 安芸高田市 | 環境生活課 管理課 | 環境生活課 (廃棄物) 上下水道課 (浄化槽) | 農林水産課 | 安芸高田市吉田町吉田 791 | 環境生活課 0826-42-1126 管理課 0826-47-1201 上下水道課 0826-47-1204 農林水産課 0826-47-4022 | 環境生活課 管理課 上下水道課 0826-47-1206 農林水産課 0826-42-1003 |
| 江田島市 | 地域支援課 | 地域支援課 | 農林水産課 都市整備課 地域支援課 | 江田島市大柿町大原 505 | 農林水産課 0823-43-1642 都市整備課 0823-43-1647 地域支援課 0823-43-1637 | 農林水産課 0823-57-4433 都市整備課 0823-57-4434 地域支援課 0823-57-4432 |
| 府中町 | 環境課 | 環境課 | 環境課 | 安芸郡府中町大通 3-5-1 | 082-286-3244 | 082-284-7111 |
| 海田町 | 町民生活課 | 町民生活課 | 町民生活課 | 安芸郡海田町上市 14-18 | 082-823-9219 | 082-823-7927 |
| 熊野町 | 生活環境課 | 生活環境課 | — | 安芸郡熊野町中溝 1-1-1 | 082-820-5606 | 082-854-8009 |
| 坂町 | 環境防災課 | 環境防災課 | — | 安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1 | 082-820-1506 | 082-820-1522 |
| 安芸太田町 | 住民生活課 | 衛生対策室 (廃棄物) 住民生活課 建設課 (浄化槽) | 住民生活課 | 衛生対策室 山県郡安芸太田町大字穴 1456 -1 住民生活課・建設課 山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1 | 衛生対策室 0826-23-1120 住民生活課 0826-28-2116 建設課 0826-28-1963 | 衛生対策室 0826-23-1170 住民生活課 建設課 0826-28-1622 |
| 北広島町 | 町民課 | 町民課 (廃棄物) 上下水道課 (浄化槽) | 農林課 | 山県郡北広島町有田 1234 | 町民課 050-5812-1854 上下水道課 050-5812-1861 農林課 050-5812-1857 | 0826-72-5242 |
| 大崎上島町 | 保健衛生課 | 保健衛生課 | 保健衛生課 | 豊田郡大崎上島町木江 4968 | 0846-62-0303 | 0846-62-0304 |
| 世羅町 | 町民課 | 町民課 (廃棄物) 上下水道課 (浄化槽) | 産業振興課 | 町民課・産業振興課 世羅郡世羅町大字西上原 123-1 上下水道課 世羅郡世羅町大字東神崎 351 | 町民課 0847-22-4513 上下水道課 0847-22-0533 産業振興課 0847-22-5304 | 町民課 0847-22-2768 上下水道課 0847-22-0533 産業振興課 0847-22-4566 |
| 神石高原町 | 環境衛生課 | 環境衛生課 | 環境衛生課 | 神石郡神石高原町小島 2025 | 0847-89-3336 | 0847-85-3394 |

(環境用語索引)

－ あ行 －

| | |
|------------|--------|
| RDF | 17, 32 |
| ISO14001 | 104 |
| 赤潮 | 52 |
| アスベスト | 64 |
| アダプト活動 | 98 |
| 安定型最終処分場 | 35 |
| エコアクション 21 | 104 |
| エコドライブ | 12, 46 |
| FM林 | 20 |
| LED | 11 |
| オゾン層 | 23 |
| 汚濁負荷量 | 52 |
| 温室効果ガス | 7 |

－ か行 －

| | |
|--------------|-----|
| カーボンオフセット | 22 |
| 外来生物法 | 2 |
| 環境影響評価 | 102 |
| 環境基準 | 43 |
| 環境教育等促進法 | 2 |
| 環境の日、環境月間 | 96 |
| 環境マネジメントシステム | 104 |
| 環境リスク | 65 |
| 管理型最終処分場 | 35 |
| 県グリーン購入方針 | 106 |
| 光化学オキシダント | 43 |
| 公共用水域 | 52 |
| 交通需要マネジメント | 11 |
| 小型家電リサイクル法 | 1 |

－ さ行 －

| | |
|-----------|-----------|
| サーマルリサイクル | 32 |
| 里山 | 6, 18, 72 |
| COD | 52 |
| 次世代自動車 | 10, 44 |
| 自然環境保全地域 | 22, 84 |
| 自然公園 | 84 |
| 自動車使用合理化 | 10, 46 |
| 臭気指数 | 49 |
| 水銀汚染防止法 | 2 |
| 3R | 27 |

－ た行 －

| | |
|-----------------|----|
| ダイオキシン類 | 64 |
| 第1種エネルギー管理指定工場 | 9 |
| 第2種エネルギー管理指定工場 | 9 |
| 地球温暖化対策推進法 | 2 |
| 地球温暖化対策地域協議会 | 14 |
| 長期優良住宅 | 13 |
| 低周波音(空気振動) | 47 |
| 電力固定価格買取制度(FIT) | 17 |
| 都市公園 | 72 |

－ な行 －

| | |
|----------------|----|
| 内部生産 | 52 |
| 熱回収(サーマルリサイクル) | 16 |

－ は行 －

| | |
|--------------------|--------|
| パーク&ライド | 11 |
| 廃棄物処理法 | 1 |
| PTR | 63 |
| pH | 44 |
| BOD | 52 |
| PCB | 38, 66 |
| PCB廃棄物特別措置法 | 1 |
| 干潟 | 87 |
| 光ビーコン | 11 |
| 微小粒子状物質(PM2.5) | 43 |
| 広島県地球温暖化防止活動推進センター | 14 |
| ひろしま地球環境フォーラム | 15, 94 |
| びんごエコタウン(構想) | 100 |
| VOC | 46 |
| 富栄養化 | 52 |
| 不法投棄 110 番 | 39 |
| フロン排出抑制法 | 2 |
| フロン類 | 23 |
| 保安林 | 22 |

－ ま行 －

| | |
|------------|----|
| マイクロプラスチック | 2 |
| マニフェスト | 39 |
| 水の華 | 55 |
| 藻場 | 87 |

－ ら行 －

| | |
|--------------|----|
| リサイクル関係各法 | 1 |
| リスクコミュニケーション | 65 |